管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案事項番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
090010	在宅案旗介護サービスの介護保険事業	○介護保険法第42条	○市町村は、指定居宅サービス及び基準該当サービスの保険が著しく困難である地域であって、居宅等介護保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービスはこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認められた時、特例居宅介護サービス費を支給する。	介護サービスを実施した事業者に保険給付する場合、指定事業所になることが必須となっております。事業者要件として、法人格を有すること、人員基準、設置基準があります。また、同居家族に対する介護サービスの制限もあります。 在宅家族が介護サービスをする時、指定事業者となることについて、介護保険法第42条で特例がありますが、施設となっている。上小阿仁村については、豪雪寒冷地帯、過疎地域となっているのでその解釈が拡大されるものと期待している。	在宅家族が要介護3、4、5の人に介護サービスをケアプランに基づいて実施している場合、その家族に対して、12万円を限度として介護サービス料を支給する。 他の事業所の介護サービスを受けている人については、12万円以下の額分についてのみ介護サービス料を家族に支給する。 家族に対するケアプランに基づく介護サービスの確認については、村の地域包括支援センターの保健師、管理栄養士の職員によりチェックをする。 他の事業所でのサービスが12万円を超える場合は、通常の介護保険事業で対応する。介護保険事業については、自宅で自立して日常生活ができるようにサポートすることだと思います。 基本生活を共にしてきた家族の介護が最高であると考えます。 在宅家族介護については、他の事業所の介護サービスを受けても充分なくても、家族がトータルで介護サービスをしているのでは常生活ができているものと理解しております。これに係るサービス料は、30万円を超えているものと思われます。 就業活動もしながら他の事業所の介護サービスを受けている家族と毎日で介護サービスをしている家族とのバランスについて、考慮することが求められております。 少子高齢化により将来、益々、介護保険料の負担や介護者にのしかかってくることが予想されます。 在宅家族介護を主体として対応し、家族で対応できない部分について、他事業所による介護サービスで補完する。 それによって、施設での高額サービスに対する負担軽減と家族介護に対する報酬の支給をすることで、財政的にも継続的な介護保険事業の存続が将来的にも可能になることが期待できます。	D	－	○市町村が、介護保険法第42条第1項第3号の規定に基づき、家族に対して特例居宅介護サービス費を支給することについて、特に認めない。 ○ただし、御提案の事業実施内容をそのまま行った場合、 ①家族の心身の負担増、 ②事業（サービス提供）継続性、 等が問題となる可能性が高い。このため、例えば、住民が複数入薫ますNPO等として介護サービスを提供するのであれば、上記問題を解決できると考えられ、介護保険法第42条に基づき特例居宅介護サービス費の支給も可能であることから、家族個人に対する給付よりも、NPO等の組織に対する給付の方が好ましいと考えている。	市町村が、家族に対して介護保険法第42条第1項第3号の規定に基づく特例居宅介護サービス費を給付した場合、その財源は、当該市町村が単独で負担することとなるのか、財源の負担割合について、ご教示いただきたい。また、本提案の事例においては、提案主体の判断によって、家族に対する特例居宅介護サービス費の給付が可能であるという理解で良いか、合わせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	法的に特に禁じていない在宅家族介護サービス事業を全国的に展開していく場合、介護保険法第42条第1項第3号の規定に基づく特例居宅介護サービス費を給付した場合、その財源は、当該市町村が単独で負担することとなるのか、財源の負担割合について、ご教示いただきたい。また、本提案の事例においては、提案主体の判断によって、家族に対する特例居宅介護サービス費の給付が可能であるという理解で良いか、合わせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	D	－	○ 介護保険法第42条第1項第3号の規定に基づき、市町村が必要である上記のような場合において、特例居宅介護サービス費が支給されることとなる。 また、その財源については、当該市町村が単独で負担するのではなく、他の介護給付と同様の財源負担割合であり、国等の負担がある。（介護保険法第21条等） ○ 介護保険法第42条第1項第3号の規定に基づく特例居宅介護サービス費の支給に当たっては、サービス提供の質の観点から他に介護サービス提供者がいない場合であって、家族介護を希望する者に対しては、介護保険法第1条の目的に沿った適切なサービスの提供が行われるよう、市町村において必要な指導を行うこととなる。 ○ 家族の心身の負担増 介護保険制度創設時、家族の介護に関する社会的取扱が不十分であり、家族の心身の負担が重くなる傾向、家族間の人間関係が悪化する、家族介護等が originate で生じる虐待などが問題となっていた。 しかしながら、介護保険制度が定着するとともに、家族介護サービスの利用についても、家族の心身の負担が軽くなる傾向、家族間の人間関係が良くなる傾向にあるとの調査結果が出ている。 （家族の心身の負担増） 介護保険制度創設時、家族の介護に関する社会的取扱が不十分であり、家族の心身の負担が重くなる傾向、家族間の人間関係が悪化する、家族介護等が originate で生じる虐待などが問題となっていた。 しかしながら、介護保険制度が定着するとともに、家族介護サービスの利用についても、家族の心身の負担が軽くなる傾向、家族間の人間関係が良くなる傾向にあるとの調査結果が出ている。 （事業者による家族介護サービスの提供） 事業者は家族介護サービスの提供に当たっては、家族介護サービスを提供するに当たっての留意事項を遵守するとともに、家族介護サービスの提供に当たっての留意事項を遵守するとともに、家族介護サービスの提供に当たっての留意事項を遵守するとともに、家族介護サービスの提供に

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
090070	地域ケア会議のチェック機関の整備	○介護保険法第76条、第115条の39等	○市町村は、地域包括支援センターの責任主体として位置づけられている。また、市町村はサービス事業者に対して、必要があると認めるときは報告等を求めることができる。	地方自治体の外部監査制度を活用し、地域ケア会議を社会資源との情報共有や問題の共有をはかる場とし、市町村に対しても福祉における監査の機関を付与できるようにする。	地域包括支援センターにおいて行われている違法行為、また民間企業が行っている虚偽申請に対する監査機能を、第三者的な立場において行使できるようにすることで、監査の機能がはたらいていない場合の監査を図っていく。本来は在宅介護支援センターにあるシステムであるが、社会資源との有効な会議としていく、人材としては、委任という形をとり、コストを下げ、第三者としての管理、チェック機能を果たしていく。	C	I	○福祉関係において、市町村が行っている監査等の事務については、公平・中立性が求められるものであり、介護保険法において、市町村が行う監査機能を第三者に属すことについては定めていない。	C	I	ショートステイを利用した高齢者4名を有料老人ホームに入居したことにし、既行からより不当の融資を受けることができた経営者がいる。もちろん入居者のいない有料老人ホームである。融資をした銀行も書類を持って現場に来れば、だまされなかったろう。銀行融資にも虚偽申請は影響を及ぼしている。	○法律上の問題がないかではなく、提案主体からの意見は事業者が市町村に対して行った虚偽申請ではなく、事業者が銀行に対して行った虚偽申請であり、介護保険法の規定による市町村の権限外である。 ○市町村が行う監査機能については、公平・中立性が求められるものであり、当該監査機能を第三者に属すことについては定めていない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	○介護サービス情報の公表の仕組みでは、都道府県知事は、事業者から報告を受けた介護サービス情報のうち、客観的に調査することが必要な情報について、その内容が正しいかどうかを確認するための調査を行うこととしており、制度を効率的かつ円滑に実施する観点から当該事務を民間に行わせることができるとされている。 ただし、厳提案の民間企業が行っている虚偽申請に対する監査機能を、第三者的な立場において行使できるようにすることや、公平・中立性が求められるものであり、当該監査機能を第三者に属すことについては定めていない。	I0202000	個人	岡山県	総務省 厚生労働省
090080	病児・病後児保育の利用促進（実施場所の要件緩和）	（自園型） 「保育対策等促進事業の実施について」 （H12．3．29児第247号厚生省児童家庭局長通知） （オープン型） 「次世代育成支援対策交付金の国庫補助について」 （H19．1．22厚生労働省雇用均等・児童家庭局発第0122002号厚生労働事務次官通知） （緊急サポートネットワーク事業） 特になし	実施場所 （オープン型） あらかじめ市町村が指定した保育所等の厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の児童福祉施設または病院もしくは診療所に付設された施設あるいは本事業のための専用施設であって適当と認めたもの （自園型） 当該事業を実施する保育所 （緊急サポートネットワーク事業） 会員の自宅	病児・病後児保育に係る国の各施策について、地域の実情に応じて取り組めるよう、実施場所の要件を緩和する。	（実施内容）病児・病後児保育に係る国の各施策（病児・病後児保育事業（オープン型・自園型）、緊急サポートネットワーク事業）については、実施場所がそれぞれ会員の自宅や保育所に限定されているが、利用者の利便性を図るとともに、保育所や地域子育て支援拠点施設など、地域の実情に応じた施設で実施できるよう、実施場所の要件を緩和する。また、オープン型は交付金、自園型は補助金、緊急サポートネットワーク事業は国からの団体委託事業とされ、看護師の有効活用などの運用が図れない制度となっていることから、各事業が連携して効果的に実施できる体制とする。 （理由）・緊急サポートネットワーク事業については、会員の自宅で看病することを看護師・保護者双方が敬遠し、利用が進んでいない。・緊急サポートネットワーク事業、オープン型、自園型の各事業は異なる制度であるため、一体的な実施が困難である。	C	－	○　病児・病後児保育事業（自園型）は、保育所登所後に、突発的な発熱等により体調不良となった子どもに対して、保護者が迎えに来るまでの間、看護師等が安全かつ安心な体制で預かる当日の緊急対応であること、及び、常日頃から、保育所の衛生管理・感染防止等に努める必要があることから、実施場所は、当該保育所でなければならない。 ○　緊急サポートネットワーク事業は、育児中の労働者と保育士、看護師及び育児経験者等を会員として、会員個人間の相互援助活動を、緊急サポートネットワーク事業とされ、看護師の有効活用などの運用が図れない制度となっていることから、各事業が連携して効果的に実施できる体制とする。 （理由）・緊急サポートネットワーク事業については、会員の自宅で看病することを看護師・保護者双方が敬遠し、利用が進んでいない。・緊急サポートネットワーク事業、オープン型、自園型の各事業は異なる制度であるため、一体的な実施が困難である。 ○　なお、病児・病後児保育事業（オープン型）においては、実施場所について、あらかじめ市町村が指定した保育所等の厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の児童福祉施設または病院もしくは診療所に付設された施設あるいは本事業のための専用施設であって適当と認めたものとすることとしており、地域の実情に応じて実施が可能である。	各々の補助金等の内容については理解するが、これらの補助金は「病児・病後児保育への対応」ということで、その趣旨を同じくしているものと思われる。そこで、各々の補助金の使い勝手を向上させるため、補助金の要件を見直すことはできないのか。合わせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	病児・病後児保育事業（自園型）は、いつ体調不良児が生じてもよいように職員を配置していたため、既行制度では、体調不良児の発生が少ない小規模園では実施困難である。また、通園中に体調不良となった場合、保護者が自宅に帰ってからでないと緊急サポートネットワーク事業が活用できないのであれば、事業効果が見込まれないことから、早急に実施場所を緩和する必要がある。	C	－	○　病児・病後児保育事業（自園型）において、看護師を常時配置することの趣旨は、自園における体調不良児への対応の注か、健康な児童が体調不良とならないよう配慮するために、常日頃から保育所全体の衛生管理・感染防止等に努めることが必要であるためであり、体調不良児への対応のみを看護師が対応する事業ではないことから、要件緩和することは困難。 なお、体調不良児の受入人数の要件に関しては、限られた財源を効果的に執行する観点から設けているものであり、対応は困難である。 ○　緊急サポートネットワーク事業は、会員個人の自宅であれば、通常、病気時の詳細な食の日常生活に必要な環境が確保されており、その中で1対1で子どもを預かることができることから、会員個人間の援助活動として会員個人の自宅に限り、実施を認めているものである。 緊急サポートネットワーク事業では、保育所での保育中に体調不良となった子ども、看護師等のサポート会員が迎えに行き、そのまま サポート会員宅で預かることも可能であり、保護者が使用しなくても利用が可能である。 また、施設における病児・病後児保育への対応は、通園中に体調不良となった場合も含め、病児・病後児保育事業の活用が可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	－	○　緊急サポートネットワーク事業は、育児中の労働者と保育士、看護師及び育児経験者等を会員として、会員個人間の相互援助活動として自宅で病児・病後児の預かり等を実施するものであり、自宅以外での実施は緊急サポートネットワーク事業として認められないが、登録看護師を病児・病後児保育事業で活用することは可能である。 また、緊急サポートネットワーク事業は現行制度においても、病児・病後児保育事業を実施している施設等（以下、「施設等」という。）を利用する前の医療機関での受診のための送迎や施設等への送迎、施設等では対応できない時間外の預かりや施設等が満室時の預かりなどにおいて利用されるなど、病児・病後児保育事業と相互に連携・協力することにより両事業が効果的に活用されている都道府県もあることから、他の都道府県の取組状況等を参考に利用の促進を図られたい。 なお、病児・病後児保育事業（体調不良児対応型・旧自園型）は、専門性の高い看護師を常時保育所に配置することで、自園における体調不良児への対応は、入所児童全般の健康管理や感染症予防、子育て家庭等に対する相談支援を実施することとしているので、実施場所は自園でなければならない。	I0931100	兵庫県	兵庫県	厚生労働省
090090	病児・病後児保育の利用促進（職員配置基準の要件緩和）	・次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について（平成19年1月22日雇児発第0122003号） ・「保育対策等促進事業の実施について」 （H12．3．29児第247号厚生省児童家庭局長通知）	（オープン型）職員配置について、病後児保育・病児保育を専門に担当する職員として、看護師等（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。）を配置し、利用定員に応じて保育士等を配置することとしている。 （自園型）保育中に体調不良となった児童を保護者が迎えに来るまでの間、保育所の特異変事等にて看護師等が安心・安全な体制で預かる事業	（オープン型）職員配置について、病後児保育・病児保育を専門に担当する職員として、看護師等（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。）を配置し、利用定員に応じて保育士等を配置することとしている。	地域の実情に応じて取り組めるよう、職員配置基準の要件を緩和する。	（実施内容）人材活用の観点から、事業の実施にあたっては、緊急サポートネットワーク事業の登録看護師や医療機関の看護師がオープン型や自園型に派遣できるよう、柔軟な対応を可能とする。また、オープン型は交付金、自園型は補助金、緊急サポートネットワーク事業は国からの団体委託事業とされ、看護師の有効活用などの運用が図れない制度となっていることから、各事業が連携して効果的に実施できる体制とする。 （理由）・オープン型、自園型については、常勤看護師の配置が条件となっているが、利用者数が一定以下、利用者がいない場合でも配置が必要となるため、効率的な運営が難しい。・緊急サポートネットワーク事業、オープン型、自園型の各事業は異なる制度であるため、一体的な実施が困難である。	C	－	○　病児・病後児保育事業(オープン型)においては、緊急サポートネットワーク事業の登録看護師や医療機関の看護師がオープン型や自園型に派遣できるよう可能である。 ○　一方で、病児・病後児保育事業（自園型）は、保育所登所後に、突発的な発熱等により体調不良となった子どもに対して、保護者が迎えに来るまでの間、看護師等が安全かつ安心な体制で預かる当日の緊急対応であること、及び、常日頃から、保育所の衛生管理・感染防止等に努める必要があることから、看護師等は保育所に常駐している必要があり、派遣による看護師で対応することはできない。 したがって、国の補助事業として、提案の様な事業実施体制をとることは困難である。	各々の補助金等の内容については理解するが、これらの補助金は「病児・病後児保育への対応」ということで、その趣旨を同じくしているものと思われる。そこで、各々の補助金の使い勝手を向上させるため、補助金の要件を見直すことはできないのか。合わせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	通園中の児童については、体調不良と確認されてから職員を派遣しても児童の安全確保及び保育士の負担軽減を図ることができると考えられるが、既行制度では常時、職員を配置する必要があるとのことから、人件費負担が重く、実施が進んでいない。 そこで、人の配置要件を緩和し、病児・病後児保育事業（オープン型）又は緊急サポートネットワーク型当園職員を派遣することで、より効率的な病児・病後児保育を行うことができ、事業の推進を図ることができることから、要件を緩和する必要がある。	C	－	○　病児・病後児保育事業（自園型）において、看護師を常時配置することの趣旨は、自園における体調不良児への対応の注か、健康な児童が体調不良とならないよう配慮するために、常日頃から保育所全体の衛生管理・感染防止等に努めることが必要であるためであり、体調不良児への対応のみを看護師が対応する事業ではないことから、要件緩和することは困難。 なお、オープン型及び自園型については、平成20年度より補助金の統合を行い、あわせて補助基準額等の見直しを行うこととしている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	－	○　病児・病後児保育事業（体調不良児対応型・旧自園型）は、専門性の高い看護師を常時保育所に配置することで、自園における体調不良児への対応のほか、入所児童全般の健康管理や感染症予防、子育て家庭等に対する相談支援を実施することとしているので、実施場所は自園でなければならない。	I0923200	兵庫県	兵庫県	厚生労働省
090100	保育所入所要件の撤廃	児童福祉法 第24条第1項 第39条 児童福祉法施行令 第27条	保育所は日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳幼児を保育する施設である。	特別の事情（待機児童がない地域、地域の保育所が「認定こども園」の認定を受けることが困難等）のある地域において、保護者の就労の有無等に関係なく、保育所へ入所することが可能となるよう、保育所入所要件（保育の実施基準）を撤廃する。	保育所への入所要件は、保護者が就労、疾病等で十分な保育が受けられない歳から小学校入学前の乳幼児という二点になっている。 一方、核家族化や地域のコミュニケーションの希薄化などにより、近年は、専業主婦家庭における育児不安や悩み等が増大しており、児童虐待などにつながる恐れがあるなどの保育を必要とする乳幼児は、現行の制度では対応できない状況である。 また、非正規雇用者の増加やリストラ等による就職も多く見られる現在、親の就労状況の変化により、保育所に通えなくなることによって、児童の健全な幼児教育・保育環境が確保されない状況となる。 なお、認定こども園制度では、認可保育所・認可幼稚園以外の部分は、国制度の助成の対象とならないことから、その普及にも限界があると考えられる。 このため、全ての就学前児童が保育所を利用できるよう入所要件（保育の実施基準）の撤廃を行う必要がある。	C	I	○「保育に欠ける」要件を見直すことについては、対象者の大幅な増大が予想され、それに見合う財源の確保が必要不可欠であることから慎重な検討が必要である。 ○　現行の保育所制度は、終日保育を行うことを前提とした施設であるが、それ以外の特別なニーズ（例えば、用事がある時に一時的に子どもを預かって欲しいなど）に対しては、一時保育や特定保育などの各種の保育サービスを展開し、きめ細かく対応しているところ、必ずしもすべての保育ニーズを保育所の通常保育の部分で対応する必要はないのではないかと考えており、サービスを利用する子どもと保護者にとって、どのような形が望ましいのか、現在実施している各種の保育サービスの実施状況等も踏まえて考える必要がある。 ○　いずれにせよ、福祉施設として の責務から手厚い公費を投入している保育所について、仮に「保育に欠ける」要件を見直し、保育を必要とする者がだれでも利用できる施設にするならば、制度そのものの在り方、公費負担の在り方、就労と育児の両立の観点からの根本的な制度設計の議論が必要な課題であると考えている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	①全業種府専業主婦家庭における育児不安等が増大しており、児童虐待などにつながる恐れがあるなど保育を必要とする乳幼児は、現行制度では対応できないこと等から、保育所の入所要件を緩和する必要がある。②「保育に欠ける子・欠けない子」全てを受け入れることが出来きる認定こども園については、全国で121施設の認定にとどまっているが、公費負担の在り方を含めて、今後の普及促進策について示されたい。③保育所制度のそのものの性格、公費負担の在り方等の保育制度についての議論を今後どのような方向性で行っていくのか、又どのようなスケジュールで行っていくのかを示されたい。	○「保育に欠ける」要件を見直すことについては、対象者の大幅な増大が予想され、それに見合う財源の確保が必要不可欠であることから慎重な検討が必要である。 ○　現実に保育サービスの量的拡大が図られ、保育の受け皿が用意されなければ、すべての対象者にサービスが行き渡らず、保育の必要性の高い児童が保育サービスを利用できなくなるなど、大きな混乱が生じるおそれがある。 ○　また、認定こども園制度については、地方公共団体や施設に対する認定こども園運用上の課題、保護者等に対評な点、県独自に工夫した点などの実態調査を、年度内にも実施したいと考えており、それらの調査を通じて把握した課題に対する改善方策等について、両者で検討を進めてまいりたい。 ○　なお、保育制度の検討については、「子ども実施を応援する日本」重点戦略会議の議論を踏まえ、包括的な次世代育成支援の制度的枠組みを構築していく中で検討していくこととなる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	○「保育に欠ける」要件の見直しについては、対象者の大幅な増大が予想されるため、サービス量が不足している現状の下では、 ・売り手市場のため、事業者が利用者を選別することとなり、障害児などの配慮を要する児童や低所得家庭の児童等の保育の必要度の高い児童が保育所を利用できなくなる ・財源が限定的になり、保護者負担が増大する などの問題が生じることは容易に予想されるところであり、まずは、待機児童の解消を図るため、保育所受入児童数を拡大することが先決である。 上記の項目については、昨年12月に決定された規制改革会議の「規制改革推進のための第2次答申」において、「認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所の入所基準の見直しの可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築する中で検討とされ、これを尊重する旨の閣議決定もされているところであり、これに沿って検討してまいりたい。 ○　また、認定こども園制度については、地方公共団体や施設に対する「認定こども園運用上の課題などの実態調査を、今年度内にも実施したいと考えており、それらの調査を通じて把握した課題に対する改善方策等も含め、両者で検討を進めてまいりたい。	I0936000	兵庫県	兵庫県	厚生労働省
090110	臨床研修病院の指定基準の緩和	医師法第16条の2 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第8項に規定する指定の基準を満たす必要がある。	臨床研修病院の指定を受けるためには、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第8項に規定する指定の基準を満たす必要がある。	臨床研修病院の指定基準となっている「全婦人科を必修科目とする」等を初めとする要件を病院のおかれている事情により緩和してほしい。	新臨床研修制度が始まって以来、医師不足が深刻となっている地方自治体病院については、産婦人科医等が不在の場合も多く、そのため臨床研修病院として申請できないためさらに医師の確保に苦慮する悪循環に陥っている。特に市立規定病院においては、第2次医療圏の地域センター病院であっても産婦人科の医師がいない、有名無実の状態となっている。1人でも2人でも最低一年間は医師を確保できるよう配慮してほしい。	D	Ⅲ	病院において臨床研修に必要な診療科の一部を確保できない場合でも、当該病院が管理型臨床研修病院や協力型臨床研修病院として、他の医療機関と協力して指定申請を行うことは可能である。	D	Ⅲ	D	Ⅲ								1014010	個人	北海道	厚生労働省
090120	医師充足率を満たさない病院の診療報酬減額の特例	医師法 厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法（平成18年厚生労働省告示第104号）	医療法上の医師の配置標準を満たさない医療機関については、診療報酬における入院基本料が減額となる。	新医療研修制度導入のため、結果として医師充足率を満たさなくなったと言われる病院については、診療報酬減額を行わないでほしい。	新医療研修制度導入のため、特に地方の自治体病院においては、医育大学等からの派遣医師の引揚げにより医師の確保ができず、今後も医師充足率を満たすことが困難であることが予想される。このことから、過去の医師確保状況と比較し、明らかに新医療研修制度導入に起因し医師不足が生じたと確認できる病院においては、診療報酬の減額を行わないでいただきたい。	C	Ⅲ	「明らかに臨床研修制度の導入により医師不足が起こった医療機関」を特定するのは困難であるよ、そもそも医療法における医師の配置標準については、適切な医療の提供を行うために設定しているものであり、これを下回るものについては、提供される医療サービスの質の確保が図られない可能性があることから、診療報酬における入院基本料の減額措置を講じているところである。このため、御指摘のような医療機関全てに対して、診療報酬の減額措置の緩和を行うことは困難である。なお、地域や診療科において、医師の確保が困難になっている現状に対応し、本年5月末には政府・与党で「緊急医師確保対策」をとりまとめ、現在、この対策の具体化を進め、医師確保に努めているところ。	C	Ⅲ								1014120	個人	北海道	厚生労働省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案事項番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
090130	高度先進医療の国際的交流(教育、医療) 【求める措置の具体的内容①について】 ①③我々が小児心臓疾患、特に新生児複雑心疾患の治療や高度先進医療を、東南アジアや発展途上国を中心とした国々の医師だけでなく医療チームの一員である看護師、MEなどすべての医師体者に教育、臨床研修できるよう規制緩和をしていただきたい。）	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律	医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国医師若しくは外国歯科医師または外国看護師等が医業もしくは歯科医業又は保健師助産師看護師法第5条に規定する業等を行うことができるように、医師法第17条及び歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条第1項等の特例等を定めている。	医師法第17条及び歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条第1項等の特例等を定めている。	岡山大学医学部心臓血管外科では以前より東南アジアを中心に心臓血管外科手術の技術指導を行ってきました。インドネシア国ジャカルタ心臓病センター、やフィリピン心臓病センターなどです。小児心臓疾患に対する外科治療を主に、その他大動脈瘤、弁形成術など日本が、そして我々が進んでいる心臓手術分野のデモンストレーション、教育が主たる目的でした。 2～3年前より心臓外科医の教育だけでなく、麻酔医、小児循環器医、循環器内科医、人工心肺技師、看護師など循環器治療に携わるすべての部門の専門家の教育、研修を熱望されるようになりました。ご存知のように心臓病治療、手術は1人の力で出来るものではなく、治療に携わるチーム全員の力、技術が無いと成功しません。すべてはチームワークとチームなのです。 平成16年より、外国人医師の日本での臨床研修に門戸はさしずつ開かれてきましたが、未だ十分とは言えません。さらに看護師やAnother Medical Staffなどの医療従事者に対する臨床研修には多くの制約が存在するのは明らかです。東南アジア、中国を始め多くの国のこれらの医療関係者は日本でのそして岡山大学での臨床研修を強く望んでいます。今までのように我々がそれぞれの国に行って手術や治療をすることも大切なことではありますが、岡山大学で彼ら・彼女らをトレーニングするほうがより充実した研修と効果を与えることが出来るのは誰の目にも明らかです。 四肢の壊死などに対する乳虫治療など、我々にしかない高度先進医療を、わが国だけでなく、東南アジアを初めとする多くの国の患者様に提供することも我々医療人の勤めであり、使命であると思われます。またこれ以外の高度医療も、現在の我が国の規制下では十分な提供は出来ず、これでは真の国際貢献は出来ません。【別添補足資料参照】	D	I	平成18年の医療法等の改正に伴い、臨床修練制度の対象職種の拡大が行われたところであり、平成19年4月より従来の医師・歯科医師に加え、新たに看護師を始めとしたコメディカルについても臨床修練制度の対象職種とされたところとあるが、当該制度を活用することで、御提案は実現可能である。	貴省回答において「平成19年4月より従来の医師・歯科医師に加え、新たに看護師を始めとしたコメディカルについても臨床修練制度の対象職種とされたところ」とあるが、提案者の言う"人工心肺技師"も対象職種に含まれるお旨してよろしいか。	D	I	御提案中「人工心肺技師」が何を指すのか明らかではないが、診療の補助として、生命維持管理装置（人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置）の操作を行う臨床臨床工学技士に相当する職名を有するのであれば、臨床修練の対象となるものである。	1300100	岡山大学心臓血管外科、循環器治療部	岡山県	厚生労働省
090140	高度先進医療の国際的交流(教育、医療) 【求める措置の具体的内容②について】 （②また日本語研修の必修義務を廃止していただきたい。）	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第3条第4号	臨床修練の許可の基準として、臨床修練を行うのに支障のない程度に日本語、中国語、フランス語、ロシア語、英語、スペイン語又はイタリア語を理解し、使用する能力を有していることを求めている。	①我々が小児心臓疾患、特に新生児複雑心疾患の治療や高度先進医療を、東南アジアや発展途上国を中心とした国々の医師だけでなく医療チームの一員である看護師、MEなどすべての医師体者に教育、臨床研修できるよう規制緩和をしていただきたい。②また日本語研修の必修義務を廃止していただきたい。③さらに、これらの治療に対し全額医療での自由診療的裁量が出来るような措置を講じていただきたい。 上記事項が可能になるよう、岡山大学心臓血管外科を中心とした循環器治療部門を医療特区として申請いたします。【別添補足資料参照】	岡山大学医学部心臓血管外科では以前より東南アジアを中心に心臓血管外科手術の技術指導を行ってきました。インドネシア国ジャカルタ心臓病センター、やフィリピン心臓病センターなどです。小児心臓疾患に対する外科治療を主に、その他大動脈瘤、弁形成術など日本が、そして我々が進んでいる心臓手術分野のデモンストレーション、教育が主たる目的でした。 2～3年前より心臓外科医の教育だけでなく、麻酔医、小児循環器医、循環器内科医、人工心肺技師、看護師など循環器治療に携わるすべての部門の専門家の教育、研修を熱望されるようになりました。ご存知のように心臓病治療、手術は1人の力で出来るものではなく、治療に携わるチーム全員の力、技術が無いと成功しません。すべてはチームワークとチームなのです。 平成16年より、外国人医師の日本での臨床研修に門戸はさしずつ開かれてきましたが、未だ十分とは言えません。さらに看護師やAnother Medical Staffなどの医療従事者に対する臨床研修には多くの制約が存在するのは明らかです。東南アジア、中国を始め多くの国のこれらの医療関係者は日本でのそして岡山大学での臨床研修を強く望んでいます。今までのように我々がそれぞれの国に行って手術や治療をすることも大切なことではありますが、岡山大学で彼ら・彼女らをトレーニングするほうがより充実した研修と効果を与えることが出来るのは誰の目にも明らかです。 四肢の壊死などに対する乳虫治療など、我々にしかない高度先進医療を、わが国だけでなく、東南アジアを初めとする多くの国の患者様に提供することも我々医療人の勤めであり、使命であると思われます。またこれ以外の高度医療も、現在の我が国の規制下では十分な提供は出来ず、これでは真の国際貢献は出来ません。【別添補足資料参照】	E	I	御指摘の「日本語研修の必修義務」が何を指すのか明らかではないが、ロボットを使用することにより医行為を行うのであれば、医師等が行う必要がある。	E	I	御指摘の「日本語研修の必修義務」が何を指すのか明らかではないが、臨床修練の許可を与えるための基準として、臨床修練を行うのに支障のない程度の語学能力を求めているが、日本語・中国語・フランス語・ロシア語・英語・スペイン語・イタリア語のうち、いずれかの言語で語学能力を有していれば、語学能力についての基準を満たすこととなり、特段日本語の語学能力を必修として求めているものではない。	1300101	岡山大学心臓血管外科、循環器治療部	岡山県	厚生労働省
090150	高度先進医療の国際的交流(教育、医療) 【求める措置の具体的内容③について】 （③さらに、これらの治療に対し金額医療での自由診療的裁量が出来るような措置を講じていただきたい。）	公的保険が適用されない自由診療に関して、費用負担などについて特段の規定は設けられていないところである。	①我々が小児心臓疾患、特に新生児複雑心疾患の治療や高度先進医療を、東南アジアや発展途上国を中心とした国々の医師だけでなく医療チームの一員である看護師、MEなどすべての医師体者に教育、臨床研修できるよう規制緩和をしていただきたい。②また日本語研修の必修義務を廃止していただきたい。③さらに、これらの治療に対し金額医療での自由診療的裁量が出来るような措置を講じていただきたい。 上記事項が可能になるよう、岡山大学心臓血管外科を中心とした循環器治療部門を医療特区として申請いたします。【別添補足資料参照】	岡山大学医学部心臓血管外科では以前より東南アジアを中心に心臓血管外科手術の技術指導を行ってきました。インドネシア国ジャカルタ心臓病センター、やフィリピン心臓病センターなどです。小児心臓疾患に対する外科治療を主に、その他大動脈瘤、弁形成術など日本が、そして我々が進んでいる心臓手術分野のデモンストレーション、教育が主たる目的でした。 2～3年前より心臓外科医の教育だけでなく、麻酔医、小児循環器医、循環器内科医、人工心肺技師、看護師など循環器治療に携わるすべての部門の専門家の教育、研修を熱望されるようになりました。ご存知のように心臓病治療、手術は1人の力で出来るものではなく、治療に携わるチーム全員の力、技術が無いと成功しません。すべてはチームワークとチームなのです。 平成16年より、外国人医師の日本での臨床研修に門戸はさしずつ開かれてきましたが、未だ十分とは言えません。さらに看護師やAnother Medical Staffなどの医療従事者に対する臨床研修には多くの制約が存在するのは明らかです。東南アジア、中国を始め多くの国のこれらの医療関係者は日本でのそして岡山大学での臨床研修を強く望んでいます。今までのように我々がそれぞれの国に行って手術や治療をすることも大切なことではありますが、岡山大学で彼ら・彼女らをトレーニングするほうがより充実した研修と効果を与えることが出来るのは誰の目にも明らかです。 四肢の壊死などに対する乳虫治療など、我々にしかない高度先進医療を、わが国だけでなく、東南アジアを初めとする多くの国の患者様に提供することも我々医療人の勤めであり、使命であると思われます。またこれ以外の高度医療も、現在の我が国の規制下では十分な提供は出来ず、これでは真の国際貢献は出来ません。【別添補足資料参照】	E	—	本要望について、医療法等で特段規制しているわけではない。	E	—	自由診療範囲内で行う前提条件において、うし虫治療などの高度先進医療と、日本人・外国人問わず、行うことは、特段規制されていないと解してよろしいか。	保険診療との併用など、医療保険の枠組みの下で行われない限り、特段規制しているわけではない。	E	—	1300102	岡山大学心臓血管外科、循環器治療部	岡山県	厚生労働省
090160	先端医療広域連携（クラスター）特区実現のための規制緩和(先進医療（混合医療）に関する規制緩和)	健康保険法（大正11年法律第80号） 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号） 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成18年厚生労働省告示第574号）	我が国の医療保険制度においては、保険診療と保険外診療を併用することは原則として禁止されている。 裏事法上の治験や、一定の安全性、有効性等の認められた先進的な医療技術等については、今後保険導入のための議論を行う評価療養とて、例外的に保険診療との併用を認めているものである。	先端医療広域連携（クラスター）特区で、先端医療に関する研究開発と臨床試験／治験に特化した病院／研究所／大学院大学から成るアジアにおける先端医療ハブを産学官民連携で運営し、ロボット医療／ハイブ医療を中心として、高齢化社会における医療技術を解決可能な、先端医療の実用化を促進する。そのためには、先進医療（混合医療）に関する規制緩和を必要とする。	医療技術の迅速な発展にもかかわらず、高齢化社会における新たな難病や生活習慣病の出現により、生活の質が脅かされている。同時に医療従事者の不足や保険制度の不安定などによる医療崩壊の到来により、医療システムの改革が求められている。先端医療の研究開発と迅速な実用化は、上記の問題を解決するために必須であり、臨床試験／治験に特化した医療を行なう先端医療病院はアジアにおける学問的ハブセンターとしてきわめて重要である。私どもはロボット技術を病院に導入し、先端医療病院の一部をロボット化病院とし、ロボット医療／ハイブ医療を中心とした先端医療の研究開発と臨床試験／治験を迅速に推進し、医療／産業／社会のそれぞれに貢献するも、コアとなる病院／研究所／大学院大学はスリム化し、1都道府県にとどまらずに最適の運携機関と広域運携し、特区における規制緩和の基で、研究開発と実用化を迅速に行なう、本事業により、1)未認可薬、医療技術の迅速な実用化 2)高度技術を有する医療従事者の育成 3)ベンチャー企業を含む新産業の創成 4)新しい医療システムの構築 5)保険制度の安定化 などの効果が国内的に認められ、また国際的にはアジアにおける先端医療ハブとして海外からの患者、外国人医療従事者の窓口として、国際競争力を有する医療機関としての知名度が上がると考えられる。	D	Ⅲ	御要望の趣旨が不明であるが、保険との併用を希望される療養について、薬事法上の治験、先進医療等として認められることで、保険との併用が可能となるものである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	Ⅲ	厚生労働省が特定療養費または先進医療として、「一定の安全性、有効性等認められた先進医療技術」を一部認可するのは了解しているものと、我々はアジアにおける先端医療ハブとして開発した医療技術や治験の迅速な実用化を目指している。従って、新たに開発された医療技術の第1相からの臨床試験及び未承認医薬品の第1相からの治験を特区内での実施する場合、都道府県または特区内の審査機関での裁量で先進医療（混合医療）が行なえるように求める	C	Ⅲ	我が国の医療保険制度においては、 ・保険診療により一定の自己負担額において必要な医療が提供されるにもかかわらず、患者に対して保険外の負担を求めることが一般化し、患者の負担が不当に拡大するおそれがあること ・安全性、有効性等が確認されていない医療が保険診療と併せ実施されてしまうことにより、科学的根拠のない特殊な医療の実施を助長するおそれがあること から混合診療を禁止し、一定のルールの下で保険診療と保険外診療の併用を認めているものである。 御指摘の先進医療については、医療機関から届出のあった医療技術について、届出から原則90日以内に先進医療専門家会議において有効性の専門家による審査を行い、有効性等が確認された医療技術や医療材料、医療機器を用いた先端医療を特に広く認めていることから、将来的に保険導入の検討を行うものとしての評価療養に位置付けて、例外的に保険との併用を認めているものである。 御要望のように、各地域において先進医療の基準を緩和し、地域ごとに異なる先進医療を設定することは、患者における安全性、有効性等の基準が各地域でばらつくことで、 ・同じ医療技術であっても地域によって先進医療として認められないなど、地域ごとに受けられる医療に不平等さにおそれがあること ・安全性、有効性等が十分確立されていない医療技術が特定の地域で患者に対して提供される可能性があること など、いつでも、どこでも、誰でも必要かつ適切な医療を受けられるという、国民皆保険制度の理念に反する場合が想定されることから、困難であると考えている。 なお、平成20年1月1日現在で、125の先進医療を、延べ980の医療機関で実施することが認められており、安全性及び有効性が確保された先進的な医療技術について、保険医療を希望される患者のニーズに応えているものと考えている。	1083011010	特定非営利活動法人先端医療推進機構	愛知県	厚生労働省
090170	先端医療広域連携（クラスター）特区実現のための規制緩和（ロボットによる医療行為を含む病院内使用の通法化）	医師法第１７条	医師でなければ、医業をしてはならない	医師でなければ、医業をしてはならない	医療技術の迅速な発展にもかかわらず、高齢化社会における新たな難病や生活習慣病の出現により、生活の質が脅かされている。同時に医療従事者の不足や保険制度の不安定などによる医療崩壊の到来により、医療システムの改革が求められている。先端医療の研究開発と迅速な実用化は、上記の問題を解決するために必須であり、臨床試験／治験に特化した医療を行なう先端医療病院はアジアにおける学問的ハブセンターとしてきわめて重要である。私どもはロボット技術を病院に導入し、先端医療病院の一部をロボット化病院とし、ロボット医療／ハイブ医療を中心とした先端医療の研究開発と臨床試験／治験を迅速に推進し、医療／産業／社会のそれぞれに貢献するも、コアとなる病院／研究所／大学院大学はスリム化し、1都道府県にとどまらずに最適の運携機関と広域運携し、特区における規制緩和の基で、研究開発と実用化を迅速に行なう、本事業により、1)未認可薬、医療技術の迅速な実用化 2)高度技術を有する医療従事者の育成 3)ベンチャー企業を含む新産業の創成 4)新しい医療システムの構築 5)保険制度の安定化 などの効果が国内的に認められ、また国際的にはアジアにおける先端医療ハブとして海外からの患者、外国人医療従事者の窓口として、国際競争力を有する医療機関としての知名度が上がると考えられる。	D	I	ご提案のロボットが何を指すのかまだしも明らかではないが、ロボットを使用することにより医行為を行うのであれば、医師等が行う必要がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	D	I	手術のような医師の診療にかかわるロボットを、医師の管理下で用いるのは当然と考える。我々は、今回、手術や診療のみならず看護、検査、リハビリ、事務サービスを含む病院機能支援ロボットの包括的病院内実証実験に関する規制緩和を求めており、必ずしも手術にロボットだけを限定するものではない。従って、特区病院のロボットは、医師の裁量で用いることができるように求める。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	D	I	ご提案のロボットが何を指すのかまだしも明らかではないが、ロボットを使用することにより診療の補助等を行うのであれば、看護師をはじめとする必要な資格を有する医療従事者が行う必要がある。	我々は、医師および看護師などの医療資格者不足による医療現場の崩壊を解決するための手段として、医療支援ロボットの研究開発と実証試験を計画している。医療支援とは、手術を含めた診療、看護、検査、リハビリ、薬剤、医療事務などの医療従事者に対する支援を総称す る。以上のような医療支援ロボットの病院内利用を認めて頂きたい。	D	I	1083012	特定非営利活動法人先端医療推進機構	愛知県	厚生労働省
090180	先端医療広域連携（クラスター）特区実現のための規制緩和（治験および先進医療専門病院の病床規制の除外）	医療法第30条の4第2項第12号 医療法第30条の11 医療法第30条の4第7項 医療法施行令第5条の4 医療法施行規則第30条の32の2	都道府県知事は医療計画に基づき、二次医療圏ごとに基準病床数を算定することとなっている。（法第30条の4第2項第12号） この基準病床数は、地域ごとにどの程度の病床数を整備すべきかという整備目標として位置づけられるとともに、それ以上の病床の増加を抑制する基準となっている。（法第30条の11） なお、特定の病床等については、各区域で整備するのぞむあるものに限り、各区域で基準病床数を超える病床が存在する場合でも必要に応じ例外的に（都道府県知事の裁告が行われることなく）整備できるものとされている。（法第30条の4第7項） 対象となる病床として、がんの専門病床等13種類が規定され、そのなかの1つとして「第Ⅰ相臨床試験に係る病床」が規定されている。（医療法施行令第5条の4、医療法施行規則第30条の32の2）	先端医療広域連携（クラスター）特区で、先端医療に関する研究開発と臨床試験／治験に特化した病院／研究所／大学院大学から成るアジアにおける先端医療ハブを産学官民連携で運営し、ロボット医療／ハイブ医療を中心として、高齢化社会における医療技術を解決可能な、先端医療の実用化を促進する。そのためには、治験および先進医療専門病院の病床規制の除外を必要とする。	医療技術の迅速な発展にもかかわらず、高齢化社会における新たな難病や生活習慣病の出現により、生活の質が脅かされている。同時に医療従事者の不足や保険制度の不安定などによる医療崩壊の到来により、医療システムの改革が求められている。先端医療の研究開発と迅速な実用化は、上記の問題を解決するために必須であり、臨床試験／治験に特化した医療を行なう先端医療病院はアジアにおける学問的ハブセンターとしてきわめて重要である。私どもはロボット技術を病院に導入し、先端医療病院の一部をロボット化病院とし、ロボット医療／ハイブ医療を中心とした先端医療の研究開発と臨床試験／治験を迅速に推進し、医療／産業／社会のそれぞれに貢献するも、コアとなる病院／研究所／大学院大学はスリム化し、1都道府県にとどまらずに最適の運携機関と広域運携し、特区における規制緩和の基で、研究開発と実用化を迅速に行なう、本事業により、1)未認可薬、医療技術の迅速な実用化 2)高度技術を有する医療従事者の育成 3)ベンチャー企業を含む新産業の創成 4)新しい医療システムの構築 5)保険制度の安定化 などの効果が国内的に認められ、また国際的にはアジアにおける先端医療ハブとして海外からの患者、外国人医療従事者の窓口として、国際競争力を有する医療機関としての知名度が上がると考えられる。	D	I	求める措置の具体的な内容がご定かではないが、左欄の制度の現状にも記載したとおり、特定の病床等については、各区域で整備するのぞむあるものに限り、各区域で基準病床数を超える病床が存在する場合でも必要に応じ例外的に（都道府県知事の裁告を行い、（法第30条の4第7項）整備できるものとされている。（法第30条の4第7項） 対象となる病床として、がんの専門病床等13種類が規定され、そのなかの1つとして「第Ⅰ相臨床試験に係る病床」が規定されている。（医療法施行令第5条の4、医療法施行規則第30条の32の2） したがって提案されている病院が第Ⅰ相臨床試験を行うものであれば、都道府県知事から厚生労働大臣への協議を経たうえで、病床規制の例外として整備することができる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	B～2	Ⅲ	我々は、治験及び臨床試験専門病院として、「第Ⅰ相臨床試験」に限らず「第2、3相臨床試験」に対しても、病床規制の撤廃を求めている。なお、厚生労働省の認可を必要とする規制を緩和し、都道府県の裁量で、特区内では整備できるようにしていただきたい。	貴省回答において、「先進医療については、各医療技術ごとに、安全性、有効性等が確認されたものに対し、（中略）…、評価療養に位置付け、例外的に保険との併用を認めているものである。」とあるが、実際にどのくらいの医療技術が保険との併用を認められているのか、ご教授願いたい。 また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	国の策定する先進医療審査委員会にて認められた医療技術のみを先進医療技術と認め、いわゆる混合医療が可能となる現在の仕組みでは、我々が構想する先端医療センターで、新たに開発された、有効性までが一部確認された医療技術や医療材料、医療機器を用いた先端医療を特に広く認め患者が先進医療として享受する機会は明らかに狭隘され、場合によっては自由診療として、全額負担により医療を受ける必要が生じる、従って私どもは、あくまで、一定の基準を満たす特区内審査委員会での審査または都道府県での審査により、患者が先進医療として混合医療を受ける権利を得ることが可能となるシステムを提案いただきたい。	我が国の医療保険制度においては、 ・保険診療により一定の自己負担額において必要な医療が提供されるにもかかわらず、患者に対して保険外の負担を求めることが一般化し、患者の負担が不当に拡大するおそれがあること ・安全性、有効性等が確認されていない医療が保険診療と併せ実施されてしまうことにより、科学的根拠のない特殊な医療の実施を助長するおそれがあること から混合診療を禁止し、一定のルールの下で保険診療と保険外診療の併用を認めているものである。 御指摘の先進医療については、医療機関から届出のあった医療技術について、届出から原則90日以内に先進医療専門家会議において有効性の専門家による審査を行い、有効性等が確認された医療技術や医療材料、医療機器を用いた先端医療を特に広く認めていることから、将来的に保険導入の検討を行うものとしての評価療養に位置付けて、例外的に保険との併用を認めているものである。 御要望のように、各地域において先進医療の基準を緩和し、地域ごとに異なる先進医療を設定することは、患者における安全性、有効性等の基準が各地域でばらつくことで、 ・同じ医療技術であっても地域によって先進医療として認められないなど、地域ごとに受けられる医療に不平等さにおそれがあること ・安全性、有効性等が十分確立されていない医療技術が特定の地域で患者に対して提供される可能性があること など、いつでも、どこでも、誰でも必要かつ適切な医療を受けられるという、国民皆保険制度の理念に反する場合が想定されることから、困難であると考えている。 なお、平成20年1月1日現在で、125の先進医療を、延べ980の医療機関で実施することが認められており、安全性及び有効性が確保された先進的な医療技術について、保険医療を希望される患者のニーズに応えているものと考えている。	1083012	特定非営利活動法人先端医療推進機構	愛知県	厚生労働省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
090190	先端医療広域連携（クラスター）特区実現のための規制緩和（医療従事者の資格（外国人医師等）の医療従事制限の緩和）	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律	医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国医師若しくは外国歯科医師または外国看護師等が医業もしくは歯科医業又は保健師助産師看護師法第5条に規定する業等を行うことができるように、医師法第17条及び歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条第1項等の特例等を定めている。	先端医療広域連携（クラスター）特区で、先端医療に関する研究開発と臨床試験／治験に特化した病院／研究所／大学院大学から成るアジアにおける先端医療ハブを産学官総力連携で運営し、ロボット医療／バイオ医療を中心として、高齢化社会における医療供給を解決可能な、先端医療の実用化を促進する。そのために、外国人医師による高度医療の研究または研修を可能とし、日本人医師の管理下で医療行為を認めることが必要である。	医療技術の迅速な発展にもかかわらず、高齢化社会における新たな難病や生活習慣病の出現により、生活の質が脅かされている。同時に医療従事者の不足や保険制度の不安定などによる医療崩壊の到来により、医療システムの改革が求められている。先端医療の研究開発と迅速な実用化は、上記の問題を解決するために必須であり、臨床試験／治験に特化した医療を行なう先端医療病院はアジアにおける学部のハブセンターとできわめて重要である。私どもはロボット技術を病院に導入し、先端医療病院の一部をロボット化病院と、ロボット医療／バイオ医療を中心とした先端医療の研究開発と臨床試験／治験を迅速に推進し、医療／産業／社会のそれぞれに貢献するべく、コアとなる病院／研究所／大学院大学はスリム化し、1都道府県にとどまらずに最適の運携機関と広域連携し、特区における規制緩和の基で、研究開発と実用化を迅速に行なう、本事業により、1）未認可薬、医療技術の迅速な実用化　2）高度技術を有する医療従事者の育成　3）ベンチャー企業を含む新産業の創成　4）新しい医療システムの構築　5）保険制度の安定化　などの効果が国内的に認められ、また国際的にはアジアにおける先端医療ハブとして海外からの患者、外国人医療従事者の窓口として、国際競争力を有する医療機関としての知名度が上がると考えられる。	D	I	医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国医師等が、臨床修練制度の基で、研究開発と実用化を迅速に行なう、本事業により、1）未認可薬、医療技術の迅速な実用化　2）高度技術を有する医療従事者の育成　3）ベンチャー企業を含む新産業の創成　4）新しい医療システムの構築　5）保険制度の安定化　などの効果が国内的に認められ、また国際的にはアジアにおける先端医療ハブとして海外からの患者、外国人医療従事者の窓口として、国際競争力を有する医療機関としての知名度が上がると考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	一部D 一部C	I	回答にある「臨床修練専門病院」の指定条件が不明ではあるが、我々が行なう先端医療技術は臨床修練技術に限られないケ-スが多くある。従って、たとえば再生医療技術の習得やロボット手術の習得などを含めの特区では臨床修練として認めていただく必要があるなお、臨床修練にともなう診療の対価が加えられないため、卒後臨床研修病院も診療のお対価を得る権利があるので、この部分の規制緩和は必要である。	臨床修練制度は、医療に関する知識及び技能の修得を目的として行われるものであり、適切な臨床修練指導医の実施の指導監督の下に行うのであれば、御提案のような内容について研修することを特に禁止しているものではない。 なお、臨床修練制度は就労を目的とするものではないため、医師として外国医師に報酬を支給することはできない。医療に関する知識及び技能の修得に付随する教授を行う場合には報酬を支給することは可能である。	一部D 一部C	I	臨床修練制度は、医療に関する知識及び技能の修得を目的として行われるものであり、適切な臨床修練指導医の実施の指導監督の下に行うのであれば、御提案のような内容について研修することを特に禁止しているものではない。 なお、臨床修練制度は就労を目的とするものではないため、医師として外国医師に報酬を支給することはできない。医療に関する知識及び技能の修得に付随する教授を行う場合には報酬を支給することは可能である。	I0803013	特定非営利活動法人先端医療推進機構	愛知県	法務省 厚生労働省
090200	留学・研修経験のある外国人医師のーさき地医療特区又はへき地における医師確保	医師法第2条 医師法第13条第3号 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律	医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。 外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者で厚生労働大臣が認定したものは、医師国家試験を受けることができる。 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国医師若しくは外国歯科医師または外国看護師等が医業もしくは歯科医業又は保健師助産師看護師法第5条に規定する業等を行うことができるように、医師法第17条及び歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条第1項等の特例等を定めている。	日本に留学・研修した経験のある、日本の医師と同等の技能を有する外国人医師が、へき地等の医師不足地域において医療行為に従事することを可能にする。	地方における医師確保は医師不足地域において、優先度の最も高い政策課題の1つとなっている。特に、医師不足地域の病院治病による都市部への集中、卒後臨床研修導入後の研修医の都市部への流出などの影響で、医師の偏在が拡大しており、へき地等の条件不利地域における医師不足の状況は悪化の一途をたどり、勤務医の就業条件は過酷を極めているとともに、地域住民への医療供給体制に重大な影響が生じている。 現在、日本の医師免許をもたない外国人医師は、日本国内での医療行為は認められていない。一方、日本は、毎年多くの医療技術を学ぶ外国人留学生、研修生を受け入れており、日本の生活文化や医療環境に慣れ親しんだ経験を持つ外国人医師が、世界各国で医師として活躍しているが、これらの留学経験等のある医師は、日本の医療環境にも通じてき、へき地医療拠点病院等においても地域医療を担う医師としての活躍が期待できる。 医師は、高度な専門的知識、技能を有することを求められるため、日本で医療活動を行うにあたり、国は専門医に相当する医療技能を有することについて、医療関係者による評価を行うことにより、医療技術を担保する。 現在国では、緊急臨時的な医師派遣制度を構築するなど、地方の医師不足解消に御尽力いただいているが、「臨時的」であるとともに、派遣人数についても限定された人数となっている。 本特区もしくは規制緩和の実施を行うことで、へき地等における医師不足解消の一助となることが期待される。 （別紙　補足資料あり）	D	I	地域で必要な医師を確保する観点から、医師の地域定着を促進する施策の推進は重要と考えており、御提案のように、地元の大学や病院において留学・研修経験のある外国人医師に活躍していただけるような環境を整備することは有意義な方策の一つと考えている。 御提案については、日本の医師国家試験や受験資格の認定や臨床修練制度の活用等により実施可能なものであり、県においてもこれらの制度を外国人医師が積極的に利用できるよう、外国人医師の方に対する支援を念わせて講じるなど、必要な措置に取り組んでいただきたい。	外国人医師が、外国の医師免許は有しているが、日本の医師免許を取得していない場合に、日本の医師免許を取らずに日本国内で医療行為を行うことを可能とする御提案の趣旨を再度お聞きし、回答されたい。 また、臨床修練制度の場合、臨床修練は臨床修練指定医療機関において実施されるものと理解しているが、当該指定医療機関はどのくらい存在するのか、提案者の地域においてはどうか。合わせて、回答されたい。 さらに加えて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	D	I	御指摘のような制度として臨床修練制度があり、この臨床修練制度においては、医療に関する研修等を目的として来日した外国人医師が、指定病院において、日本人の指導医の指導監督の下で行うなど、一定の条件を満たす場合には、日本の医師免許を取得せずとも医療行為が認められているところ。 従って御提案の内容については、こうした現行制度を効果的に活用することで実現可能であり、県においても外国人医師を支援し、現行制度の活用を促すために必要な措置に取り組んでいただきたい。 なお、臨床修練制度の場合、臨床修練は臨床修練指定医療機関において実施されるものであり、厚生労働省が指定するに当たっては、臨床修練を行う医師の指導体制や設備等を総合的に勘案して判断しており、御提案のような広域連携による指定については、慎重に検討する必要があると考えている。	貴省回答において、「御提案の内容については、こうした現行制度を効果的に活用することで実現可能であり、」と、臨床修練制度の活用によって提案の実現が可能であるとの、県の提案を踏まえる実現可能と言い切れないのではないか。 右の提案主体からの意見を踏まえると、再度検討し、回答されたい。	D	I	臨床修練制度は研修を主な目的としており、前回述べたように、①指導医の実地の指導監督のもとでの医療従事が前提、②原則報酬の支給が認められていない、③許可の期間が2年 などの制約があり、医師確保対策としては活用困難です。 従って、医師確保対策として臨床修練制度を活用できるよう、へき地等の医療機関において、①オンコール体制での指導を可能とする、②夜間日祭日の指導を可能とする報酬の支給を認める、③許可の期間を延長する、④臨床修練病院の指定基準を緩和する　等の措置を検討願います。	1040240	新潟県	新潟県	法務省 厚生労働省
090210	医学部入学定員要件の緩和	「新医師確保総合対策」（平成18年8月31日、地域医療に関する関係省庁連絡会議） 「緊急医師確保対策について」（平成19年5月31日、政府・与党） 「緊急医師確保対策」に関する取組について（平成19年8月30日　地域医療に関する関係省庁連絡会議）	医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成２０年度から最大１０年に限り１０名を限度として医師養成数の増を認める。 医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進のため、全都道府県を対象に各都道府県5名の医師養成数の増を認める。	「医師の需給に関する検討会報告書」（平成18年7月28日）の内容を踏まえ、人口に比して国公立大学医学部等の定員が少ない県に対して、定員の増加基準を満たすことにより、増員した医師は当該県域での医療機関へ派遣する。 （提案理由）　本県のように県域が広く、都市部へ き地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。	D	—	平成19年5月末に政府・与党において行まとめた「緊急医師確保対策」に基づき、医師確保に必要な地域や診療科で勤務する医師の養成を推進するため、奨学金の設定や地域医療を担う医師を養成するためのプログラムの策定・実施を条件として、全都道府県を対象に医師養成数の増を容認したところである。 なお、兵庫県のように、人口10万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、各都道府県が設置する医療対策協議会の積極的活用や、大学医学部における地域枠の設定・拡大、奨学金の活用等を組み合わせることにより、県内における医師の偏在の解消等に努めていただきたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	D	—	前回回答でも申し上げたとおり、平成19年5月末に政府・与党において行まとめた「緊急医師確保対策」に基づき、医師確保に必要な地域や診療科で勤務する医師の養成を推進するため、奨学金の設定や地域医療を担う医師を養成するためのプログラムの策定・実施を条件として、全都道府県を対象に医師養成数の増を容認したところである。 なお、兵庫県のように、人口10万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、各都道府県が設置する医療対策協議会の積極的活用や、大学医学部における地域枠の設定・拡大、奨学金の活用等を組み合わせることにより、県内における医師の偏在の解消等に努めていただきたい。 ○既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元の医療機関で医療に従事するとを条件とする奨学金を活用した入学制度等の対策を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めているところである。 ○「緊急医師確保対策」により、全都道府県で医師養成数5名増が認められたことは承知している。 ○それとは別に、10道県で医師養成増を認めた「医師の需給に関する検討会報告書」（平成18年7月28日）の内容を踏まえた提案の実現を求めているところであり、本県の実情に鑑み、提案の実現を図っていただきたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	D	—	前回回答及び前々回回答でも申し上げたとおり、平成19年5月末に政府・与党において行まとめた「緊急医師確保対策」に基づき、医師確保が必要な地域や診療科で勤務する医師の養成を推進するため、奨学金の設定や地域医療を担う医師を養成するためのプログラムの策定・実施を条件として、全都道府県を対象に医師養成数の増を容認したところである。 なお、兵庫県のように、人口10万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、各都道府県が設置する医療対策協議会の積極的活用や、大学医学部における地域枠の設定・拡大、奨学金の活用等を組み合わせることにより、県内における医師の偏在の解消等に努めていただきたい。 ○既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元の医療機関で医療に従事するとを条件とする奨学金を活用した入学制度等の対策を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めているところである。 ○「緊急医師確保対策」により、全都道府県で医師養成数5名増が認められたことは承知している。 ○それとは別に、10道県で医師養成増を認めた「医師の需給に関する検討会報告書」（平成18年7月28日）の内容を踏まえた提案の実現を求めているところであり、本県の実情に鑑み、提案の実現を図っていただきたい。	I0930400	兵庫県	兵庫県	文部科学省 厚生労働省
090220	医学部入学定員要件の緩和	「新医師確保総合対策」（平成18年8月31日、地域医療に関する関係省庁連絡会議） 「緊急医師確保対策」に関する取組について（平成19年8月30日　地域医療に関する関係省庁連絡会議）	医師不足が特に深刻と認められる１０県において、平成２０年度から最大１０年に限り１０名を限度として医師養成数の増を認める。 医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進のため、全都道府県を対象に各都道府県5名の医師養成数の増を認める。	新医師確保総合対策での大学医学部定員増の基準を2次保健医療圏毎に算定し、基準を満たす地域に新たに派遣する医師については、現定員とは別枠の定員を認める。	（実施内容）　県が養成するべき地医療従事を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還金を免除することと、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。 なお、本県のように県域面積が広く、都市部へき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。	D	—	平成19年5月末に政府・与党において行まとめた「緊急医師確保対策」に基づき、医師確保に必要な地域や診療科で勤務する医師の養成を推進するため、奨学金の設定や地域医療を担う医師を養成するためのプログラムの策定・実施を条件として、全都道府県を対象に医師養成数の増を容認したところである。 なお、兵庫県のように、人口10万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、各都道府県が設置する医療対策協議会の積極的活用や、大学医学部における地域枠の設定・拡大、奨学金の活用等を組み合わせることにより、県内における医師の偏在の解消等に努めていただきたい。	○既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元の医療機関で医療に従事するとを条件とする奨学金を活用した入学制度等の対策を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めているところである。 ○「緊急医師確保対策」により、全都道府県で医師養成数5名増が認められたことは承知している。 ○それとは別に、10道県で医師養成増を認めた「医師の需給に関する検討会報告書」（平成18年7月28日）の内容を踏まえた提案の実現を求めているところであり、本県の実情に鑑み、提案の実現を図っていただきたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	D	—	前回回答でも申し上げたとおり、平成19年5月末に政府・与党において行まとめた「緊急医師確保対策」に基づき、医師確保に必要な地域や診療科で勤務する医師の養成を推進するため、奨学金の設定や地域医療を担う医師を養成するためのプログラムの策定・実施を条件として、全都道府県を対象に医師養成数の増を容認したところである。 なお、兵庫県のように、人口10万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、各都道府県が設置する医療対策協議会の積極的活用や、大学医学部における地域枠の設定・拡大、奨学金の活用等を組み合わせることにより、県内における医師の偏在の解消等に努めていただきたい。 ○既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元の医療機関で医療に従事するとを条件とする奨学金を活用した入学制度等の対策を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めているところである。 ○「緊急医師確保対策」により、全都道府県で医師養成数5名増が認められたことは承知している。 ○それとは別に、10道県で医師養成増を認めた「医師の需給に関する検討会報告書」（平成18年7月28日）の内容を踏まえた提案の実現を求めているところであり、本県の実情に鑑み、提案の実現を図っていただきたい。	I0930500	兵庫県	兵庫県	文部科学省 厚生労働省
090230	訪問歯科診療半径16km圏内制限の緩和	診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）	保険医療機関の所在地と患家の所在地との距離が半径16キロメートルを超える歯科診療訪問については、当該保険医療機関からの歯科訪問診療を必要とする絶対的な理由がある場合に認められる。	現行法で規定されている訪問診療報酬を半径16kmの圏内外問わず算定する。訪問歯科診療の範囲、半径16km圏内の撤廃もしくは範囲拡大する。	訪問診療通用範囲（半径16km）圏外での歯科診療、圏外で歯科診療を希望されている患者様（歯科医院に通えない方）のご自宅や入所、入院されている病院、施設までスタッフが、車で移動し、機材等を運んで、患者様に負担がかからないようその場所で治療を行う、圏外という枠がないために患者様、そのご家族様の要望に応えることができる。圏外ではない為、歯科医院も積極的に診療を行なえる、お互いの信頼関係もより強いものとなる。 本件については、第9次提案募集において提案書の提出をさせていただいている。（管理コード0920170-提案事項管理番号1068010）提案に対する厚生労働省からの回答は、現状の制度で保険医療機関から患家の所在地が16kmを超える場合であってもやむを得ない絶対理由がある場合には訪問診療の算定を認めているという事から変更する必要はないが、絶対理由の条件が明確でないので、文書において例示を示すことにより明確化していただいた上回答をいただいたが、未だその例示が出ていない。	C	Ⅲ	「疑義解釈資料の送付について（その7）」（平成19年4月20日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、「1.患家の所在地から半径16キロメートル以内に、患家の求める診療に専門的に対応できる保険医療機関が存在していても当該保険医療機関が往診等を行っていない場合等が考えられる。」と、既に例示をお示ししているところである。 なお、平成16年6月の規制緩和の際に専門的に対応できる保険医療機関の範囲を拡大することについては、 ・　我が国の医療保険制度が、地域における医療は地域において確保するという観点を尊重したものになっていること ・　遠方の患者に対して、歯科訪問診療のを設定していく趨勢である、定期的・計画的な歯科治療を行うことが困難な場合が想定されること ・　一般的に歯科治療は観血的な処置やX線検査、調静等を伴うことが多く、歯科訪問診療時にも緊急の場合というものが想定されるため、患家の所在地から一定の範囲内にあって、緊急の状況に対応できる設備や人員を有する保険医療機関により歯科訪問診療が行われることが、医療安全の観点からも必要であること等から、適切ではないと考えている。	貴省回答では、「「疑義解釈資料の送付について（その7）」（平成19年4月20日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、（中略）、既に例示をお示ししているところである。」とあるが、事務連絡はどのような主体に対して、どのような内容で発出されたものなのか。 また、貴省回答において、「患家の所在地から一定の範囲内にあって」とあるが、一定の範囲内が何故16キロメートル以内となっているのかご教授願いたい。	E	Ⅲ	「疑義解釈資料の送付について（その7）」（平成19年4月20日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）については、地方社会保険事務局並びに都道府県及び主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び老人保健主管部（局）老人保健主管課（部）に対して、診療報酬の算定方法（平成19年厚生労働省告示第92号）等の取扱いに係る疑義資料を取りまとめ、参考までに送付しているものである。 我が国の医療保険制度においては、必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により提供することを原則とし、地域において必要な医療は地域で確保するという観点を尊重したものとなっている。 歯科医療については、地域において必要な歯科医療は地域で確保するという観点から、歯科訪問診療の保険適用範囲として、当該保険医療機関を中心とする半径16キロメートルの距離という範囲を設定しているものである。 ただし、保険医療機関の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超える場合であっても、やむを得ない絶対的理由のある場合には歯科訪問診療料の算定を認めている。一般的には、例えば患家の所在地から半径16キロメートル以内に歯科訪問診療に対応できる保険医療機関が存在しない等の理由により、患者が必要かつ適切な歯科医療を受けられないという場合においては、患家の所在地から半径16キロメートルを超えたところに所在する保険医療機関が歯科訪問診療を行ったときにも、歯科訪問診療料は算定しうるものであり、御要望の事例の詳細を承知しているわけではないが、これに該当するものであれば、現状の制度で十分対応できるものと考えている。	E	—	絶対的理由及びその事実関係の分かる文書をレセプトの摘要欄に記載又は書面をレセプトに添付されたい。 また、これにより対応が困難である場合については、管轄の地方社会保険事務局に相談されたい。	1074020	医療法人社団　郁栄会	千葉県	厚生労働省
090240	訪問歯科診療半径16km圏内制限の基準の明確化	診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）	保険医療機関の所在地と患家の所在地との距離が半径16キロメートルを超える歯科診療訪問については、当該保険医療機関からの歯科訪問診療を必要とする絶対的な理由がある場合に認められる。	第9次提案募集において厚生労働省からの再々検討要請に対する回答では、「一（中略）一当該やむを得ない絶対的理由」について医療機関や患者から算定基準が明確でなく、診療後に請求が医療されるかどうか予測しがたいとの指摘であるので、これに対応できる歯科訪問診療の算定が認められるケースについては、御指摘を踏まえ文書において例示を示すことなどにより、明確化していきたいと考えている。」と回答をいただいたが、未だその例示が出ていない。文書において例示を示して欲しい。	訪問診療通用範囲（半径16km）圏外での歯科診療、圏外で歯科診療を希望されている患者様（歯科医院に通えない方）のご自宅や入所、入院されている病院、施設までスタッフが、車で移動し、機材等を運んで、患者様に負担がかからないようその場所で治療を行う、圏外という枠がないために患者様、そのご家族様の要望に応えることができる。圏外ではない為、歯科医院も積極的に診療を行なえる、お互いの信頼関係もより強いものとなる。 本件については、第9次提案募集において提案書の提出をさせていただいている。（管理コード0920170-提案事項管理番号1068010）提案に対する厚生労働省からの回答は、現状の制度で保険医療機関から患家の所在地が16kmを超える場合であってもやむを得ない絶対理由がある場合には訪問診療の算定を認めているという事から変更する必要はないが、絶対理由の条件が明確でないので、文書において例示を示すことにより明確化していただいた上回答をいただいたが、未だその例示が出ていない。	E	Ⅳ	「疑義解釈資料の送付について（その7）」（平成19年4月20日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、「1.患家の所在地から半径16キロメートル以内に、患家の求める診療に専門的に対応できる保険医療機関が存在していても当該保険医療機関が往診等を行っていない場合等が考えられる。」と、既に例示をお示ししているところである。	貴省回答では、「「疑義解釈資料の送付について（その7）」（平成19年4月20日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、（中略）、既に例示をお示ししているところである。」とあるが、事務連絡はどのような主体に対して、どのような内容で発出されたものなのか。 また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	今回の回答にある①患家の所在地から半径16km以内に患家の求める診療に専門的に対応できる保険医療機関が存在しない場合、②患家の求める診療に専門的に対応できる保険医療機関が存在していても当該医師が往診等を行っていない場合等が考えられる、とあるが、実際にどのような場合には上記理由の証明をどのようにすれば良いのか、具体的に例示していただきたい。	E	–	絶対的理由及びその事実関係の分かる文書をレセプトの摘要欄に記載又は書面をレセプトに添付されたい。 また、これにより対応が困難である場合については、管轄の地方社会保険事務局に相談されたい。	1074020	医療法人社団　郁栄会	千葉県	厚生労働省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
090250	地域医療支援において使用する移動型診療車両を保険医療機関とする事の承認	健康保険法（大正１１年法律第８０号）	我が国の医療保険制度においては、医療法上の医療機関であり、健康保険法等に抵触しないものであれば、基本的に保険医療機関の指定がなされるものである。	当院が行うへき地・離島などの医療過疎地域への支援活動は、それら地域の方が都心部の方と同等に平等な医療行為を受けられることを目指すものである。この医療支援において、それら地域の保険医療機関の医師の要請により「移動型診療車両」で出向いて行き、現地医師の指示による治療のための専門検査を実施した場合に限り、保険診療を認めて頂きたいことである。このことにより、医療過疎地域の方も地元で迅速に平等な医療行為が受けられることとなるため、地元医療の充実と医療費の削減効果が図られる。	当院は＜へき地・離島などの医療過疎地域が抱える地域医療格差の問題を解決するために、これら地域へ診療所機能を備えた「移動型診療車両」と専門医とで出向いて行っての診療活動の実践による医療支援を目指している。　この へき地医療支援で使用する移動型診療車両は、「診療所」（当院は脳神経外科専門病院のためMRIを搭載、訪問室など診療に必要な一通りの機器を装備）として位置づけ、へき地・離島などへ移動してのMRI撮影などの診療を実施する。　この医療支援の実施にあたっては、自前診療のほか当直の費用負担が増大している。　その患者に対して保険診療が認められなければ少年院や刑務所などと同じくらいならないため、このようなケースの「移動型診療車両」での医療行為について保険診療として認めてもらいたい、当然ながら、現地の病医院で実施する一般検査に関しては、当該医療機関の保険適用となるものであり、当院の「移動式診療所」において、MRI撮影料と読影料のみの請求となる。【添付資料参照】	D	I	我が国の医療保険制度においては、医療法上位置付けられる医療機関であり、健康保険法等に抵触しないものであれば、基本的に保険医療機関の指定がなされるものである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	D	I	我が国の医療保険制度においては、医療法上位置付けられる医療機関であり、健康保険法等に抵触しないものであれば、基本的に保険医療機関の指定がなされるものである。 なお、出回診療における診療所開設の手続きの取扱いについては、090260の回答を参照されたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	我々は地域医療支援において「移動型診療車両」を使いへき地などへの出回診療による医療支援と、当院休日に医師を含む全スタッフで「移動型診療車両」と共に へき地などへ向かい、一定期間（数日）滞在して、同医師団所在を開設し、その地域の方々へのプライマリケア充実を図ることは、保険診療の一環であると考えている。　本提案は出回診療ではなく、へき地などの保険医療機関からの要請を受けた後、当院の一部であるA「移動型診療車両」と同じ診療内容（特段の支援がないものについては、健康保険法に規定する保険医療機関の指定を受け得るものとなることから、まずは医療機関としての許可を得られたい。	C	I	医療法上の医療機関については、それが、公営又は特定多数人に対し、医療という高度に患者の生命・健康にかかわる行為を提供するものであるため、診療所を開設しようとするときは、原則として、開設地の方々へのプライマリケア充実を図る観点から、当該医療機関による診療が行われる場所について、行政が一定程度管理・把握する必要があり、そのため、開業型の場合を含め、医療機関の所在地が変更する場合は、その所在地ごとに医療機関開設の手続が必要となるものである。 医療機関としての許可を得た後であれば、特段の支援がないものについては、健康保険法に規定する保険医療機関の指定を受け得るものとなることから、まずは医療機関としての許可を得られたい。	移動型保険医療機関による地域医療支援	１９８０１００	河村クリニック、（株）大阪ワールドトレードセンタービルディング	大阪府	厚生労働省
090260	へき地・離島などの地域医療支援のための移動型診療車両における診療手続きの簡素化を要請	医療法第８条 医療法第９条 医療法施行令第４条の２第１項及び第２項 医療法施行規則第１条の１４ 昭和37・9・20 医発554 各都道府県知事宛厚生省医務局長通知 「出回診療の医療法上の取扱いについて」	巡回診療の実施場所ごとに診療所開設の手続きをとらなければならない。	当院が行うへき地・離島などの医療過疎地への支援活動において、それら地域へのプライマリケア充実のため、「移動型診療車両」で現地に出向き診療を行うには、開設届などの手続きが必要である。また、現地保険医療機関に「移動型診療車両」を操作行うための医療機関に提供することを特例的に認める、①当該FDG製剤を用いた診療が保険診療の対象となっていること、②当該FDG製剤の輸送中の品質保持、放射線防護対策が整っていること、③提供する医療機関は都道府県知事が必要と認める特定の医療機関に限定すること。	当院は＜へき地・離島などの医療過疎地域が抱える地域医療格差の問題を解決するために、これら地域へ診療所機能を備えた「移動型診療車両」と専門医とで出向いて行っての診療活動の実践による医療支援を目指している。この診療支援は医療過疎地などの医師と連携し、プライマリケア（一次診療）の充実を図ることにより、それら地域の方々が遠方都心部の基幹病院などに出向かなくとも地元で平易に診療を受けられるようにすることを目的としており、その成果を十分に発揮するためには迅速さが要求される。しかし、へき地・離島などへ出回診療を行うには医療法施行規則第一条に基づいて診療所開設届、平面図、周辺見取り図、などの提出と終了後の廃止届の提出が必要となる。また現地保険医療機関の要請によって、その当院に隣付けての医療支援などでは構造設備変更届の提出及び設備の増減を受ける必要があり、時間的制約を受けることとなる。このことはへき地医療支援の妨げ、現地へ出向き滞在して診療を開始する障害となるため、一定期間内に数多くの地域に出向いてそこを循環あるものとなり、迅速さが要求される。そのためこれら諸手続きの簡素化を願うものである	B-2	IV	巡回診療といえど、公衆又は特定多数人に対し、医療という高度に患者の生命・健康にかかわる行為を提供するものであるため、診療が行われる場所で一定程度管理・把握する必要がある。そのため、診療が行われる場所ごとに診療所開設の手続きを必要としているところである。一方で、地方公共団体、公的医療機関の開設者又は公益法人等が行う巡回診療については、無医地区に おける医療の確保等特に必要である場合に限り、手続の簡素化を認めているところである。よって、医療法人等が行う巡回診療については、医療法人等が行う巡回診療について、同様の措置を講ずる旨の通知を発出し、都道府県に周知していくこととしている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	B-2	IV	「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」においては、無医地区に限って診療所開設の手続を簡素化しても差し支えない旨を都道府県等に対して示したわけではなく、各都道府県が認めれば従来のような医療過疎地域に関しても手続の簡素化は可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	回答による平成20年度内に全国対応していくとのことであり、当院としても手続きの簡素化が行われるなら、移動型診療車両での巡回診療活動が可能となるため喜ばしい限りである。しかし、「無医地区における医療の確保等特に必要である場合に限り、手続の簡素化を認めているところである。」とあるが、無医地区の定義からかれば「無医地区に準ずる地区」や無医地区に準ずるまでもないがへき地・離島などの医療過疎地域での医療支援活動の場合はどのような点をどうとらえれば手続きの簡素化が認められるのか具体的に示していただきたい。また、都道府県が認めれば全国では多数存在するとも聞いている。我々はそれら地域へも医療支援を迅速に実施し、平等な医療の提供と医療費の圧縮に貢献したいと考えているため、無医地区以外での医療活動の手続きに関しても簡素化を求めたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	回答によると、公的医療機関や公益法人と同様の取扱いで、無医地区以外の地域においても、手続きの簡素化は可能となるとのことであるが、この同様の取扱いとはどのようなものか、また巡回診療車が診療所の所在する都道府県以外で実施する場合の取扱いについても具体的にご教示いただけないでしょうか。また、都道府県が認めれば当院が提案したような手続きの簡素化は可能とありますが、不可能な場合はどのようなケースかお伺いする。【補足資料有】	B-2	IV	おたずねについては、「巡回診療の医療法上の取扱いについて（昭和37・9・20 医発554 各都道府県知事殿厚生省医務局長通知）」を参照されたい。	移動型保険医療機関による地域医療支援	１９８０２００	河村クリニック、（株）大阪ワールドトレードセンタービルディング	大阪府	厚生労働省
090270	2か所管理医師兼務許可	医療法第１０条、第１２条	病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、その病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県の許可を受けた場合を除くほか、他の病院、診療所又は助産所を管理しないものでなければならない。	現在保険医療機関として地域医療充実のためにクリニックを開院しているが、より的確な診断を実施するために、最新医療機器の導入を考えている。しかし、現在の クリニックの場所には、最新医療機器を設置するスペースが確保できないため、現在入院している同じ敷地内1階駐車場への設置を考えている。地域医療充実のため、この検査機器と当クリニックの一体性を認めて頂きたい。	当院は「脳神経外科専門医院」であり、保険医療機関として地元地域医療の充実と、医療過疎地への医療支援を実施し、地域医療格差の解消を目指している。その目的の一つである地元地域医療の充実のため「脳神経外科」では大かがない最新の高性能MRIの導入を予定しているが、現行のテナントビル内のクリニックへの設置は、物理的に不可能であるため、設置場所を同ビル敷地内にある1階の専用駐車スペースとした。　この場所への設置理由は、厚労省医政局より、各都道府県及び病院団体等に平成17年7月1日（医政局発第0701001号）として通知された内容で「従来手術部門や検体検査門などが近接して位置する場合、原則、渡り廊下等を設け施設の一体性を確保する必要があった が、一体性があるとの認められるための要件を満たせば渡り廊下等を設けなくても認められる」旨が示されたため、これら要件を比較したうえで結論づけたものである。本通知では「公道等を隔てて位置する医療施設との一体性を認めるにあたり、①公道を隔てた両施設の敷地が近くないなければならない（管理面）　②安全性の確保　が挙げられており、本提案での当該2か所至近にわたれば内容のみの比較であれば、同一敷地内では渡ることを前提としているため、①管理面での問題　②安全面の問題　双方とも、より十分に確保されているため、何ら医療上の問題は無いとの解釈ができる。当然ながら、運用面では、患者の移動時は当院のスタッフが完全介助を行う、本医療機器を保険医療機器として当クリニックの一体性が認められることは、患者へより的確な診断を行うことが可能となり、地域医療の充実をより高めることができるため、一体性の承認をお願いするものである。【添付資料参照】	D	I	医療法第12条第2項の規定により、都道府県知事の許可があれば本室足の内容は実現可能であるため、現行制度上で対応可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	D	I	医療法第12条にあるように、あくまで個別事例に関する許可の可否については、最終的には都道府県知事の判断に委ねられるべきものである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	前回に引き続き回答頂きたく、現行法令対応により都道府県の判断に委ねられるとある、都道府県判断での適否であるが、その内容によっては国の指導の基に判断するケースがあるのではないでしょうか。前回資申し内容の、隣接でかつ所間の申請時、県は厚生労働省に照会した結果、六医第六九九号を理由に許可できないとの判断であった、このような都道府県の判断結果を踏まえ、特区申請を実施し、国の判断を願い出ている次第であります。地域医療の充実を目標としている我々としては、都道府県の判断において許可がおりず、具体的な施策の提示がなければ次のステップを踏み出せないでいる状況をご理解いただき、これら判断の基幹を成し統一性を司る国へ、再度本案件に関する特区による規制緩和をお願いしたい。（補足資料有）	D	I	国としても必要な助言等は行うが、医療法第12条にあるように、あくまで個別事例に関する許可の可否については、最終的には都道府県知事の判断に委ねられるべきものである。	１０９８０５００	河村クリニック、（株）大阪ワールドトレードセンタービルディング	大阪府	厚生労働省
090280	保険医療機関一体性に関する規制緩和	医療法第２０条	病院、診療所又は助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、火災、防火上、及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。	現在テナントビルで、保険医療機関としてクリニックを運営しており、更に充実した地域医療への貢献のために最新医療機器の導入を考えている。しかし、現在のクリニックの場所には、最新医療機器を設置するスペースが確保できないため、現在入院している同ビル敷地内1階駐車場への設置を考えている。地域医療充実のため、この検査機器と当クリニックの一体性を認めて頂きたい。	当院は「脳神経外科専門医院」であり、保険医療機関として地元地域医療の充実と、医療過疎地への医療支援を実施し、地域医療格差の解消を目指している。その目的の一つである地元地域医療の充実のため「脳神経外科」では欠かせない最新の高性能MRIの導入を予定しているが、現行のテナントビル内のクリニックへの設置は、物理的に不可能であるため、設置場所を同ビル敷地内にある1階の専用駐車スペースとした。　この場所への設置理由は、厚労省医政局より、各都道府県及び病院団体等に平成17年7月1日（医政局発第0701001号）として通知された内容で「従来手術部門や検体検査門などが近接して位置する場合、原則、渡り廊下等を設け施設の一体性を確保する必要があった が、一体性があるとの認められるための要件を満たせば渡り廊下等を設けなくても認められる」旨が示されたため、これら要件を比較したうえで結論づけたものである。本通知では「公道等を隔てて位置する医療施設との一体性を認めるにあたり、①公道を隔てた両施設の敷地が近くないなければならない（管理面）　②安全性の確保　が挙げられており、本提案での当該2か所至近にわたれば内容のみの比較であれば、同一敷地内では渡ることを前提としているため、①管理面での問題　②安全面の問題　双方とも、より十分に確保されているため、何ら医療上の問題は無いとの解釈ができる。当然ながら、運用面では、患者の移動時は当院のスタッフが完全介助を行う、本医療機器を保険医療機器として当クリニックの一体性が認められることは、患者へより的確な診断を行うことが可能となり、地域医療の充実をより高めることができるため、一体性の承認をお願いするものである。【添付資料参照】	D	I	本要望に係る許可の権限は都道府県にあり、許可の是非は都道府県の判断によるものである。なお、病院、診療所又は助産所が、医療機関としての一体性を認めるための要件を満たせば渡り廊下等を設けなくても認められる旨が示されたところであり、それぞれの施設の構造設備が衛生上、防火上及び保安上安全と認められるものであれば、都道府県の判断により許可しても差し支えないものと考えている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	回答では許可の是非は都道府県の判断によるもので、都道府県が問題なしとの判断をすれば認められるとあるが、当院整備において平成17年7月1日（医政局発第0701001号）として通知された「従来手術部門や検体検査門などが近接して位置する場合、原則、渡り廊下等を設け施設の一体性を確保する必要があった が、一体性があるとの認められるための要件を満たせば渡り廊下等を設けなくても認められる」をもとに確認を求めたところ、「この通知は、都道府県の判断により許可しても差し支えないものの問題でMRIの設置が物理的に不可能なことや、近隣にはMRI設置の脳神経外科は無く、地域医療患者の為にMRI設置の必要不可欠な医療機器であることを理解していただいたが、一体性とは認められなかった。各都道府県の「一体性に関する基準は同一か之その具体的基準は何か③どの程度まで基準を満たせば一体性と認められるのか、を確認したいと共に、当院のケースのように渡り廊下の設置を含め物理的に設置が不可能な場合その「同一敷地内で至下の階たりがある場合についての一体性」を、地域医療貢献のために特区として認めて頂けるよう再度緩和を求めたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	D	—	医療機関の施設の一体性の具体的な基準については、各都道府県において定められるべきものであり、その基準の適否等、個別具体的な事例については各省の診療への影響や医療機関の管理者による管理への影響、施設の機能等諸要素を総合的に考慮し、各都道府県が判断する必要がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	前回に引き続き回答頂きたく、現行法令対応により都道府県の判断に委ねられるとある、本事案については、都道府県の判断であるが、その、判断基準の適否等、個別具体的な事例については各省の診療への影響や医療機関の管理者による管理への影響、施設の機能等諸要素を総合的に考慮し、各都道府県が判断する必要がある。なお、不許可に対する理由や県の施策について住民の方々にわかりやすく明示するよう、国としても必要な助言を行ってまいりたい。	１９８０６００	河村クリニック、（株）大阪ワールドトレードセンタービルディング	大阪府	厚生労働省
090290	院内製造されたPET用のFDG製剤を他の医療機関に提供するための容認	薬事法第１２条第１項、第１３条第１項、第１４条第１項及び第２４条第１項	院内製造し、他の医療機関に販売又は授与を行う時ならを行う場合、薬事法に基づく医薬品の製造販売業許可、製造業許可、製造販売承認及び販売業許可を得る必要がある。	薬事法上の医薬品であるPET用FDG製剤を他の医療機関に提供する場合は、薬事法上の医薬品として、製造販売の許可、製造販売の承認、製造業の許可及び販売業の許可が必要とされている。これを、次の要件を充足した場合に限り、薬事法の許可、承認を経ずに他の医療機関に提供することを特例的に認める。①当該FDG製剤を用いた診療が保険診療の対象となっていること。②当該FDG製剤の輸送中の品質保持、放射線防護対策が整っていること。③提供する医療機関は都道府県知事が必要と認める特定の医療機関に限定すること。	院内製造したPET用のFDG製剤を他の医療機関に提供する場合は、薬事法上の医薬品として、製造販売の許可、製造販売の承認、製造業の許可及び販売業の許可が必要とされている。これを、次の要件を充足した場合に限り、薬事法の許可、承認を経ずに他の医療機関に提供することを特例的に認める。①当該FDG製剤を用いた診療が保険診療の対象となっていること。②当該FDG製剤の輸送中の品質保持、放射線防護対策が整っていること。③提供する医療機関は都道府県知事が必要と認める特定の医療機関に限定すること。 平成20年度にPET－CTを設置する国立大学法人秋田大学医学部附属病院（以下「秋大病院」という。）に対し、秋田県立脳血管研究センター（以下「県脳研センター」という。）で院内製剤されているFDG製剤を提供し、院内では、各設備センター等間が約1キロ程度と限定的にしか実施されていないPET－CTを用いた検査や診断を、秋大病院において、年間約1，200件（1日6件）の検査・診断を安定的に実施することが可能となり、がんの早期発見や、より的確な診断・治療により、国1日2ケースにも満たのがん死亡率低減に大いに寄与することが期待される。また、県脳研センターは、平成10年には院内製造されたFDGを用いたPET検査について、「高度先進医療」の承認を受けており、現在、保険診療の対象となっており、当該FDG製剤の品質、安全性、有効性については十分に問題ないと考えている。また、秋大病院では、単で約10分間の近距離にあり、輸送中の品質保持、放射線防護対策を講ずることにより、秋大病院での使用にあたっても、品質、安全性、有効性については十分に問題ないと考えている。また

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事案の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案事項番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
090310	医師に引き継ぐ救命救急活動時区	救急救命士法第44条、救急救命士法施行規則第21条・第22条	救急救命士は、救急用自動車等以外の場所においてその業務を行ってはならないが、ただし、病院又は診療所への搬送のため患者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りでない。	救急救命士による救命救急活動が可能な範囲を医師へ引き継ぐまでとし、救急搬送後、医療施設内であっても、医師に引き継ぐまでの間は救急救命士が救急救命処置を継続できるができるものとする。	現在、救急救命士が救急救命処置を行えるのは、救急救命士法第44条第2項により、重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間、及び救急用自動車等の車内とされている。このため、搬送先で、不測の事態などにより医師に引き継ぐことが困難な場合であっても、救急救命士は医療施設内で救急救命処置を継続することができない。緊急避難規定として認められることがあるとしても、その判断基準は明確でなく、法令で禁止されている以上、必要な処置をとりにくいのが実情である。 そこで、医療施設内であっても、医師に引き継ぐまでの間は救急救命士が救急救命処置を継続することを法令により可能とされたい。 本件は、第9次において同様の提案をさせていただいたが、救急救命士の制度は、医師の指示の下で搬送途上において必要性の高い救急救命処置を行わせることにより、搬送途上の医療の充実を図るために創設されたものであり、医師と救命士で引き継ぐ際に、医療施設内で処置を行わせることは予想されるところであり、医療施設内での救護を前提とした現行の救急救命士の制度は整合しないと考える。 よって、医療施設内であっても、医師に引き継ぐまでの間は、必要な救急救命処置を継続できる法令に明記し、救急救命士から医師に引き継ぐ間に生じる救命処置の空白時間を無くすことを制度の上で担保していただきたい。	C	I	診療行為は医師が行うものである、しかながら、医師が現場において「かけつけられない医療施設外において重度傷病者が発生した場合、あくまでも緊急的に病状の悪化防止や生命の危険回避を図るため、救急救命士制度が導入され、現場から医療施設までの搬送過程において、医師の指示の下、処置を行うことができるとしている。したがって、医療施設内において医師や看護師などの医療従事者に引き継ぐまでの間の空白時間は想定されず、現実に医療施設内では医師や看護師などの医療従事者による診療体制の確保・充実が図られるべきである。	C	I	救急救命士に認められている救急救命処置とは、医師が現場にかけつけられない医療施設外において重度傷病者が発生した場合、病院又は診療所に搬送されるまでの あくまでも緊急的に病状の悪化防止や生命の危険回避を図るための処置である。 患者の救命のためには、医療機関への搬送後、当該医療機関の責任の下、速やかに手術等の根本的治療が開始されるべきであり、これが救命率の向上や重症化の防止につながると考える。 すなわち、引継ぎれた医療機関側において空白時間が生じないよう努めることが重要であり、この点において貴市提案に応ずることは不適切であると考える。	貴省回答では、「引継ぎれた医療機関側において空白時間が生じないよう努めることが重要であり」とあるが、空白時間を生じさせないため、救急救命士制、病院側に委ねられて、貴省としてどのような対策をとっているのか、教示されたい。また併せて、その提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	貴省回答では、「引継ぎれた医療機関側において空白時間が生じないよう努めることが重要であり」とあるが、空白時間を生じさせないため、救急救命士制、病院側に委ねられて、貴省としてどのような対策をとっているのか、教示されたい。また併せて、その提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	救急救命士による救急救命処置は、医師が現場にかけつけられない重症救急患者が発生した場合、病院又は診療所に搬送されるまでの あくまでも緊急的に病状の悪化防止や生命の危険回避を図るための処置である。 これらを通じて患者受入後の迅速な検査の開始につなげていただきたい。 なお、医師の過重労働が問題視されていることから、医療機動の配置等により、医師の過重労働に対する負担軽減を図ることを通じて、医師による迅速な治療体制の確保についても併せて図めて下さいりたい。また、医師と看護師等の医療関係職との役割分担については、従来実際に応じた対応がなされてきたところであるが、一定の条件の下、医師と看護師等との役割分担が可能である旨周知について整理し、都道府県に対して、折々り月末に改めてお示しをしたところであり、このような取組を通じて医師が専門性を必要とする業務に専念できる環境が整うことが期待される。	1820500	草加市	埼玉県	厚生労働省
090320	あん摩マッサージ指圧師養成施設の認定基準の緩和	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及びきゅう師養成施設指導要領について（平成12年3月31日健政発第414号）1の(2)	厚生労働大臣は、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないように するため必要があると認めるときは、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設で視覚障害者以外のものを教育し、又は養成するものについての認定又はその生徒の定員の増加についての承認をしないことができる。 あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設の設置計画書の提出があった場合は、都道府県知事は、都道府県知事の意見に、関係団体等の意見書を添えて、当該計画書を地方厚生局長に速達するものとされている。	あん摩マッサージ指圧師養成施設を開設しようとする場合、次の条件が付されているので、(2)に定める関係団体の意見書を添付認定条件を緩和する。 1）養成施設を設置しようとする者から設置計画書の提出があった場合、知事は、その内容を審査し、養成施設の設置に関する意見書を付して速達するものとする。 2）社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会及び社会福祉法人日本盲人会連合に係る都道府県視覚障害者の組織及び知事が必要と認める団体及びに盲学校の意見書を添えて速達する。	（具体的事案の実施内容）「治療のできるスポーツトレーナー」を目指す者のあん摩マッサージ指圧師養成施設を開設できるようにしたい。 （提案理由）あん摩鍼灸の柔整施設がナショナルトレーニングセンターの強化拠点に指定され、競技者サポート体制の充実が求められている。北信越ベースボールチャレンジリーグやサッカーチームが発足し、プロを目指す競技人口も増加している。②スポーツ柔好家や選手などが施術所に通うたり、スポーツ大会や地域活動等のトレーナー活動等、視覚障害者以外の者が施術所にて活躍する機会が増えている。県内の競技団体からもあん摩マッサージ指圧師の資格を持つトレーナーの支援を求められている。支援に当たっては視覚障害者も参加する法人化した団体を組織して行う。③柔整業では柔整術が施加すると見込まれており、かつ、介護する者のケアーからあん摩マッサージ指圧の施術を求める人が増えている。④有資格者の人口10万人対比率が柔整術では平成18年の全国平均（約79人）よりも約3人少ない。加えて、視覚障害者の有資格者の人口10万人対比率は柔整術では平成8年が28.8人(全国平均34.1人)、18年が14.6人(全国平均19.9人)となっている。また柔整術内は法人日本盲人会連合に係る都道府県視覚障害者の組織及び知事が必要と認める団体の人数を満たす指定養成施設の開設に係る制約が施術業に従事する有資格者の増加が見込めず、結果、無免許者の摂取施術の増加に繋がり視覚障害者の有資格者の生業を奪かす原因となっている。④晴眼者の柔成施設が大都市圏に集中していることと地方居民の観点から既存の柔整施設の入学定員を見直し、前記のような理由により特区制度で柔成施設が開設できるようにて欲しい。	C	IV	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第19条1項ただし書に規定する厚生労働大臣が定める施術所の基準については、視覚障害者が安心して受けられる施術所の確保に資するものであり、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第19条1項ただし書に規定する厚生労働大臣が定める施術所の基準（平成12年3月31日厚生労働省告示第414号）1の(2)に定める「視覚障害者が安心して受けられる施術所の確保に資するもの」であるか否かについては、個別の施術所ごとに、視覚障害者の利用状況、利用者からの苦情の有無、施術所の構造設備の状況等を総合的に勘案して判断することとしており、一律に基準を設けることは困難である。	C	IV	柔整術の施術における医師の同意書は、保険者が保険料等を財源とする医療保険から給付を行うかどうかを判断するために必要とされるものであり、はり・きゅうの施術を受けるための条件とされているものではないものである。 また、医師の同意を要件としているのは、①施術の手段・方式や成績判定基準等が明確でないため、客観的な治療効果の判定が困難であること、②治療と疲労回復等との境界が明確でないこと等を理由とするものであることから、廃止や各種はできないものである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	IV	鍼灸の施術における医師の同意書は、保険者が保険料等を財源とする医療保険から給付を行うかどうかを判断するために必要とされるものであり、はり・きゅうの施術を受けるための条件とされているものではないものである。 また、医師の同意を要件としているのは、①施術の手段・方式や成績判定基準等が明確でないため、客観的な治療効果の判定が困難であること、②治療と疲労回復等との境界が明確でないことから、廃止や各種はできないものである。 なお、医療審議会において、御指摘の意見書も勘案し、総合的な観点から、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計が著しく困難とならないよう、視覚障害者以外のあん摩マッサージ指圧師の学校・養成施設の新設又は生徒の増加の承認をしないことができる旨規定したものであり、現在においても、当該規定が、視覚障害者が生計を維持するうえで重要な役割を果たしているものであり、所要の手続きに従って、判断が行われるべきものである。 なお、医療審議会において、御指摘の意見書も勘案し、総合的な観点から、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計が著しく困難とならないよう、視覚障害者以外のあん摩マッサージ指圧師の学校・養成施設の新設又は生徒の増加の承認をしないことができる旨規定したものであり、現在においても、当該規定が、視覚障害者が生計を維持するうえで重要な役割を果たしているものであり、所要の手続きに従って、判断が行われるべきものである。	C	IV	再度申し上げるが、今回も、施術の手段・方式や成績判定基準等が明確で、客観的な治療効果の判定ができるものについての規制緩和を要望しているのです。そして、これらは鍼灸治療の有効性を科学的に証明しているものです。 貴省はいつも科学的根拠を求めるが、貴省自身が提案を却下するときはいつも非科学的に否定しています。貴省が有効性のある研究結果を否定するのであれば、有効性の証明されたH研究と同規模の臨床試験等を行い否定のための科学的根拠を示すべきです。 また治療と疲労の区別は、内閣府理大臣の答弁の通り、鍼灸施術の適否判断は鍼灸師自身が行うものであり、保険者が鍼灸施術の適否判断を指導するのは道理が通りません。	1052200	個人	長野県	厚生労働省
090330	鍼灸医療の療養費取り扱いに関する医師の同意書を、内閣総理大臣答弁に基づき廃止	健康保険法（大正11年法律第70号） あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号） はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について（平成16年10月1日保医発1001002号、平成17年3月30日保険医発0330001号（一部改正））	はり・きゅうの施術については、神経痛等の対象疾患について、医師による適当な治療手段がなく、医師の同意がある場合に限り、療養費の支給対象としている。	2003年9月2日内閣参質156第46号内閣総理大臣答弁の4の「医師が当該疾病を診断した上で、はり・きゅうの施術を行うことが有効であると認めた場合に限り、療養費の支給対象とすること。」を削除し、医師の同意書を不要とすること。	昭和39年制定の鍼灸助成法では、鍼灸療養費と同じ疾患に対し、同意書無しでの治療を可能にしてな現在も患者の経済的負担軽減に効果を発揮し続けています。宮崎県民は、医師同意書がなくても保険料から支払われる助成金による鍼灸治療がさらん受けられる事、そして助成金の指定する疾患と療養費の指定する疾患が同一であること等から、鍼灸療養費のような医師同意書なしに問題なく受けられる事を43年間の歴史から知っています。 療養費の規制緩和は皆保険による鍼灸治療を可能とする社会性のある事です。 鍼灸療養費に必要な医師の同意書・診断書は、施術に必要なものではなく、療養費を支給するために必要な確認書です。従って、発生原因が明確で、治療と疲労回復の境界が明確な場合は、同意書の提出を省略する措置を求めます。 特に、厚生労働省主導により行われた東京大学医学部の73-アルキ-内科、東京女子医科大東洋医学研究所、埼玉医科大東洋医学科、岐阜大学医学部東洋医学講座の大学病院である4施設による共同研究の結果は重視されてしかるべきであり健保鍼灸保険を専ら研究補助金を返元すべきです。 この研究は非常に有効であることを医学的に証明したものであります。また、最近では東新性膵閉塞症の緩炎に関する科学的根拠等もあり、国のこれまでの鍼灸に関する非科学的な否定の停止を要望します。 このように、同意書の規制緩和の要件である「鍼灸の科学的ﾒｶﾆｽﾞﾑを明らかにする有効な医学的根拠」も多く出てきています。そして、内閣総理大臣も同意書は必要ないと答弁されているので、規制緩和をお願いします。	C	IV	鍼灸の施術において疼痛等の対象となるのは、慢性病であって医師による適当な治療手段がないものであり、保険者が疼痛等の支給対象かを判断するために、①単なる疲労回復等のために行われるものでないこと、②医師による適当な治療手段がないことを確認する必要があることから、医師の同意書を必要としているものである。 なお、ご指摘の2003年9月2日内閣参質156第46号内閣総理大臣答弁は、同意書の廃止について言及したものではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	IV	過去の提案において、鍼灸師はレベルが低いので医学的な評価ができないのであろうから教育レベルを上げて欲しい と言うご意見をいただいたところ、「鍼灸所設置や教育内容について法令上最低な規制を設け、国家試験により鍼灸師としての知識・技術が身に付いていることの確認を行うなど、その質の確保を図っている」との事でした。内閣総理大臣も療養費の鍼灸施術についても医師の適否判断は必要ないと述べられ、鍼灸師の適否判断で十分となりました。即ち、鍼灸師は国家により最低に管理された質により疲労と治療を区別する医学的な判断ができると保証されているのです。なぜ、保険者のみが認められないのか？その差別的対応を止めて頂きたい。	C	IV	鍼灸の施術に係る療養費の対象となるのは、慢性病であって医師による適当な治療手段がないものであり、保険者が療養費の支給対象か否かを判断するために、①単なる疲労回復等のために行われるものでないことを医学的に確認する必要があることから、医師の同意書を添付の上、療養費の支給申請を行っていただく取扱いとしている。 なお、ご指摘の2003年9月2日内閣参質156第46号内閣総理大臣答弁は、同意書の廃止について言及したものではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	IV	総理大臣答弁は貴省のご指摘の通り同意書の廃止に言及したものではなく、「鍼灸施術の適否判断は、医師ではなくとも鍼灸師で十分である。」と言及したものです。鍼灸師の適否判断も患者の状態を診て医学的に判断を下すということでは医師と同じあり、患者にとって全員任を負わなければならないわけです。鍼灸師はその責任において同意書なしでも判断できるものです。 鍼灸師及びは「施術所用」ではなく「保険給付のための同意」であることから、同意書廃止又は鍼灸師にも同意書発行ができるようにしていただきたい。 現場から現在までの間くり返され続けていないつものご回答は止めていただきたいと存じます。	C	IV	2003年9月2日内閣参質156第46号内閣総理大臣答弁は「鍼灸施術の適否判断は、医師ではなくとも鍼灸師で十分である。」と言及したものではない、ご指摘のとおり、はり・きゅうの施術における医師の同意書は、これらの施術を受けるための条件とされるものではなく、保険者が保険料等を財源とする医療保険から給付を行うかどうかを判断するために必要とされるものであり、前回回答のとおり、保険者がこの判断を行うために、①単なる疲労回復等のために行われるものでないことを医学的に確認する必要があること、②医師による適当な治療手段がないことを確認する必要があるため、医師の同意書を添付する取扱いを行っているものである。	鍼灸医療に関する自由診療市場及び健康保険医療市場における身分保障政策の整理排除に関するプロジェクト	110210	社団法人　宮崎県鍼灸マッサージ師会	宮崎県	厚生労働省
090340	平成19年3月26日の厚生労働省告示第五十三号に基づく、鍼灸療養費同意取り扱い規制である保発第1号「医師による適当な治療手段のないもの」という文章の撤廃	健康保険法（大正11年法律第70号） あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号） はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について（平成16年10月1日保医発1001002号、平成17年3月30日保険医発0330001号（一部改正））	はり・きゅうの施術については、神経痛等の対象疾患について、医師による適当な治療手段がなく、医師の同意がある場合に限り、療養費の支給対象としている。	鍼灸治療は、平成十九年三月二十六日厚生労働省告示第五十三号第十一条26項ED の厚生労働大臣の指定する治療です。つまり鍼灸治療（SSP療法を含む）は、厚生労働大臣の指定する医師の治療手段の一つであり、また、この治療を行っている医療機関は都道府県知事に報告する義務を課せられています。よって、昭和42年9月18日保発32号の「医師による適当な治療手段のないもの」は鍼灸治療に関し完全に誤当しませんので、規制緩和を要望します。	健康保険の鍼灸治療は1傷病につき鍼灸3術電気併用で初回2,710円、2回目以降1,520円です。患者負担は2回目以降の場合、1割152円、2割304円、3割456円です。また、宮崎県内には昭和39年から国民健康保険被保険者を対象とした鍼灸の補助制度があります。 この制度では同意書の複制が緩和され、慢性の痛み等に対して力を発揮してきました。 この治療を規制緩和の基に国保被保険者にとどまらず広く多くで社会性のある事業を実現できます。 鍼灸療養費に必要な医師の同意書・診断書は、施術に必要なものではなく、保険者が療養費を支給するために必要な確認書です。従って、発生原因が明確で、治療と疲労回復の境界が明確な場合は、同意書の提出を省略する措置を求めます。 特に、厚生労働省主導により行われた東京大学医学部の73-アルキ-内科、東京女子医科大東洋医学研究所、埼玉医科大東洋医学科、岐阜大学医学部東洋医学講座の大学病院である4施設による共同研究の結果は重視されてしかるべきであり健保鍼灸保険を専ら研究補助金を返元すべきです。この研究は非常に有効であることを医学的に証明したものであります。また、最近では東新性膵閉塞症の緩炎に関する科学的根拠等もあり、国のこれまでの鍼灸に関する非科学的な否定の停止を要望します。 このように、同意書の規制緩和の要件である「鍼灸の科学的ﾒｶﾆｽﾞﾑを明らかにする有効な医学的根拠」も多く出てきています。そして、内閣総理大臣も同意書は必要ないと答弁されているので、規制緩和をお願いします。	C	IV	慢性痛の支給は、健康保険法の規定により、同法による「疾病の給付」等を保険者が行うことが困難であると認めるとき等に行うこととされている。このため、鍼灸師の施術に係る療養費の支給については、「疾病の給付を行うことが困難であると認められるとき」等に行うこととされている。 なお、医師は法律上鍼灸に係る施術を行うことは許されているが、一般的にはこれを行っていないことから、ご指摘の保発32号通知においては「医師による適当な治療手段のないもの」という表現を行っているものである。	C	IV	平成十九年三月二十六日厚生労働省告示第五十三号により医療機関における無料という名目での鍼灸混合診療の実施状況が明らかになっていますので、この数字を明らかにされたい。 鍼灸治療が療養の給付に付随するサービスとしての混合診療であるならば、従来どおりの取扱いとすべきです。今後は「医師一同意書→鍼灸師」ではなく、「医師→紹介状→医師」になるでしょう。主治医が「鍼灸治療を行えない場合は鍼灸の出来る医師を紹介すること」なり、結果どうあっても鍼灸は医師の治療手段の一つになるのです。 鍼灸治療に限定すれば医師（無料）と鍼灸師（有料）は同じ治療を行えます。53年により関東鍼灸師施法の体制が確立したものと理信致しました。	C	IV	御指摘の「鍼灸混合診療」の意味するところが明らかではないが、療養費の支給は、健康保険法の規定により、同法による「疾病の給付（等を保険者が行うことが困難である認められるとき等に行うこととされている。このため、鍼灸師の施術に係る療養費の支給については、「疾病の給付を行うことが困難であると認められるとき」等に行うこととされている。このため、鍼灸師の施術に係る療養費の支給については、「疾病の給付を行うことが困難であると認められるとき」等に行うこととされている。 なお、医師は法律上鍼灸に係る施術を行うことは許されているが、一般的にはこれを行っていないことから、ご指摘の保発32号通知においては「医師による適当な治療手段のないもの」という表現を行っているものである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	IV	鍼灸混合診療とは医療機関での「療養の給付」と「補完療養としての無料鍼灸治療」の併用のことです。鍼灸治療は国家免許は「鍼・きゅう師の全業であり無料はあり入ませんん。貴省は医療機関での「療養の給付が困難な鍼灸」を有料で行えば混合診療となることから新しい無料であれば良いとする通達したのであり「その意味するところが理解もできないない」とは不合理です。 平成19年3月26日厚生労働省告示第53号中に、鍼灸治療を行う保険医療機関は都道府県知事に報告することが義務付けられた結果、一般的であろうがなかろうが鍼灸医師の治療にならないのです。義務報告を弱らかに「鍼灸師の適否判断は鍼灸師自身が行うものであり、保険者が鍼灸施術の適否判断を指導するのは道理が通りません。提案内容に対する鍼灸師あるご回答を要望いたします。提案内容から誤点がずれないようにお願い申し上げます。	C	IV	鍼灸医療に関する自由診療市場及び健康保険医療市場における身分保障政策の整理排除に関するプロジェクト	110220300	社団法人　宮崎県鍼灸マッサージ師会	宮崎県	厚生労働省
090350	鍼灸治療の有効性を証明する医科学的研究結果に対する、厚生労働省の非科学的な視座による否定の影響と鍼灸療養費の規制緩和	健康保険法（大正11年法律第70号） あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号） はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について（平成16年10月1日保医発1001002号、平成17年3月30日保険医発0330001号（一部改正））	はり・きゅうの施術については、神経痛等の対象疾患について、医師による適当な治療手段がなく、医師の同意がある場合に限り、療養費の支給対象としている。	①2に対する厚生労働省の非科学的否定の停止及び再評価、並びに、国民に対する科学的根拠に基づく同意書によらない健康保険による適切な鍼灸医療の提供を要望します。	昭和39年制定の鍼灸助成金は、鍼灸療養費と同じ疾患に対し、同意書無しでの治療を可能にしてな現在も患者の経済的負担軽減に効果を発揮し続けています。宮崎県民は、医師同意書がなくても保険料から支払われる助成金による鍼灸治療がさらん受けられる事、そして助成金の指定する疾患と療養費の指定する疾患が同一であること等から、鍼灸療養費のような医師同意書なしに問題なく受けられる事を43年間の歴史から知っています。 療養費の規制緩和は皆保険による鍼灸治療を可能とする社会性のある事です。 鍼灸療養費に必要な医師の同意書・診断書は、施術に必要なものではなく、保険者が療養費を支給するために必要な確認書です。従って、発生原因が明確で、治療と疲労回復の境界が明確な場合は、同意書の提出を省略する措置を求めます。 特に、厚生労働省主導により行われた東京大学医学部の73-アルキ-内科、東京女子医科大東洋医学研究所、埼玉医科大東洋医学科、岐阜大学医学部東洋医学講座の大学病院である4施設による共同研究の結果は重視されてしかるべきであり健保鍼灸保険を専ら研究補助金を返元すべきです。 この研究は非常に有効であることを医学的に証明したものであります。また、最近では東新性膵閉塞症の緩炎に関する科学的根拠等もあり、国のこれまでの鍼灸に関する非科学的な否定の停止を要望します。 このように、同意書の規制緩和の要件である「鍼灸の科学的ﾒｶﾆｽﾞﾑを明らかにする有効な医学的根拠」も多く出てきています。そして、内閣総理大臣も同意書は必要ないと答弁されているので、規制緩和をお願いします。	C	IV	鍼灸の施術における医師の同意書は、保険者が保険料等を財源とする医療保険から給付を行うかどうかを判断するために必要とされるものであり、はり・きゅうの施術を受けるための条件とされているものではないものである。 また、医師の同意を要件としているのは、①施術の手段・方式や成績判定基準等が明確でないため、客観的な治療効果の判定が困難であること、②治療と疲労回復等との境界が明確でないことから、廃止や各種はできないものである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	IV	再度申し上げるが、今回も、施術の手段・方式や成績判定基準等が明確で、客観的な治療効果の判定ができるものについての規制緩和を要望しているのです。そして、これらは鍼灸治療の有効性を科学的に証明しているものです。 貴省はいつも科学的根拠を求めるが、貴省自身が提案を却下するときはいつも非科学的に否定しています。貴省が有効性のある研究結果を否定するのであれば、有効性の証明されたH研究と同規模の臨床試験等を行い否定のための科学的根拠を示すべきです。 また治療と疲労の区別は、内閣府理大臣の答弁の通り、鍼灸施術の適否判断は鍼灸師自身が行うものであり、保険者が鍼灸施術の適否判断を指導するのは道理が通りません。	C	IV	鍼灸の施術における医師の同意書は、保険者が保険料等を財源とする医療保険から給付を行うかどうかを判断するために必要とされるものであり、はり・きゅうの施術を受けるための条件とされているものではないものである。 また、医師の同意を要件としているのは、①施術の手段・方式や成績判定基準等が明確でないため、客観的な治療効果の判定が困難であること、②治療と疲労回復等との境界が明確でないことから、廃止や各種はできないものである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	IV	今回の提案は、①施術の手段・方式や成績判定基準等が明確でありかつ、客観的な治療効果の判定等が明確であるものについて、医師の同意書を不要とすることを求めるものであり、いくら科学的な証明をしてもてやくて否定（鍼灸だけは否定）するという立場であるとは理解せざるを得ないし、これは、世界の潮流に逆行する行為であります。 また、提案内容に対する鍼灸師あるご回答を要望いたします。提案内容から誤点がずれないようにお願い申し上げます。	1020300	社団法人　宮崎県鍼灸マッサージ師会	宮崎県	厚生労働省
090360	鍼灸療養費に関する規制緩和	健康保険法（大正11年法律第70号） あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号） はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について（平成16年10月1日保医発1001002号、平成17年3月30日保険医発0330001号（一部改正））	はり・きゅうの施術については、神経痛等の対象疾患について、医師による適当な治療手段がなく、医師の同意がある場合に限り、療養費の支給対象としている。	保険医療機関におけるSSP療法という鍼治療は消炎鎮痛処置として保険がき、保険医療機関及び柔道整復師資格者法で使用されるSSPは鍼麻酔という実技を通して生まれたもので、まさに鍼灸療養費の「はり電気併用」を簡単にしたものです。鍼灸師はSSPも使用でき又、鍼治療自体に SSPと同様以上の効果があると申かし、貴省の「科学的メカニズムが未だ解明されていない」の制限と、鍼灸施術所においても保険医療機関及び柔道整復者のSSP対象疾患について、少なくとも柔道整復者のみの保険取り扱いができるよう規制緩和を要望します。	SSPは鍼治療を簡単にしたものであるが、これも鍼治療である。本来、このSSPは鍼治療であるのだから医師又ははり師のみしか取り扱えないはずであるが、保険医療機関やはり師以外の施術所等において、実際はそれ以外の者が扱っている。実に、法令と統治者を行えない者（PT等）がSSP という鍼治療をしたことであっても、消炎鎮痛処置とし保険請求ができることから、保険医療機関では無資格者のSSP治療でも保険取り扱いができるのに、なぜか、はり師の施術所では、はり師が行う療養費のはり治療に医師の同意書を要する、SSPという今の鍼治療が保険医療機関において消炎鎮痛の治療に効果があるという科学的根拠の基に保険請求ができるのであれば、当然、人体に対して針を直接刺入する鍼師の行う鍼治療には同様以上の効果があるのである。更にはりの電気併用の場合はSSPと同じ低周波を刺した針に通電するのだから、このおについて厚生労働省は、貴省支配のはり・きゅうの施術については、科学的メカニズムが未だ解明されていないとの文言を撤回しなければ、やはり、鍼灸師の施術所を健康保険医療市場から不当に排除していることになる。よって、はり師の施術について「科学的メカニズムが未だ解明されていないとの理由も解釈を、無資格者でさえ提供できるSSPという今の鍼治療と同様以上の評価にしていただくと同時に、無資格者によるSSPと言う名の「鍼施術」や「鍼施術の指示」の禁止を要望します。 代替措置：「保険医療機関の保険・消炎鎮痛」や「柔道整復術の保険・後療法」で使用される保険SSPを、今後は「医療機関鍼師はり師」や「関東はり師」が担当する。	C	IV	鍼灸師の施術に係る療養費では、鍼灸と併せて、施術効果を促進するため、鍼灸の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針又は電気温灸器を使用した場合は、療養費の支給対象としているが、SSPは低周波通電を目的とする導子であり、はり施術の本来のカテゴリーに組み入れられないものであり、療養費の支給対象にはできない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	IV	SSPがはり施術のカテゴリーに組み込まれないと言う発言はとても容認できるものではない。貴省には鍼灸師から鍼灸師の業務の範囲である治療方法までも取り上げる権利は無いはずである。尚、SSPは鍼灸師養成施設でも教育される立派なはり治療である。この発言は鍼灸師排除のための差別的発言である。発言の即時撤回を要望します。 このSSPが保険医療機関や柔道整復施術所において保険請求できるのに、鍼灸施術所において このような二部尊的な排除を受ける理由が分からない。 よって、再度、規制緩和を要望します。	C	IV	鍼灸師の施術に係る療養費では、鍼灸と併せて、施術効果を促進するため、鍼灸の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針又は電気温灸器を使用した場合は、療養費の支給対象としているが、SSPは低周波通電を目的とする導子であり、はり施術の本来のカテゴリーに組み入れられないものであり、療養費の支給対象にはできない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	IV	はり施術は、一定の方式に従い、鍼をもって、身体表面の一定部位に接触または穿刺刺入し、生体に一定の機械的刺激を与え、それによって起こる効果的な生体反応を利用し、生活機能の変調を矯正するものであり、療養費においてあるのか、安全性はどうかなど総合的に勘案して検討していかなければならないものであるが、鍼灸師の業務の範囲内であ

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
090370	連続運転認定された第一種圧力容器と同種同形式容器の認定要領の緩和	労働安全衛生法第41条第2項 ボイラー及び圧力容器安全規則第75条第1項 平成14年3月29日付け基発第0329001号 「ボイラー等の連続運転に係る認定制度について」	ボイラー及び第一種圧力容器については、原則開放による性能検査を毎年受検しなければならないが、安全管理等が優良な事業場については4年の性能検査を連続運転により行うことができる制度を最大4年まで認めている。 ボイラー等の連続運転認定事業場において、認定を受けようとするボイラー等を追加する場合には、変更の認定を受けなければならない。	現行法では、連続運転認定を取得した第一種圧力容器を同種・同形式の容器に更新する場合は、更新機器の認定は経験できる。本提案における追加容器は、認定維持ができる更新機器と同様であり、認定を可能にしても技術的に問題ないと考える。第8次提案においても同種の提案をだったが、その提案（0930010）では、予備機の追加に限定していなかった。今回の提案は、予備機としての追加に限定することで、第8次提案と、以下の2点において異なっている。 ①予備機の追加による、全体プロセスへの影響はない上予流プロセスも使用条件は不変である）2制御装置及び運転管理には未実的な変更はない、切り替えに関する僅かな変更があるが、連続運転が認められる事業場でもあり、設備管理上と運転管理上も問題のない範囲内である。この提案が実現すれば、追加機器の停止中性能検査費用の削減につながる。	ボイラー等の連続運転事業場において、連続運転認定を取得した第一種圧力容器と同種（材料等）同形式（形状、サイズ等）、同一使用する第一種圧力容器を予備機として追加設置する場合、現行法では追加容器は新たに認定取得が必要だが、本提案では、自動的に連続運転認定を可能にする。	現行法では、連続運転認定を取得した第一種圧力容器を同種・同形式の容器に更新する場合は、更新機器の認定は経験できる。本提案における追加容器は、認定経験ができる更新機器と同様であり、認定を可能にしても技術的に問題ないと考える。第8次提案においても同種の提案をだったが、その提案（0930010）では、予備機の追加に限定していなかった。今回の提案は、予備機としての追加に限定することで、第8次提案と、以下の2点において異なっている。 ①予備機の追加による、全体プロセスへの影響はない上予流プロセスも使用条件は不変である）2制御装置及び運転管理には未実的な変更はない、切り替えに関する僅かな変更があるが、連続運転が認められる事業場でもあり、設備管理上と運転管理上も問題のない範囲内である。この提案が実現すれば、追加機器の停止中性能検査費用の削減につながる。	C	Ⅳ	第一種圧力容器の予備機を追加する場合、本機と予備機では連続運転ができない。連続運転が認められる際の管理状況によっては、内部の残留物が濃縮して腐食が進むおそれや両者により腐食が起こるおそれがある。 連続運転認定事業場において、連続運転が認められた第1種圧力容器と同種のものを予備機として設置する場合においても上記のような理由から、当該容器の安全性、当該容器に係る事業場の安全管理等について別途確認した上で連続運転の可否を判断する必要がある。	C	Ⅳ	停止中の容器の管理方法は、運転中の容器の管理方法と異なること、運転頻度や起動停止回数が異なることから、連続運転を認めるためには、当該容器の運転実績、管理の状況等について確認を行う必要がある。	C	Ⅳ	停止中の容器の管理方法は、運転中の容器の管理方法と異なること、運転頻度や起動停止回数が異なることから、連続運転を認めるためには、当該容器の運転実績、管理の状況等について確認を行う必要がある。	I0350100	大分コンビナート立地企業連絡協議会	大分県	厚生労働省
090380	ボイラー安全弁の止め弁の設置	労働安全衛生法第37条第2項 ボイラー構造規格第62条、第65条	蒸気ボイラーには、安全弁を2個以上備えなければならない。ただし、伝熱面積が平方メートル以下の蒸気ボイラーにあっては安全弁を1個とすることができる。安全弁は、ボイラー本体の容易に検査できる位置に直接取り付けなければならない。 水の温度が120度以下の温水ボイラーには、逃がし弁を備えなければならない。水の温度が120度を超える温水ボイラーには、安全弁を備えなければならない。	ボイラーと安全弁との間に条件付で止め弁の設置を可能とする。	安全弁の検査または修理を行う場合、ボイラーと安全弁との間に止め弁を設置すれば、ボイラーを止めずに行うことができる。このような状況は、第一種圧力容器と安全弁の間の止め弁でも同様であり、第一種圧力容器の場合は、2個以上の安全弁の設置等の条件を満たせば、止め弁の設置が認められている（厚労第0430004号）。ボイラーの場合も全く同様で、2個以上の安全弁の設置等の条件を満たせば、ボイラーと安全弁との間に止め弁を設置しても問題ないと考える。	C	Ⅲ、Ⅳ	ボイラーは圧力容器と異なり、本体に火気等の熱源を有し、異常水、異気を熱するものて、負荷変動などにより圧力の異常上昇の危険が高いことから、本体と安全弁の間に止め弁を設置することは適当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	ボイラーに止め弁設置を行っても、圧力の異常上昇に対しては下記の措置を行うことで安全は保たれると考えられるので、再検討願いたい。 ・複数の安全弁を設け、ただ1基が強制停止しても残りの安全弁で放出能力の100%を確保できていること（補足資料1参照） ・基発第0430004号ただし書きに従い、通常運転時の全開を維持するための措置、閉止時の措置がなされている	F	Ⅲ、Ⅳ	JIS規格においても、安全弁はボイラー本体に直接取り付けることが原則とされていること、そもそも最終的な安全装置である安全弁の機能を含めて検討することは安全を確保するとで大きな問題であることから、止め弁の安全な設置は困難であると考える。提案主体からの意見も踏まえ、検討を行うことをする。	検討方法、検討スケジュールについて、再度検討し、回答されたい。	F	Ⅲ、Ⅳ	平成20年から、海外における取扱い状況等の調査を行う、その結果を踏まえ、専門家による検討等を行い、平成20年度中を目途に検討結果を得る予定。	I0350200	大分コンビナート立地企業連絡協議会	大分県	厚生労働省
090390	第一種低層住居専用地域規制緩和	・旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項及び第4項並びに第3条第1項及び第2項 ・旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第2項及び第3項	宿泊料を受けて、人を宿泊させるものを旅館業法の適用対象としている。	民泊活動（研修）に伴う宿泊の容認	第一種低層住居専用地域においての宿泊施設（旅館業）の禁止があるが、一般宿泊ではなく体験学習として宿泊が必要な場合、旅館業ではなく、別施設としての扱いを望む。当法人は当寺院にて、広く宗教活動を行っている、その中で、宗教活動（研修）に伴う宿泊が必要になる、例えば座禅である、日中ではざわめき騒音が多い神経を集中できない、よって、朝1番や夜中の静かな時間の体験学習となるため宿泊の必要性がある。この場合、研修費としてー人当たり5,000円を検討している、それは宿泊費ではなく研修費である。この費用に食事代を含む、宿泊の有無にて料金を変えることなく、統一の料金とする。宿泊に対しての対価ではないため、研修費の割り増しはしない、これらを実施できれば、京都の歴史や文化を身近に触れ、情操教育としての役割を果たせる効果を願います。	C	Ⅰ	本件提案について、宿泊の有無を問わず料金は統一、宿泊費ではなく研修費を徴収、とされているが、他方、朝1番や夜中の静かな時間の体験学習とならための必要性があるとされており、基本的には宿泊を伴う研修が想定されていること、また、旅館業法上の「宿泊料」とは、宿泊という役務の提供に伴う対価に当たるものすべてを包含するものであり、名目の如何を問わないものであること、提案内容に伴う施設に係る維持費用等や水道光熱費等には研修費として徴収される費用の一部が含まれると見込まれることから、本件提案は、宿泊料を受けて人を宿泊させようとするものであり、旅館業法の対象となる。 旅館業法は、旅館業の適正な運営を確保することにより、公衆衛生の向上を図ることを目的としており、利用者である国民の身体・生命の安全を確保するなどの観点から、当行令には、構造設備基準を定め、これに適合するものでなければ都道府県知事が許可を与えてはならないこととしている。このような旅館業法の目的に照らすと、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業を行うには、当該施設について一定の衛生基準を満たしていることを行政において事前に確認する必要があり、これについての地域的な例外を認めたり、宿泊者又は営業者の主観的な意図・目的如何により例外を認めたりすることは、公衆衛生の向上を図るという旅館業法の目的に反することとなる。 よって、本件提案について旅館業法の適用を除外することは不適当である。	本提案は、宿泊した場合も宿泊しない場合も、同一の料金設定となっており、客観的には「宿泊料」に該当しないものと思われる。そこで、旅館業法による旅館業を営む場合は都道府県知事の許可が必要となっているので、本提案について、仮に、旅館業法による旅館業を営まずに、当該寺院が「宿泊料」に該当しないと判断した場合は、提案主体が想定している事業を実施できるという理解で良いか、再度検討し回答されたい。	C	I	本件提案内容を見る限り、宿泊料を受けて人を宿泊させようとする旅館業法の対象となる営業であると考えられ、この点は既存の営業を旅館業法の対象から除外することは困難である。なお、提案内容に記されていない事情等も含め、実態を踏まえて個別事業についての旅館業法上の許可の要否を判断するのは、旅館業法第3条第1項に基づく都道府県知事等の権限である。	「旅館業法の許可の要否を判断するのは、都道府県知事等の権限」との見解の照会いただき、誠にありがとうございます。 提案主体の地元都道府県知事等の許可を受ければ、提案者の意図は「現行規定で対応可能」であるため、貴省の回答は「C：対応困難」ではなく、「D：現行規定で対応可能」ではないのか、再度検討し回答されたい。	C	I	旅館業法に基づく都道府県知事等の許可を受ければ営業が可能なことは当然であるが、本件提案は、「一般宿泊ではない体験学習として宿泊が必要な場合、旅館業ではなく、別施設としての扱いを望む」ものであり、旅館業法の対象外とすることを求めているものであって、これに対して、当省としては、このような営業を旅館業法の対象から除外することは困難と考えているので、「C：特区として対応不可」と回答しているものである。	I0010210	宗教法人　真正極楽寺	京都府	厚生労働省 国土交通省
090400	同一給水区域内、未普及地域解消事業に伴う地域料金の設定の容認	水道法第14条第2項第4号	水道法第14条第2項第4号に基づき、水道事業者が定める供給規程の適合すべき要件として、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」とされている。	現行法「特別なものに対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」の法解釈では、新たに拡張した区域に対する新規の料金設定は差別取扱いとしていらず、未普及地域のすべての給水希望者が給水を受けられる範囲の妥当な一戸あたりの負担額とするため、未普及地域解消事業で同一給水区域となっても、期間を限定してその地区の実情に応じた水道料金設定を可能とする。	水道未普及地域解消にあたり、補助対象事業として既存の水道事業の区域拡張とならず、未普及解消地域だけの水道料金設定を期間を限定して可能とすること。未普及地域解消の早期実現と給水希望全戸が参加可能な対応を目指す。 具体的には、既存の水道事業の区域とならこから、同一給水区域内同一水道料金とならため整備事業者の、地元負担金の一括清算が必要となる、一戸あたりの負担額は国、県の補助及び市の支援を受けても高額となり、給水を希望したくても負担金の理解ができない等により現状維持をやむなくされる場合も想定される、そのため、一括負担金は必要最低金額とし残りの地元負担金は地域全体で借り入れ、水道料金と合わせ返済できるイそのため給水を希望する期間を限定して設定可能とすることとすべての給水希望者が受益を受けられる状況が作れ、後に残る問題もなくなる。 提案理由： 当該地域は山村地域であり、地形的条件、集落の拡散等事業費が大きくなる要素が多い割に、対象人口が少なく、一戸あたりの負担額は高額となり、高齢世帯等も多く給水を受けたくても参加できやむなく現状維持を選択せざるを得ない現状もある。 そうした実態の中、独自の水道料金設定の出来る簡易水道事業として計画を進めていましたが、補助採択基準により簡易水道事業として計画できず、上水道区域拡張となったものであり、別途料金設定は出来ないため本提案の実施により給水を希望する全戸の対応が可能となるものです。 代替措置 未普及地域解消事業に伴う地域料金は給水条例で料金、期間を明確にすることにより、対応の意志を明らかに出来る。	C	Ⅰ	水道法第14条第2項第4号に基づき、あらゆる人の生活に不可欠な水供給するため水道の料金は、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするもの」であってはならず、本提案の内容については、料金設定等の詳細が不明であるため、特定の者に対する不当な差別的取扱いに該当するか否か判断できない。 提案主体の提案理由の中で、地元負担金の一括精算について触れられているが、分担金の分割納付等の方法も考えられるものと思われる。 また、提案理由の中で、補助採択基準について触れられているが、当該事業が水道事業に係る国庫補助金の補助採択基準に該当するか否か等については、補助要望の取りまとめを行う都道府県側で適切に検討いただきたい。	貴省回答からすると、料金設定の内容如何によっては、提案主体が求める「同一給水区域内における地域料金の設定」は可能なように思えるが、このような理解で良いか、また、「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするもの」とならない料金体系とはどのようなものか、その判断基準を文書で提示することにより明確にする必要があるのではないか、合わせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	Ⅰ	・前回回答において本提案の内容については、料金設定等の詳細が不明であるため、特定の者に対する不当な差別的取扱いに該当するか否か判断できない」としたのは、本提案内容の料金設定等が特定の者に対し不当な差別的取扱いに該当するか否かを確認するためであり、水道法第14条第2項第4号の「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするもの」にとた適用するについては、一戸の給付書に合算金額で請求することも、可能と判断してもよいでしょうか、本分担金は当該地域の水道の需要者が負担すべき費用であることに鑑み、市としてはこれまでの特区提案経験を踏まえ、現状下及び限制度の中での最良の対応として、地域全体として公平負担ができ、将来の問題も最小限にできる方法として、分割分担金分を使用水量に応じて一定期間をもって料金とあわせ徴収する方法を検討していきたいと考えております	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	今回の地元分担金は、その金額が合理的かつ明確な根拠に基づき設定されていることに、当該分担金の費用や徴収方法等が水道料金と区別されるものとして納税根拠に適正かつ明確に定められており、納付書の記載内容においても供給規定の内容と整合が図られていれば、水道料金とともに当該分担金を徴収することは水道法上は支障ない。	D	Ⅰ	分担金の金額が合理的かつ明確な根拠に基づき設定されていることに、当該分担金の費用や徴収方法等が水道料金と区別されるものとして納税根拠に適正かつ明確に定められており、納付書の記載内容においても供給規定の内容と整合が図られていれば、水道料金とともに当該分担金を徴収することは水道法上は支障ない。	I0010100	亀岡市	京都府	厚生労働省
090410	港湾における貿易関係行政機関の窓口の一元化による民間事業者の行う貿易関係業務の簡素化、迅速化	該当なし	港湾における手続検査業務等も併せてポータル化（窓口一元化）を構築する必要があるこのためには、貿易関係の現地検査業務等の窓口一元化が可能となるよう各関係省庁の設置法を踏まえて検討をできる。	各港湾の貿易にかかる各府省システムについて府省共通ポータル（仮への取り組みがなされているが、貿易サービスの高度化のためには、現地における各種検査業務等も併せてポータル化（窓口一元化）を構築する必要があるこのためには、貿易関係の現地検査業務等の窓口一元化が可能となるよう各関係省庁の設置法を踏まえて検討をできる。	下関港は、朝鮮半島や中国との近接性から、貿易のスピードを要求する貨物が集まる港湾である。 このような港湾となるにあたり、税関など貿易に関する業務を行う関係官庁にも多大なご協力をいただき、下関港は、円滑な貿易の基盤となってきたが、東アジアの経済発展に伴い、貿易スピードの向上に対する要求は、下関港においても増加している傾向にあり、貿易にかかる諸業務を円滑に行うことが、ますます重要となってきている。 わが国の貿易にかかる手続きは、それぞれの所管の省庁が多く関与していることに特徴があり、手続きの依頼になっているとの指摘がある。 これについては、税関を中心とした積極的な取り組みにより、平成20年10月に、「次世代シングルウィンドウ（府省共通ポータル）」として、貿易にかかる各省庁のシステムが調和し、各種ドキュメントの電子化が促進され、迅速化が期待される。 しかし、港湾における手続きの簡素化等は図られるが、一方で、この申請手続きに伴い現地で行われる貿易にかかる各種検査業務等については府ポータル化されないため、現状は引き続き残ることとなる。 これらを解消するためには、植物検疫、食品検疫、税関等の現地検査業務等もポータル化（窓口一元化）を行う必要がある。これにより、申請手続きの簡素化に併せ現地検査業務等も窓口が一元化されれば、さらなる簡素化、通関スピードの向上及び民間事業者の負担軽減等が図れる。	C（連用により対応）	－	検疫所においてモニタリング検査等の行政検査を実施する場合には、当該貨物について、輸入者等から動物検疫所、植物防疫所及び税関が行う検査との時間調整に係る要請がなされた際には、これらの関係官署と連携し、対応していくところである。 今後とも、検疫所が実施するモニタリング検査等の行政検査については、引き続き関係官署と連携の入通切に対応してまいりたい。	C（連用により対応）	－	C（連用により対応）	－	10540100	下関市	山口県	財務省 厚生労働省 農林水産省
090420	特定の異種方法と検査を経た無傷トラフグの肝（肝臓）の可食	食品衛生法（昭和22年法律第233号） 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号） ＜関連通知＞ 「フグの衛生確保について」（昭和58年12月2日付環乳第59号厚生省環境衛生局長通知） 「フグの衛生確保について」（昭和58年12月2日付環乳第59号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知）	食品衛生法第6条第2号及び食品衛生法施行規則第1条第1号の規定により、有毒な物質が含まれる食品については、当該有毒な物質の処理等により一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる場合には、販売等の禁止の対象とならないこととされている。 「フグの衛生確保について」（昭和58年12月2日付環乳第59号）において、有毒部位の除去という処理により人の健康を損なうおそれがないと認められるフグの種類（トラフグ等22種類）及び有毒物質の程度に上り人の健康を損なうおそれがないと認められる部位（筋肉等）等を定めている。	・フグ食を生成するとされる「蓄生生物」及びバクテリア」の混入のない、水槽の水を循環ろ過して使用する「閉鎖型循環式陸上養殖システム」にて養殖したトラフグの肝を安全裏毒性検査して安全性を確保することにより、「みがき」もしくは「肝」として可食できないか	「閉鎖型循環式陸上養殖システム」（※別紙資料参照）にてフグの毒化の原因と考えられる「バクテリア」と「蓄生生物」の養殖場への混入を使用する海水を精密ろ過することで防ぎ、管理された養化しない環境でトラフグを養殖する。　そして魚体を解体し解体した肝の全ての毒性検査を行い、検査期間中は肝本体を真空パックによる-21℃冷蔵での上流流冷凍保存し、検査の結果毒性の無かったものについての冷凍凍のまま出荷することとする。なお、出荷する区域は主に宮城県内とし、その他の地域においては「アンテナショップ」や「HPなどの方法に限定する飲食店へ出荷するものとする。養殖市は、年に約1,000人ずつ入りが減るなどを考慮諸が進んでおり、その中で何かの毒性の活性化につながるような弱る材料が必要と考えています。当所地域ではない里山において「フグの肝を提供することにより、やりようによって新たな地場産品の創出もできるということを地域の人達に示したい。	C	Ⅳ	一般的に、フグはテトロドトキシンという極めて致死性の高い有毒物質を持っているため、食用可能な部位等を制限し食品としての安全性を担保しながら広まってきた。現在、フグ目は有毒物質であるとから食用とすることを認めないこととする国家よる、特区においても、以下の理由により「フグ肝の可食化は認められない。 ・フグの肝を可食部位と認めるに当たっては、無毒であるとの科学的知見が得られていることが前提であるが、フグが毒化する機構が完全に明らかであるとはいえない現時点において、肝が無毒のフグを経験にて生産する方法が科学的客観性が確立されているとは言い難いこと ・仮に特区域において、生食が心配者、消費に至るまでの行程において、フグの肝を可食化することを認めた場合、全国的に広まってしまい、人的なミスによる食中毒発生の可能性が高まること ・仮に特区域において、適正かつ確実に毒性検査、設定業者等、タグによる流通管理等の措置等を定め、これに適合するものでなければ都道府県知事が許可を与えてはならないこととしている、このような旅館業法の目的に照らすと、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業を行うには、当該施設について一定の衛生基準を満たしていることを行政において事前に確認する必要があり、これについての地域的な例外を認めたり、宿泊者又は営業者の主観的な意図・目的如何により例外を認めたりすることは、公衆衛生の向上を図るという旅館業法の目的に反することとなる。 よって、本件提案について旅館業法の適用を除外することは不適当である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	フグが毒化する機構が完全にあきらかでなくても、現在天然のフグの可食、不可食を都位や種類で判定していますがその判定基準はどのようなものなのですか、またその判定基準を参考にさせてもらうことはかのうでしょうか、「トラフグの肝」という商品であれば養殖から製造出荷までのプロセスをキチンとPHし、石川県の「フグの卵巣の糠づけ」のように毒化機構がされてなくても食品衛生管理協会の検査を経て出荷すれば、逆に許可されている天然のフグの部位より安全なものもあるのではないでしょうか。	C	Ⅳ	厚生労働省としては、フグの食性等に関する調査研究を行うとともに、「有毒な介類に関する検討委員会」を設置し、フグの衛生対策について総合的な検討を行い、各都道府県等と協議の上現在の取扱いを変えていることであり、トラフグの肝臓が強力な毒性を有することは、科学的に周知の事実である。 また、トラフグの肝については、機器改革特区域法に基づき実施された第8次提案養殖において同様の提案がなされた際、厚生労働省から食品安全委員会に対し、食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価を依頼した。平成17年8月5日付食第2969号にて厚生労働大臣あて通知された評価結果の中で、 ・現在までの知見において、テトロドトキシンによるフグの毒化機構は十分に明らかとは言えないこと ・フグの毒化機構が十分に解明されていない以上、養殖方法における各要因及び制御するべきポイントを特定することが不可能であること 等により、現時点において、提案された方法により養殖されたトラフグの肝について、食品としての安全性が確保されていることを確認することができないと結論づけられたところである。その後新たな科学的知見が明らかになっていない以上、仮に本件について食品健康影響評価を行ったとしても、同様の結論になると考えられる。	I1250100	（有）舘鮨クリーンセンター高森ファーム事業部	宮城県	厚生労働省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
090430	調理師免許の取得に係る要件の緩和	調理師法 調理師法施行規則	調理師免許の取得に係る要件は、調理師法第3条において、厚生労働大臣の指定する調理師養成施設において、1年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師になるに必要な知識及び技能を修得したもの、もしくは、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて2年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したものと規定されている。	特区において、特例措置510を活用して民間事業者により実施される特定料理施設の運営等に係る事業に関連して、社会復帰促進センターに設置された受刑者であって、当該施設において2年以上調理の業務に従事した者については、法第3条第1項第2号の適用については、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設において従事したものとみなすことを求めるもの。	悪質刑事施設の運営等に係る事業に関連して、社会復帰促進センターに設置された受刑者であって、当該施設において2年以上調理の業務に従事した者については、法第3条第1項第2号の適用については、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設において従事したものとみなすことを求めるもの。	C	I	調理師資格は全国で通用する資格であり、資格要件としての実務経験は全国統一的である必要があるためどこでもよい。当方の提案はその内容の変更を求めるものではない。貴省ご回答において、矯正施設が「多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるもの」に当たらないとはいえないとし、受刑中に訓練として行う調理は反復継続して調理の行為に準ずる従事していることが必要である。 受刑中に訓練として調理を行う場合については、矯正施設が「多数人に対して飲食物を調理して供与する施設」に該当し、かつ、当該施設において、上記の基準を満たしている場合に限り、「調理の業務に従事した」といえる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	資格要件としての実務経験は全国統一的である必要があるためどこでもよいが、当方の提案はその内容の変更を求めるものではない。貴省ご回答においては、矯正施設が「多数人に対して飲食物を調理して供与する施設」に該当しないとはいえないという点で、事実認定がある。また、受刑中に訓練として行う調理は、反復継続して調理の行為に準ずる従事していると認められており、矯正施設が「当該施設において調理師法に基づく必要な業務に従事した」とはいえないとする。 受刑終了後に業務として調理の実務を行うことと、調理師試験を受験することが可能であり、受刑者の円滑な社会復帰の促進に支援をきたすものと考えられる。	D	IV	「調理師試験の実施について（平成9年6月11日付通知健医発第816号）」において示しているとおり、「調理の業務に従事した」というためには、寿ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等に従事しているのみの期間、最低でも週4日以上かつ1日4時間以上、反復継続して調理の行為に準ら従事していることが必要である。 受刑中に訓練として調理を行う場合については、矯正施設が「多数人に対して飲食物を調理して供与する施設」に該当し、かつ、当該施設において、上記の基準を満たしている場合に限り、「調理の業務に従事した」といえる。	D	IV	「調理師試験の実施について（平成9年6月11日付通知健医発第816号）」において示しているとおり、「調理の業務に従事した」というためには、寿ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等に従事しているのみの期間、最低でも週4日以上かつ1日4時間以上、反復継続して調理の行為に準ら従事していることが必要である。 受刑中に訓練として調理を行う場合については、矯正施設が「多数人に対して飲食物を調理して供与する施設」に該当し、かつ、当該施設において、上記の基準を満たしている場合に限り、「調理の業務に従事した」といえる。					
090440	・化製場等に関する法律及び畜場法施行令の規制緩和	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号） と畜場法（昭和28年法律第114号） と畜場法施行令（昭和23年政令第216号）	化製場等に関する法律第2条第2項の規定により、死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で行ってはならないこととされているが、同法ただし書の規定により、食用に供する目的で解体する場合及び都道府県知事の許可を受けた場合はこの限りではないとされている。 また、牛、馬、豚、めん羊及び山羊については、と畜場法第13条第1項の規定により、と畜場以外の場所において、食用に供する目的でとさつしてはならないとされているが、同法ただし書第4号及びと畜場法施行令第4条第2号の規定により、離島であるため、その他土地の状況により、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合であって、かつ、都道府県知事が指定した地域において、又は都道府県知事の許可を受けてとさつする場合はこの限りではないとされている。	竜美大島のノヤギは、化製場等に関する法律第2条第2項のただし書きおよび畜場法施行令第4条第2項について、1件ごとの許可でなく、区域としての許可とする。	提案理由 竜美大島では貴重なタンパク源・滋養強壮に効果がある食材として、家庭で山羊を飼育し、祝い事や集落行事の際に食する文化が受け継がれているが、社会環境の変化等により飼育世帯が減少し、伝統食文化継承の懸念材料となっている。 一方、本島では野生化した山羊（ノヤギ）による害害が拡大しており、有害鳥獣として捕獲が実施され、と畜場で処理したり、食材として活用されている。 竜美大島の特異な自然、希少動植物を保護する観点から捕獲したノヤギを、伝統食の食材として活用することは、食文化継承の有効な策であるが、現行、食材活用するには、生体で捕獲する必要があり、ノヤギの多くが生息する崖地での生体捕獲・運搬等は、非効率な与え危険を伴うものである。 そこで、本特例措置及び衛生管理マニュアル等により、捕殺した場合に放血・解体処置等を行える2条件を整備する。 このことで、銃による捕獲も可能となり、捕獲の効率及び安全性が高まる、また、ノヤギを伝統食食材の安定した供給源の一つとして、さらに有効活用することが可能となる。 代替措置 山羊とノヤギの区別を図るため、適正管理条例を制定する。また、公衆衛生上問題が発生しないよう、島民島外と畜場法施行規則第9条（と畜場外のとさつ又は解体方法）の遵守、併せて独自の衛生管理マニュアルを策定・運用することで、安全性の確保に努める。	化製場法（E）と畜場法（D）	I	食用に供する目的で死亡獣畜を解体等する場合には、化製場等に関する法律第2条第2項ただし書の規定により、同項の規定は適用されない。 また、と畜場法第13条第1項ただし書第4号及びと畜場法施行令第4条第1項第2号の規定により、離島であるため、その他土地の状況により、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合であって、かつ、都道府県知事が指定した地域において、又は都道府県知事の許可を受けてとさつする場合はこの限りではないとされている。 なお、当該都道府県知事による地域の指定は自治事務である。	化製場法（E）と畜場法（D）	I	食用に供する目的で死亡獣畜を解体等する場合には、化製場等に関する法律第2条第2項ただし書の規定により、同項の規定は適用されない。 また、と畜場法第13条第1項ただし書第4号及びと畜場法施行令第4条第1項第2号の規定により、離島であるため、その他土地の状況により、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合であって、かつ、都道府県知事が指定した地域において、又は都道府県知事の許可を受けてとさつする場合はこの限りではないとされている。 なお、当該都道府県知事による地域の指定は自治事務である。					
090450	・獣畜からの除外	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号） と畜場法（昭和28年法律第114号） と畜場法施行令（昭和23年政令第216号）	化製場等に関する法律第2条第2項の規定により、死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で行ってはならないこととされているが、同法ただし書の規定により、食用に供する目的で解体する場合及び都道府県知事の許可を受けた場合はこの限りではないとされている。 また、牛、馬、豚、めん羊及び山羊については、と畜場法第13条第1項の規定により、と畜場以外の場所において、食用に供する目的でとさつしてはならないとされているが、同法ただし書第4号及びと畜場法施行令第4条第2号の規定により、離島であるため、その他土地の状況により、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合であって、かつ、都道府県知事が指定した地域において、又は都道府県知事の許可を受けてとさつする場合はこの限りではないとされている。	竜美大島のノヤギを、「と畜場法」及び「化製場等に関する法律」の「獣畜」としての規定から除外する。	化製場法（E）と畜場法（D）	I	食用に供する目的で死亡獣畜を解体等する場合には、化製場等に関する法律第2条第2項ただし書の規定により、同項の規定は適用されない。 また、と畜場法においては、食肉の安全性を確保するため、同法に規定する「獣畜」について、獣医師であると畜検査員による食肉検査、と畜場や獣畜の処理の衛生管理等を規定しているところ、本提案のようにノヤギそれぞれの規定の対象である「獣畜」から除外することについては、国民の健康を損なうおそれがあることから、認めることは困難である。 なお、現在のと畜場法の枠組みにおいても、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合には、都道府県知事が指定した地域において獣畜をとさつすることが認められており（上記090440の回答参照）、本提案については合理的理由がないと考える。	化製場法（E）と畜場法（D）	I	食用に供する目的で死亡獣畜を解体等する場合には、化製場等に関する法律第2条第2項ただし書の規定により、同項の規定は適用されない。 また、と畜場法においては、食肉の安全性を確保するため、同法に規定する「獣畜」について、獣医師であると畜検査員による食肉検査、と畜場や獣畜の処理の衛生管理等を規定しているところ、本提案のようにノヤギそれぞれの規定の対象である「獣畜」から除外することについては、国民の健康を損なうおそれがあることから、認めることは困難である。 なお、現在のと畜場法の枠組みにおいても、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合には、都道府県知事が指定した地域において獣畜をとさつすることが認められており（上記090440の回答参照）、本提案については合理的理由がないと考える。					
090460	ALTに係る派遣期間制限の除外	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2第1項 ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条	・専門的な業務等（26業務）を除いた業務については派遣受入可能期間が設けられている。	「人材都市ずんき」を標榜する岐阜市では、生徒の英語能力を効率的に伸ばすため、本年、市内全中学校（22名のALTを派遣により配置した。今後も継続的にALTを活用したいが、現状では労働者派遣法で派遣期間制限が設けられており、派遣可能期間を超えて派遣受け入れを継続する場合には、告示により3ヶ月間超のクーリング期間を設ける必要があり、その間、ALTの派遣受け入れを停止しなければならない。 よって、ALT業務が派遣期間制限から除外されるよう、労働者派遣法施行令第4条に定める業務にALT業務を位置づける。	前回提案時の貴省回答「ALT業務は①業務の専門性や②常用労働者の雇用の安定に及ぼす影響 について具体的に検討できないため、派遣期間制限の ないの業務にふさわしくない」に対し、 ①については、岐阜市はALT派遣受入れに際し、英語を母語とし、出身国にて大学以上の教育機関を卒業した者、ALTとして十分な経験がある・あるいは研修を受けた者、英語の発音、リズム等において優秀かつ現行の標準的な指導力がある者等、多くの条件を付しており、専門性を担保している。また、20業務の1つ「通訳、翻訳等業務」とALT業務には、英語を母語とする者が文章等をチェック又は上等の扱いを訂正する等共通点があり、同様の専門性があると考えられる。 ②については、前回提案時にも述べたが、岐阜市におけるALTは英語を母語とし、そのほとんどが数年後には母国へ戻り、数年でんが入れ替わるという特殊事情がある。実にゼロの手続き や日常生活の指導などが雇用管理上通常の業務と比べ極めて特殊であり、通常の就業形態とは異なる、このようにALT業務には具体的な特殊性があり、労働者派遣法において派遣期間制限から除外されるべき業務として定められている「就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務」に位置づけることが可能と考える。 以上からALT業務を派遣期間制限から除外するため、ALT業務の専門性と常用労働者の雇用の安定に及ぼす影響について具体的に検討できないかご教授頂きたい。	C	II	労働者派遣法施行令第4条に掲げる業務は、公労使の意見も経て、「専門的な知識、技術等又は経験を必要とする業務」または「特別な雇用管理を行う必要があると認められる業務」であると認められる業務である。 ALTについては、岐阜市はALT派遣受入れに際し、英語を母語とし、出身国にて大学以上の教育機関を卒業した者、ALTとして十分な経験がある・あるいは研修を受けた者、英語の発音、リズム等において優秀かつ現行の標準的な指導力がある者等、多くの条件を付しており、専門性を担保していることから、派遣業務にふさわしくない業務であると考えられる。 また、20業務の1つ「通訳、翻訳等業務」とALT業務には、英語を母語とする者が文章等をチェック又は上等の扱いを訂正する等共通点があり、同様の専門性があると考えられる。 ②については、前回提案時にも述べたが、岐阜市におけるALTは英語を母語とし、そのほとんどが数年後には母国へ戻り、数年でんが入れ替わるという特殊事情がある。実にゼロの手続き や日常生活の指導などが雇用管理上通常の業務と比べ極めて特殊であり、通常の就業形態とは異なる、このようにALT業務には具体的な特殊性があり、労働者派遣法において派遣期間制限から除外されるべき業務として定められている「就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務」に位置づけることが可能と考える。 以上からALT業務を派遣期間制限から除外するため、ALT業務の専門性と常用労働者の雇用の安定に及ぼす影響について具体的に検討できないかご教授頂きたい。	労働者派遣法施行令第4条に掲げる業務は、公労使の意見も経て、「専門的な知識、技術等又は経験を必要とする業務」または「特別な雇用管理を行う必要があると認められる業務」であると認められる業務である。 ALTについては、岐阜市はALT派遣受入れに際し、英語を母語とし、出身国にて大学以上の教育機関を卒業した者、ALTとして十分な経験がある・あるいは研修を受けた者、英語の発音、リズム等において優秀かつ現行の標準的な指導力がある者等、多くの条件を付しており、専門性を担保していることから、派遣業務にふさわしくない業務であると考えられる。 また、20業務の1つ「通訳、翻訳等業務」とALT業務には、英語を母語とする者が文章等をチェック又は上等の扱いを訂正する等共通点があり、同様の専門性があると考えられる。 ②については、前回提案時にも述べたが、岐阜市におけるALTは英語を母語とし、そのほとんどが数年後には母国へ戻り、数年でんが入れ替わるという特殊事情がある。実にゼロの手続き や日常生活の指導などが雇用管理上通常の業務と比べ極めて特殊であり、通常の就業形態とは異なる、このようにALT業務には具体的な特殊性があり、労働者派遣法において派遣期間制限から除外されるべき業務として定められている「就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務」に位置づけることが可能と考える。 以上からALT業務を派遣期間制限から除外するため、ALT業務の専門性と常用労働者の雇用の安定に及ぼす影響について具体的に検討できないかご教授頂きたい。	C	II	労働者派遣法施行令第4条に掲げる業務は、①その業務を迅速かつ的確に遂行するためには、単純な労働者ではなく、専門的な知識、技術又は経験を有する労働者に行わせることが一般的に必要とされる業務又は②その業務の安定に関する記述があると整理している。 岐阜市のALT業務の専門性等については提案書のとおりだが、貴省では、ALTの雇用形態について、直接雇用か派遣か請負か、どれが適当とお考えか、提案の目的は「効果的かつ機動的なALTの活用」であり、派遣以外で実現できるのであれば形態にはこだわらない。ただし、直接雇用はスポット的な常態の長期休業中の活用、欠員が出た際の補充への対応等から効率的ではないと考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	労働者派遣法施行令第4条に掲げる業務は、①その業務を迅速かつ的確に遂行するためには、単純な労働者ではなく、専門的な知識、技術又は経験を有する労働者に行わせることが一般的に必要とされる業務又は②その業務の安定に関する記述があると整理している。 岐阜市のALT業務の専門性等については提案書のとおりだが、貴省では、ALTの雇用形態について、直接雇用か派遣か請負か、どれが適当とお考えか、提案の目的は「効果的かつ機動的なALTの活用」であり、派遣以外で実現できるのであれば形態にはこだわらない。ただし、直接雇用はスポット的な常態の長期休業中の活用、欠員が出た際の補充への対応等から効率的ではないと考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	前回から述べるとおり、岐阜市のALT業務は、英語を母語とし、優秀な語学力や教科指導の知識・経験等を必要としており専門的業務と考える。また学期毎で長期休暇があるなど労働期間が特殊で、不慣れな異国での職務であると、数年で母国へ戻られ少ないうい特殊事情から特別雇用が必要である。 また中学校にALTを配置するにあたり配慮するとでは、前述の特殊事情や欠員の際の補充対応、コスト面等からALT業務はそもそも常用雇用にはなじまず、影響は少ないと考える。 提案実現のため、ALT業務と類似する「通訳・翻訳等業務」について、専門性と雇用管理の特殊性があるとする根拠、常用雇用安定への影響に関する整理をご教示頂きたい。	C	II	労働者派遣法施行令第4条第6号の通訳、翻訳の業務については、通常、通訳技能資定等に合格した者等が従事する専門的な業務であり、通常、一般企業が専門の通訳等を自ら雇用することは少なく当該業務に係る労働者派遣が労働者の臨時生活の全期間にわたるその取力の有効な発揮及びその雇用の安定に資するとは認められる雇用慣行を伴わないものとして、審議会における分労使の意見も踏て、認められたものである。翻訳業の業務については、専門性又は雇用管理の特殊性及び常用雇用安定への影響に関して整理できないとの説明がございましたが、具体的に検討することは困難である。	1110210	岐阜市	岐阜県	厚生労働省
090470	市所有施設を管理するための人材派遣	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第7条第1項第1号第40条の2第1項 ○派遣先が講ずべき措置に関する指針	・専門的な業務等（26業務）を除いた業務については派遣受入可能期間が設けられている。 ・新たな労働者派遣の開始と新たな労働者派遣の受入の並前に受け入れていた労働者派遣の終了との間の期間が1箇月を超えない場合には、当該派遣先は継続して労働者派遣の役務の提供を受けているものとみなす。	自治体が出資している公益法人が派遣元となって、市所有施設を管理するための労働者を派遣をできるよう、規制を緩和してもらいたい。さらに、労働者派遣を行うにあったっては、クーリングオフ期間をなくしてほしい。	市所有の施設を効率よく管理するため、財団法人悪原市施設管理公社から市の施設に人材を派遣するシステムを構築したい。（総合センターなどの施設は、市の業務では非常にコストがかかり、民間に業務委託するには安定した供給ができなくなる恐れがあるため、公社からの人材派遣を切望している）そこで、上記の労働者派遣が可能となるよう、規制を緩和して頂きたい。 さらに、労働者派遣が可能となったとしても、労働者派遣における現行のクーリングオフ期間（3年）を入れ後は、3ヶ月間の派遣を受入れない期間（が必要）があるため、安定した行政サービスの提供が出来ないおそれがある。そこで、市出資の公益法人から市の施設に労働者を派遣する場合にあっては、このクーリングオフ期間をなくしてほしい。	教育については、後段については、Ⅲ	C	労働者派遣制度においては、自治体が出資している公益法人であっても、一般労働者派遣事業者許可又は特定労働者派遣事業の届出がされていれば、派遣元事業主として労働者派遣事業を行うことはできるが、当該事業が専ら労働者派遣の役務を提供することを目的として行われるものであってはならない。 貴省ご回答の労働者派遣法の施行状況の報告では、新たな労働者派遣の開始および直前に行われた労働者派遣の終了とを問わず1箇月を超えない場合には継続して労働者派遣の役務の提供を受けているものとみなされ、他方その期間が1箇月を超える場合にはもはや継続して労働者派遣の役務の提供を受けているものとはしないいわゆるクーリング期間）ものである、このクーリング期間とは、あくまで派遣受入期間の算定に当たっての「継続して」役務の提供をしているか否かの判断基準となるものであり、直接によってその内容が変わる性質のものではない、従って、御提案の場合において特例を設けることは適当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	当事業を、派遣ではなく請負で行った場合、当該公益法人の労務管理上の負担は大幅に軽減され、臨時的・一時的な業務への受入れであると位置付けられ、派遣法受入可能期間の制限が設けられていることから、派遣受入可能期間の算定に当たり、新たな労働者派遣の開始および直前に行われた労働者派遣の終了とを問わず1箇月を超えない場合には継続して労働者派遣の役務の提供を受けているものとみなされ、他方その期間が1箇月を超える場合にはもはや継続して労働者派遣の役務の提供を受けているものとはしないいわゆるクーリング期間）ものであるため、今回の要望に至ったものである。	教育については、後段については、Ⅲ	C	労働者派遣制度においては、自治体が出資している公益法人であっても、一般労働者派遣事業者許可又は特定労働者派遣事業の届出がされていれば、派遣元事業主として労働者派遣事業を行うことはできるものである。 また、労働者派遣事業は、労働力需給の調整及び雇用の安定を図る等労働者の福祉の増進を目的として行われるものであってはならず、これは、事業主が御提案のような公益法人であっても特例を設ける性質のものではない。 御提案のクーリング期間はあくまで派遣受入期間の算定に当たって「継続して」役務の提供をしているか否かの判断基準となるものであり、実際によってその内容が変わる性質のものではないため、御提案のような同期間の算定に当たり、新たな労働者派遣の役務を開始する前に公益法人が派遣元となる当該業務についてのみ特例を設けることは適当ではない。	1091010	悪原市	岐阜県	総務省 厚生労働省
090480	外国人に対する年金制度の見直し	厚生年金保険法附則第5条、国民年金法附則第8条の3の2	厚生年金保険法附則第5条、国民年金法附則第8条の3の2 我が国の年金制度は、国籍にかかわらず等しく適用されており、年金制度の保障の対象となっている。日本に短期滞在する外国人の方について保険料納付が老齢給付に結びつかないという問題は、社会保障協定の締結により解決する一方問題ではあるが、このような解決が図られるまでの間の当分の間の臨時的かつ暫定的な特例措置として、短期滞在の外国人の方に対し脱退一時金を給付している。	日本と母国との間で年金加入期間が通算される社会保障協定が未締結の国の外国人研究者が、受給資格期間を満たさず帰国する場合の脱退一時金について、在留期間5年の保険料納付期間に対応した支給を行う。	世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている理科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。これら外国人研究者は、年金制度へ加入が義務づけられているものの、短期加入で受給資格を満たさない主制度から途中離脱する可能性が高く、社会保障協定未締結国（ロシア、ポーランド等）の研究者については、脱退一時金を請求することができる。しかしながら、保険料納付期間が3年までの場合はその期間にあわせて段階的に脱退一時金が支給されるものの、3年以上で一定額しか支給されず、「特定研究活動」で在留している機能科学公園都市内の研究者にとっては、最大5年の在留期間中保険料を払い続けたとしても、3年を超えると実質払い得での状態になってしまう。 したがって、保険料納付が老齢給付に結びつかないという問題が社会保障協定により解決されるまでの間の特例措置として脱退一時金制度が設けられているところから、保険料納付期間（在留期間の上限（5年））に対応した段階的な脱退一時金の支給をお願いしたい。　なお、このことが法附則の「当分の間」支給する限定と整合しないということであれば、その「当分の間」の解釈（「当分の間」を3年と想定している理由）をご教示いただきたい。	C	I	我が国の年金制度は、内外人平等、すなわち国籍にかかわらず等しく適用され、保険事故が起きた場合には必要な保障を行っているところであり、短期滞在の外国人の方についても、制度に加入している間に障害又は死亡といった保険事故が発生した場合には障害給付又は遺族給付が支払われることとなる。 そのような、我が国の年金制度は、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、被保険者の資格に該当する限りは個人の事情に関わりなく強制的に被保険者とされ、納付された保険料を財源とし、保険事故の際に給付を行う賦課方式の社会保険制度である。こうした我が国の公的年金制度からの途中離脱を給付事由とすることは極めて例外的な取扱いであり、日本国籍を有する方については、企業により他国へ派遣され、派遣先国の社会保険制度が強制適用されることにより、保険料の二重負担が生じる場合も有ま、一切この5ヶ月脱退いは認めていない。脱退一時金の支給額については、仮にこれを引き上げるとしても、短期滞在者と恒久的に在留する者との均衡を考えるものと考えられ、厚生労働省としては、このような法律改正は考えていない。	1112010	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	厚生労働省
090490	年金保険料納付期間の見直し	厚生年金保険法附則第5条、国民年金法附則第8条の3の2	我が国の年金制度は、内外人平等、すなわち国籍にかかわらず等しく適用され、保険事故が起きた場合には必要な保障を行っているところであり、短期滞在の外国人の方についても、制度に加入している間に障害又は死亡といった保険事故が発生した場合には障害給付又は遺族給付が支払われることとなる。 そのような、我が国の年金制度は、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、被保険者の資格に該当する限りは個人の事情に関わりなく強制的に被保険者とされ、納付された保険料を財源とし、保険事故の際に給付を行う賦課方式の社会保険制度である。こうした我が国の公的年金制度からの途中離脱を給付事由とすることは極めて例外的な取扱いであり、日本国籍を有する方については、企業により他国へ派遣され、派遣先国の社会保険制度が強制適用されることにより、保険料の二重負担が生じる場合も有ま、一切この5ヶ月脱退いは認めていない。脱退一時金の支給額については、仮にこれを引き上げるとしても、短期滞在者と恒久的に在留する者との均衡を考えるものと考えられ、厚生労働省としては、このような法律改正は考えていない。	我が国の年金制度は、内外人平等、すなわち国籍にかかわらず等しく適用され、保険事故が起きた場合には必要な保障を行っているところであり、短期滞在の外国人の方についても、制度に加入している間に障害又は死亡といった保険事故が発生した場合には障害給付又は遺族給付が支払われることとなる。 そもそも、我が国の年金制度は、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、被保険者の資格に該当する限りは個人の事情に関わりなく強制的に被保険者とされ、納付された保険料を財源とし、保険事故の際に給付を行う賦課方式の社会保険制度である。こうした我が国の公的年金制度からの途中離脱を給付事由とすることは極めて例外的な取扱いであり、日本国籍を有する方については、企業により他国へ派遣され、派遣先国の社会保険制度が強制適用されることにより、保険料の二重負担が生じる場合も有ま、一切この5ヶ月脱退いは認めていない。脱退一時金の支給額については、仮にこれを引き上げるとしても、短期滞在者と恒久的に在留する者との均衡を考えるものと考えられ、厚生労働省としては、このような法律改正は考えていない。	C	I	我が国の年金制度は、内外人平等、すなわち国籍にかかわらず等しく適用され、保険事故が起きた場合には必要な保障を行っているところであり、短期滞在の外国人の方についても、制度に加入している間に障害又は死亡といった保険事故が発生した場合には障害給付又は遺族給付が支払われることとなる。 そもそも、我が国の年金制度は、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、被保険者の資格に該当する限りは個人の事情に関わりなく強制的に被保険者とされ、納付された保険料を財源とし、保険事故の際に給付を行う賦課方式の社会保険制度である。こうした我が国の公的年金制度からの途中離脱を給付事由とすることは極めて例外的な取扱いであり、日本国籍を有する方については、企業により他国へ派遣され、派遣先国の社会保険制度が強制適用されることにより、保険料の二重負担が生じる場合も有ま、一切この5ヶ月脱退いは認めていない。脱退一時金の支給額については、仮にこれを引き上げるとしても、短期滞在者と恒久的に在留する者との均衡を考えるものと考えられ、厚生労働省としては、このような法律改正は考えていない。	1112010	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	厚生労働省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
090490	在留資格「人文知識・国際業務」（うち国際業務）の要件緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していることが必要。 ①翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。 ②従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験を有すること。（ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。）	「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者が、母国語を活用して就労するため、「人文知識・国際業務」（うち国際業務）へ在留資格変更を行う際に、要求される現行要件（学歴、実務経験年数（3年以上））以外の評価基準の整備を求める。	世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている種苗科学公園都市の特性を活かしてお国人研究者の受入れ促進を図っている。 現在、当該研究者は長期（最大5年）に渡る研究プロジェクト等で研究活動を行っているため、家族での滞在を希望しているが、長期滞在中え家族自身も積極的な社会活動への参加を望んでいる。家族での滞在が、いやすい、より魅力的な研究環境を提供することが、ひいては優秀な人材の募集、新産業創出による地域経済の活性化につながるものと考えているが、現在、「人文知識・国際業務（うち国際業務）へ在留資格の変更を行う際には、学歴及び実務経験年数（3年以上）が要求されており、母国語の能力を活用した社会参加への途を開閉なものとしている。 ついては、現行要件を緩和して、外国人研究者の配偶者が社会活動へ参加できる道を開いていただきたい。また、単純に現行要件を緩和することが困難ということであれば、現行要件に代わる別の基準でもってその能力を評価できる体制を国において整備いただきたい（相互認証、国家資格等）。	C	Ⅲ	我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、実務経験年数要件の違よ・緩和を行うことは、その程度にかかわらず、単純労働者の受入れにつながるものであることから、政府としての外国人労働者受入れに係る基本政策に照らして、措置を行うことは困難である。 また、既在のところ、現行要件と同等の専門性・技術性が確保されることが客観的に確認できる国家資格等の評価基準があるとは承知していないところである。	外国人研究者が家族滞在しやすい魅力的な環境を整えることで、優秀な人材を確保し新産業創出につながる研究を促進して地域経済を活性化させることを目指しており、その一環として研究者配偶者が社会参加できる途を開くことが重要と考えている。 現在、それを困難なものにしているのが「実務経験年数」要件であるが、たとえ当要件を満たしていなくとも、日本文化にはない思考・感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を持ち、母国語を活かした就労が可能な人材はあるはずであり、それら人材を発掘する新たな基準づくりをお願いしたい。	C	Ⅲ	前回も回答したとおり、現在のところ、現行要件と同等の専門性・技術性が確保されることが客観的に確認できる国家資格等の評価基準があるとは承知していないところである。 なお、外国人研究者の配偶者については、現行制度においても、資格外活動許可を得ることにより、一定の範囲内で社会参加することが可能なところである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	「家族滞在」で来日している外国人であっても、長い日本滞在の間、就労をして社会参加したい と願うのは当然のことであり、また、実務経験がなくとも、一定水準以上の専門的能力を持った優秀な人材はあるはずである。現在、「3年以上」という実務経験年数以外に、「現行要件と同等の専門性等が確保される評価基準があるとは承知していないとのことであるが、新たな評価体制を整備いただき、実務経験以外の基準でも能力を判断できるよう検討願いたい。 なお、資格外活動許可については、包括的許可が与えられることにはなったものの、週28時間以内の活動という制限もあり、全面的な問題解消にはならないと考える。	C	Ⅲ	前回も回答したとおり、現在のところ、現行要件と同等の専門性・技術性が確保されることが客観的に確認できる国家資格等の評価基準があるとは承知しておらず、こうした状況において、検討・措置を行うことは困難である。		1112020	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	法務省 厚生労働省
090500	「技術」の必要経験年数の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	申請人が従事しようとする業務について、これに必要な「技術」とは知識に係る科目を単位として大学を卒業した者以（はこれと同等以上の教育を受け又は10年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間を含む。）に より、当該技術若くは知識を修得していることが必要。	現在相互認証されている資格・試験以外の民間ベンダー資格などについても相互認証の対象となるよう、国における考え方及び処方にわけた整備を求め、新たに対象となった資格等を有する外国人について、在留資格「技術」において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、単純に実務経験年数の緩和を行うことは、その程度にかかわらず、単純労働者の受入れにつながるものであることから、政府としての外国人労働者受入れに係る基本政策に照らして、措置を行うことは困難である。 なお、現行制度において、情報処理に関する技術又は知識を要する業務について、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有している場合には、実務経験年数要件は必要とされていない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	多くのIT技術者は、自身の情報技術能力の証明として民間ベンダー資格を取得して企業に雇用されており、同資格は情報産業界において広く認められている現状にあることから、相互認証の対象となるよう検討を要望している。 しかしながら、同資格の相互認証が難しい場合、国家資格・試験が相互認証されているものの法務大臣告示で定められていない国（インド、タイ、台湾、マレーシア、モンゴル）についても告示に追加し、必要経験年数に関わりなく入国できる国が拡大されるよう検討していただきたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	Ⅲ	御指摘の国家資格・試験が、平成13年法務省告示第579号で定める国家資格・試験に追加されるためには、専門性・技術性の点で同等性が確保されていることが広く社会一般に認められるものであることが必要である。 なお、当該告示は、「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して諸般の事情で法務大臣が定める学歴要件及び実務経験年数要件にわけるものとして定められているものであることに留意する必要がある。		C	Ⅲ			1093080	兵庫県	兵庫県	法務省 厚生労働省 経済産業省
090510	「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において1年以上継続して法別表第一のこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要。	在留資格「企業内転勤」において要求される関連業務経験期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。これらの企業において、事業展開の時機を失うことなく人材を確保することが重要であることから、ひょうご・神戸で勤務させることを前提に外国で新たに雇った者のうち、雇用前の別会社において「技術」「人文知識・国際業務（うち人文知識）」分野で3年以上の実務経験を有する者について、転勤前の従事期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和することを求めるもの。	C	Ⅲ	在留資格「企業内転勤」は、外国で活躍している職員を技術又は人文知識・国際業務の在留資格とは異なる簡易な要件の下に受け入れるものであることから、在留資格「技術」等の在留資格で規定している実務経験年数等の要件を踏んでいないものであり、活動に従事した期間を短期であることは困難である。 なお、外国での業務従事経験がないものであっても、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」に係る要件を満たす場合には、入国が可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	転勤前関連業務従事期間を緩和する要件として、転勤前従事期間「6ヶ月以上」に加え、雇用前の別会社で「技術」及び「人文知識・国際業務（うち人文知識）」分野での「3年以上」の実務経験年数を課している。本県が提案するこの要件は、現行の要件に比して条件を単純に緩和するものではないと認識している。 また、中国をはじめとした各国の企業が対日投資を行う場合、ビジネス慣習が日まくらくし変化するなかで好機を逃さないよう迅速に事業を展開する必要がある。このようなかか、兵庫・神戸において、本国から優秀かつ優切な人材の早期確保が可能となれば、対日投資の促進及び地域経済の活性化を図ることができる。	C	Ⅲ	在留資格「企業内転勤」は、外国で活躍している職員を「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格とは異なる簡易な要件の下に受け入れるものである。 これは、本来該されるべき学歴要件（「従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を単位として大学を卒業」）及び実務経験年数要件（「従事しようとする業務について10年以上の実務経験」）を、特別に課していないものであるため、これ以上の要件の緩和は困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本県が提案している要件は、「雇用前の別会社での3年以上の実務経験」を課しており、単純に現行要件の緩和を要望しているものではないとの考えも、政府が推進する対日投資の拡大にあたっては、企業活動が円滑に行える環境を整えることが重要であるが、本提案の実現により新たな受け入れ環境が整備されるため、地域経済の発展に資するものと考える。	C	Ⅲ	前回も回答したとおり、在留資格「企業内転勤」は、本来であれば在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」の上陸許可基準において確定されている学歴要件等を満たさなければ入国できないところ、一定期間の「転勤」として在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」とは異なる簡易な要件の下で受け入れるものであり、これ以上の要件の緩和は困難である。 なお、現在も、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」に係る要件を満たすような優秀な人材については、外国での業務従事経験がなくとも、入国が可能である。		1093090	兵庫県	兵庫県	法務省 厚生労働省
090520	在留資格「人文知識・国際業務」の必要な知識に係る科目専攻要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業した者又は10年以上の実務経験（大学、高等専門学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。）により、当該知識を修得していることが必要。	「人文知識・国際業務」の在留資格認定基準の1つである「従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業すること」の業務必要知識の専攻要件を緩和し、大学を卒業すれば、日本人の就職と同様に、一般事務、営業、企画業務等に就労することを認める。	優秀な外国人が姫路に留学、就職することにより、姫路地域における活性化を図る。 具体的には、現状においては学歴要件により専攻課程修了後の留学生に在留資格が付与されず、日本で就職できないケースも少なくない。運用として専攻科目の内容と従事しようとする業務に関連性が認められれば「在留資格を許可されるものことであるが、どのような場合に関連性を認められるのか明確ではないため、企業としても優秀な人材の採用機会を逃すことにもなりかねない。 姫路獨協大学留学生が卒業後姫路で就職する場合に、通訳業務、貿易業務に限られず、一般事務、営業、企画業務等の職種の就労を認めることにより、就職の機会が増大することになる。日本で就職を希望する留学生が、当大学への入学を希望することになり、また、その留学生が姫路商工会議所会員企業に就職することが期待できるため、優秀な人材を姫路地域に招聘できることとなる。 また、人口減少が必至となる日本において、将来、外国人受入れを拡大する場合のモデルケースとなる。 提案理由： 単純労働者とは専門知識や技術を有しない労働者とされているが、留学生は4年間の高等教育により専攻科目の知識を修得し、留学生活における様々な経験から得た知識を身に付けており、総合的に見て「専門知識」と有する者と考える。 また、日本人労働者との競合・代替の問題、労働条件面への悪影響等については、単純労働者の受入れに起因するものなので、単純労働に従事することがなければ問題は発生しないと考える。更に、就職先の企業を姫路商工会議所会員企業に限定し採用難種や就職後の就業状況を確認することでも、単純労働への従事が防止できる。	C	Ⅲ	我が国は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して、外国人労働者の受入れを決定するものであり、我が国人労働者の学歴のみをもって受け入れているわけではない。 単純に科目専攻要件の緩和を行うことは、「専門的・技術的分野」に係る外国人労働者を受け入れるとの政府としての基本政策に照らして、困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	政府としての基本政策に照らして困難との回答であるが、少子高齢化の現在、今後ますます財政人口の高齢化も進み、より一極集中に拍車がかかるように思われ、地方都市は衰退が懸念されます。 従って、次代の日本就労構造を考慮すると、政府の基本政策も再考すべき時に来ているように思われる。	C	Ⅲ	前回回答及び法務省回答にもあるように、当該要件を撤廃することは、専門的・技術的分野において外国人労働者を受け入れるという政府の基本方針に照らし、困難である。 なお、労働力確保については、高齢者、女性、若者などすべての人の意欲と能力が最大限発揮できるような環境整備を図ることにより、より多くの国民の就業参加の実現を図っていくことが重要である。		1018010	学校法人関協学園、姫路獨協大学、姫路商工会議所	兵庫県	法務省 厚生労働省
090530	島おこしのための外国人の在留資格の拡大	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	申請人が、外国に特有の製品の製造又は修理に係る技能について10年以上の実務経験（外国の教育機関において当該製品の製造又は修理に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの等の要件に該当していることが必要。	外国人の在留について「技能」の資格で在留するものが本邦でできる活動に「国内で生産が困難になった製品の製造」も含める。	我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、「技能」の在留資格で本邦に在留する者が本邦で行うことができる活動に「国内で生産が困難になった製品の製造」を含めることは、単純労働者の受入れにつながるものでもあることから、政府としての外国人労働者受入れに係る基本政策に照らして、措置を行うことは困難である。	C	Ⅲ	我が国に受け入れる<や外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、「技能」の在留資格で本邦に在留する者が本邦で行うことができる活動に「国内で生産が困難になった製品の製造」を含めることは、単純労働者の受入れにつながるものでもあることから、政府としての外国人労働者受入れに係る基本政策に照らして、措置を行うことは困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	単純労働者の受け入れにつながるものでもあるとのことですが、革靴の縫製技能を持った中国人に日本人後継者を指導してもらうことを主眼としており、工場は実際の製造を行いながら、技術者の養成所として機能し、中国人指導者を抜次日本人に切り替え、国内での革靴産業の復活を推進する施設としていくことにしております。また、笠岡諸島では、高齢化の激しい状況や働く場所がないために島から出ていくことや年で人口が減り、地域の持続的運営も難しくなっており、待ったなしの状況です。そのため、ある程度の規模を確保し、すぐにでも産業として成り立たせる事で、そうした状況に歯止めをかけたいと考えております。	C	Ⅲ	ご提案については、前回回答したとおり、外国人労働者の受入れ拡大に係る要望であるため、我が国の産業及び国民生活に与える影響等を勘案すに、措置を行うことは困難である。		1010100	特定非営利活動法人かさおか島づくり海社	岡山県	法務省 厚生労働省
090540	入国管理行政	出入国管理及び難民認定法別表第一	外国人の単純労働者の受入れは認められていない。	外国人の単純労働者の受入れ	現在、就労目的でありながら、結婚や留学のビザを持って日本に入国する外国人が少なくないと考える。一方、このような目的を持って入国する外国人の労働力が不可欠な業種もあると思われる。このような不正目的の外国人は自身が不正であるとの認識があるから、納税をすることもないし、雇入れ側も、国外に付け込んで付与しなくてはならない福利厚生を施さなくかったり賃金の未払いをしたりすることがあるようである。80兆円もの国債のある我が国であるから、せっかくの労働者を正規に認め、税収を増やすことが必要であると考える。	C	Ⅰ	単純労働者の受入れについては、 ① 若者・女性等の雇用機会の拡大を妨げ、労働市場の二重化等の悪影響が生じる ② 低賃金分野の固定等、生産性の向上や、産業構造の高度化が阻害される 等の懸念があることから、政府としての外国人労働者受入れに係る基本政策に照らして、措置を行うことは困難である。				C	Ⅰ			1020200	個人	東京都	警察庁 法務省 厚生労働省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
090550	大麻取締法第1条に規定する「大麻」の定義から低THC品種の除外し、茎と花穂が産業利用を可能とする	大麻取締法第1条	大麻取締法第1条は、規制対象となる「大麻」について、THCの含有量の多寡にかかわらず、「大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいう」と定義している。	テトラヒドロカンナビノール（以下「THC」という。）の含有量が著しく低い（THC含有率0.3%程度以下）品種の大麻草については、EUのように茎と花穂を使った加工及び製品を販売できるようにする	大麻草の花穂と茎からエッセンシャルオイル（精油）が抽出でき、非常において、地域の特産品として商品化ができる。 平成28年1月22日 衛化第5号 厚生省生活衛生局長通知「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」別添2　天然香料基原物質リスト「アサ、麻、Hemp」が掲載されている。 【提案理由】 ①低THC品種の大麻草の花穂と茎から取れるエッセンシャルオイルには、THC成分は全く含まれておらず、医用から危険性がない。 乙種産が著しく過疎地等における地域活性化の切り札として精油ビジネスは有望であり、例えば栽培面のエゴの精油は高品質でアロマテラピー効果が高い評判であり、リットル200万円以上で取引されている。大麻草の花穂や茎は、海外では精油や食べ物や化粧品、ヘンプティーなどに応用されている。当社のコスメメーカー商品シリーズにアサ精油が商品化できれば、各地の大麻農業でもっとも付加価値の高い茎なども、大麻草は、利用限度、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図るとて最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。	C	I	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法により容易に乱用につながる危険性は十分に認められ、THCの含有量が少ない大麻から含有量が多い大麻への転換も容易である。 　また、国際条約（千九百六十一年の麻薬に関する単一条約）において、THCを含有している大麻については、その含有量の多寡にかかわらず規制対象とされている。 　よって、大麻の乱用によって生じる保健衛生上の危害を防止するためには、我が国においても、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象とする必要がある。	C	I	幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切かつ有効措置を講じる場合においては、茎と花穂の産業利用を可能とすることはできないか。再度検討し回答されたい。	C	I	ＴＨＣ含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法により容易に乱用につながる危険性があり、国際条約において、ＴＨＣを含有している大麻については、その含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象とする必要がある。										
090560	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受ける べき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件（昭和41年4月30日通商産業省告示第170号） ・輸入の仕方、大麻種子の取扱について（厚生省通知 昭和40年9月15日薬務一第238号）	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類（地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。）を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻（カンナビス・サティバ・エル）であっても、テトラヒドロカンナビノール（以下「THC」という。）の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	【提案実現後の事業構想】 ①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスであるご酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロップとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、麻畜、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図るとて最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	III	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法により容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約（千九百六十一年の麻薬に関する単一条約）において、THCを含有している大麻については、その量にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	今改革案においては、THC成分が皆無である品種については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。 また、フランスにおいてはTHC成分が皆無である品種が開発されており、種子の管理・販売は政府委託の下に行われていることから、THC含有については事前に容易に判別でき、その証明は国レベルで保障されるものである。（第11次提案にて参考意見提出済） 併せて、「国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている」との記述があり、換言すれば「THC成分が皆無の品種は規制対象となるべきとの理解ではないか。	C	III	①ＴＨＣ含有量が皆無である品種の大麻については承知していない。また、大麻種子については、成育した大麻のＴＨＣ含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。②ＥＵ諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会（ＩＮＣＢ）の年次報告（1999年）によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。③フランス政府がＴＨＣを含有しない大麻種子の証明書を認定しているということについては承知しているが、「ＴＨＣの含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。よって、ＴＨＣ含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。」と規定されていることころである。 これらのことにかんがみて、大麻種子の輸入については、ＴＨＣ含有量にかかわらず、現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	THC成分が皆無である品種の存在及びフランス政府がこれを証明することについて承知していない」とのことであるが、次回においてはこれらの事実関係を踏まえた回答を求める。 これらが事実であることを前提とすれば、THC成分が皆無の種子の判別は可能であるが、輸入時の分析機関等における抜き取り検査（DNA検査等）の実施や、国の主導による種子管理システムの構築（すること や我が国が外国政府による証明書のある種子の輸入を認めることが必要である理由はなく、これを図ることは考えていない。）。	C	III	大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、国際麻薬統制委員会（INCB）の年次報告（1999年）にもあるように、1998年中に合法と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することにつながるおそれがあり「国の主導による種子管理システムの構築」することや我が国が外国政府による証明書のある種子の輸入を認めることが必要である理由はなく、これを図ることは考えていない。）。		1080100	産業クラスター研究会オトーツ（厨7次-3外）	北海道	厚生労働省 経済産業省
090560	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受ける べき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件（昭和41年4月30日通商産業省告示第170号） ・輸入の仕方、大麻種子の取扱について（厚生省通知 昭和40年9月15日薬務一第238号）	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類（地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。）を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻（カンナビス・サティバ・エル）であっても、テトラヒドロカンナビノール（以下「THC」という。）の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の栽作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 　しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を規制に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限っての規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案実現後の事業構想】 ①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスであるご酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロップとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、麻畜、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図るとて最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	III	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法により容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約（千九百六十一年の麻薬に関する単一条約）において、THCを含有している大麻については、その量にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	①規制所管省庁としてTHC含有量が皆無である品種の大麻の存在を把握しているか、存在しているとして、このような品種の大麻を種子の段階で在来種と区別することは可能か。②提案主体からEUやカナダにおける事例が紹介されているが、貴省において、これらは把握しているか。仮に事実関係が異なる場合、どのような扱いが想定されるか。③提案主体は、フランス政府がTHCを含有しない大麻種子の証明書を認定しているとしているが、貴省において、これらは把握しているか。仮に事実関係が異なるような場合、どのような扱いが想定されるか。④提案主体が引用している、国際条約第28条第2項の解釈について説明されたい。以上について、再度検討し回答されたい。	C	III	①ＴＨＣ含有量が皆無である品種の大麻については承知していない。また、大麻種子については、成育した大麻のＴＨＣ含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。②ＥＵ諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会（ＩＮＣＢ）の年次報告（1999年）によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。③フランス政府がＴＨＣを含有しない大麻種子の証明書を認定しているということについては承知しているが、④提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	①産業用大麻の品種は、EU諸国の国内法に優先するEU規則に基づいている。添付1、2。これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付3。種子の段階で判別しなくても、種子会社の証明書により、THC含有量を把握し、EU域内で商業栽培されている。よって、同じように種子管理会社の証明書があればTHCの把握は可能である。輸入後の管理体制は、鹿木農と同じ管理体制（添付4）を整えられれば問題ない恐れがいかがでしょう。②EU諸国やカナダで実現できている薬物防止と産業利用の区別するには、何が ポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。	C	III	大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、国際麻薬統制委員会（INCB）の年次報告（1999年）にもあるように、1998年中に合法と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することにつながるおそれがあり「国の主導による種子管理システムの構築」することや我が国が外国政府による証明書のある種子の輸入を認めることが必要である理由はなく、これを図ることは考えていない。）。		1070100	株式会社グラスマイル	長崎県	厚生労働省 経済産業省
090560	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受ける べき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件（昭和41年4月30日通商産業省告示第170号） ・輸入の仕方、大麻種子の取扱について（厚生省通知 昭和40年9月15日薬務一第238号）	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類（地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。）を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻（カンナビス・サティバ・エル）であっても、テトラヒドロカンナビノール（以下「THC」という。）の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の栽作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 　しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を規制に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限っての規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案実現後の事業構想】 ①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスであるご酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロップとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、麻畜、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図るとて最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	III	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法により容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約（千九百六十一年の麻薬に関する単一条約）において、THCを含有している大麻については、その量にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	①規制所管省庁としてTHC含有量が皆無である品種の大麻の存在を把握しているか、存在しているとして、このような品種の大麻を種子の段階で在来種と区別することは可能か。②提案主体からEUやカナダにおける事例が紹介されているが、貴省において、これらは把握しているか。仮に事実関係が異なる場合、どのような扱いが想定されるか。③提案主体は、フランス政府がTHCを含有しない大麻種子の証明書を認定しているとしているが、貴省において、これらは把握しているか。仮に事実関係が異なるような場合、どのような扱いが想定されるか。④提案主体が引用している、国際条約第28条第2項の解釈について説明されたい。以上について、再度検討し回答されたい。	現在の大麻取締法との関連制度にはTHC濃度の規制がなく、これは法律解説書でも指摘されている、構造改革特区の趣旨と目的から、法的規制がなくても（＝の場合、省令を変えなくても）、特区として先進的な事例をつくって検証することはできないのか、種子証明、輸入手続の体制、鹿木農と同じ管理体制をどのように整えればよいか、単一条約では薬物防止体制を組み込んだ、産業目的には適応しないと明記している、EUやカナダで薬物防止と産業利用を区別し、THC濃度規制ができている、日本でそのような制度構築が実現困難とする合理的な理由はない、もしくは、できないなら、諸外国と比較して行政能力が著しく劣っているとなしていか。	C	III	①ＴＨＣ含有量が皆無である品種の大麻については承知していない。また、大麻種子については、成育した大麻のＴＨＣ含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。②ＥＵ諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会（ＩＮＣＢ）の年次報告（1999年）によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。③フランス政府がＴＨＣを含有しない大麻種子の証明書を認定しているということについては承知しているが、④提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	①産業用大麻の品種は、EU諸国の国内法に優先するEU規則に基づいている。添付1、2。これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付3。種子の段階で判別しなくても、種子会社の証明書により、THC含有量を把握し、EU域内で商業栽培されている。よって、同じように種子管理会社の証明書があればTHCの把握は可能である。輸入後の管理体制は、鹿木農と同じ管理体制（添付4）を整えられれば問題ない恐れがいかがでしょう。②EU諸国やカナダで実現できている薬物防止と産業利用の区別するには、何が ポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。	C	III	大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、国際麻薬統制委員会（INCB）の年次報告（1999年）にもあるように、1998年中に合法と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することにつながるおそれがあり「国の主導による種子管理システムの構築」することや我が国が外国政府による証明書のある種子の輸入を認めることが必要である理由はなく、これを図ることは考えていない。）。		1080100	KAYA	静岡県	厚生労働省 経済産業省
090560	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受ける べき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件（昭和41年4月30日通商産業省告示第170号） ・輸入の仕方、大麻種子の取扱について（厚生省通知 昭和40年9月15日薬務一第238号）	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類（地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。）を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻（カンナビス・サティバ・エル）であっても、テトラヒドロカンナビノール（以下「THC」という。）の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の栽作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 　しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を規制に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限っての規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案実現後の事業構想】 ①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスであるご酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロップとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、麻畜、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図るとて最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	III	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法により容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約（千九百六十一年の麻薬に関する単一条約）において、THCを含有している大麻については、その量にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	①規制所管省庁としてTHC含有量が皆無である品種の大麻の存在を把握しているか、存在しているとして、このような品種の大麻を種子の段階で在来種と区別することは可能か。②提案主体からEUやカナダにおける事例が紹介されているが、貴省において、これらは把握しているか。仮に事実関係が異なる場合、どのような扱いが想定されるか。③提案主体は、フランス政府がTHCを含有しない大麻種子の証明書を認定しているとしているが、貴省において、これらは把握しているか。仮に事実関係が異なるような場合、どのような扱いが想定されるか。④提案主体が引用している、国際条約第28条第2項の解釈について説明されたい。以上について、再度検討し回答されたい。	現在の大麻取締法との関連制度にはTHC濃度の規制がなく、これは法律解説書でも指摘されている、構造改革特区の趣旨と目的から、法的規制がなくても（＝の場合、省令を変えなくても）、特区として先進的な事例をつくって検証することはできないのか、種子証明、輸入手続の体制、鹿木農と同じ管理体制をどのように整えればよいか、単一条約では薬物防止体制を組み込んだ、産業目的には適応しないと明記している、EUやカナダで薬物防止と産業利用を区別し、THC濃度規制ができている、日本でそのような制度構築が実現困難とする合理的な理由はない、もしくは、できないなら、諸外国と比較して行政能力が著しく劣っているとなしていか。	C	III	①ＴＨＣ含有量が皆無である品種の大麻については承知していない。また、大麻種子については、成育した大麻のＴＨＣ含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。②ＥＵ諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会（ＩＮＣＢ）の年次報告（1999年）によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。③フランス政府がＴＨＣを含有しない大麻種子の証明書を認定しているということについては承知しているが、④提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	①産業用大麻の品種は、EU諸国の国内法に優先するEU規則に基づいている。添付1、2。これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付3。種子の段階で判別しなくても、種子会社の証明書により、THC含有量を把握し、EU域内で商業栽培されている。よって、同じように種子管理会社の証明書があればTHCの把握は可能である。輸入後の管理体制は、鹿木農と同じ管理体制（添付4）を整えられれば問題ない恐れがいかがでしょう。②EU諸国やカナダで実現できている薬物防止と産業利用の区別するには、何が ポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。	C	III	大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、国際麻薬統制委員会（INCB）の年次報告（1999年）にもあるように、1998年中に合法と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することにつながるおそれがあり「国の主導による種子管理システムの構築」することや我が国が外国政府による証明書のある種子の輸入を認めることが必要である理由はなく、これを図ることは考えていない。）。		1080100	（有）ジャパンエコロジープロダクション	東京都	厚生労働省 経済産業省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事案の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
090560	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受ける べき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件（昭和41年4月30日通商産業省告示第170号） ・輸入の汗し、大麻種子の取扱について（厚生省通知 昭和40年9月15日薬務一第238号）	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類（地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。）を税関に提出しなければならない。	学術上の分担は大麻（カンナビス・サティバ・エル）であっても、テトラヒドロカンナビノール（以下「THC」という。）の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の栽作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限っての規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案実現後の事業構想】 ①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②炭素固定が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロップとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、麻畳、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地（北海道1万ha）の農地保全を図ると共に最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く大麻製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	Ⅲ	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法により容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHCの含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約（千九百六十一年の麻薬に関する単一条約）において、THCを含有している大麻については、その量にかかわらず規制対象とされている。このことにんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	①規制所管省庁としてTHC含有量が皆無である品種の大麻の存在を把握している。存在しているとして、このような品種の大麻を種子の段階で在来種と区別することは可能か。②従来主体からもEUやカナダにおける事例が紹介されているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に、事実関係が異なる場合、どのような扱いが説明されたい。③従来主体は、フランス政府がTHCを含有しない大麻種子の証明書を提出しているとされているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に事実関係が異なるという場合、どのような扱いが説明されたい。以上について、その提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	【THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法により容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。】―THC含有率0%の品種も対象でしょうか？【乱用につながる危険性】―根本県と同じ管理体制をすることで対応可能ではないでしょうか？【大麻種子の段階～判別することは極めて困難である。】―フランス政府から認められた種子会社の証明書で対応可能であり、輸入手続制度の整備によって対応可能ではないでしょうか？【国際条約～規制対象とされている】―その理解は、同条約第28条で産業上の目的のためならば適用しないことが明記されているので、日本国では、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。―フランス政府から認められた種子会社の証明書で対応可能であり、日本でも輸入手続制度をつくることによって対応可能です。	C	Ⅲ	①ＴＨＣ含有量が皆無である品種の大麻については承知していない。また、大麻種子については、成育した大麻のＴＨＣ含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。②ＥＵ諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会（ＩＮＣＢ）の年次報告（1999年）によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。③フランス政府がＴＨＣを含有しない大麻種子の証明書を提出しているとされているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に、従来主体からもEUやカナダにおける事例が紹介されているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に事実関係が異なる場合、どのような扱いが説明されたい。以上について、その提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	①産業用大麻の品種は、EU諸国の国内法に優先するEU規則に基づいている。添付よ、これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付3、種子の段階で判別しなくても、種子会社の証明書によってTHC含有量を把握し、EU域内で商業栽培されている。よって、同じように種子管理会社の証明書があればTHCの把握は可能である。輸入後の管理体制は、栃木県と同じ管理体制（添付4）を整えれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU諸国やカナダで実現できている薬物法と産業利用の区別するには、何が ポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。	C	Ⅲ	①ＴＨＣ含有量が皆無である品種の大麻については承知していない。また、大麻種子については、成育した大麻のＴＨＣ含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。②ＥＵ諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会（ＩＮＣＢ）の年次報告（1999年）によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。③フランス政府がＴＨＣを含有しない大麻種子の証明書を提出しているとされているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に、従来主体からもEUやカナダにおける事例が紹介されているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に事実関係が異なる場合、どのような扱いが説明されたい。以上について、その提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、国際麻薬統制委員会（INCB）の年次報告（1999年）にもあるように、1998年中に合法と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することにつながらないことから現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある（我が国が外国政府による証明書のある種子の輸入を認めることが必要である理由はなく、これを国ごとは考えていない。）。	バイオマスタウン宮古島産業開ヘンプ促進プロジェクト	沖縄県	厚生労働省 経済産業省
090560	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受ける べき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件（昭和41年4月30日通商産業省告示第170号） ・輸入の汗し、大麻種子の取扱について（厚生省通知 昭和40年9月15日薬務一第238号）	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類（地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。）を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール（以下「THC」という。）の含有量が著しく低い（THC含有率0.3%程度以下）品種の大麻種について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	【提案理由】 ①持続可能な社会を再構築するとで、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②炭素固定が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロップとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、麻畳、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地（北海道1万ha）の農地保全を図ると共に最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く大麻製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	Ⅲ	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法により容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHCの含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約（千九百六十一年の麻薬に関する単一条約）において、THCを含有している大麻については、その量にかかわらず規制対象とされている。このことにんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	①規制所管省庁としてTHC含有量が皆無である品種の大麻の存在を把握している。存在しているとして、このような品種の大麻を種子の段階で在来種と区別することは可能か。②従来主体からもEUやカナダにおける事例が紹介されているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に、事実関係が異なる場合、どのような扱いが説明されたい。③従来主体は、フランス政府がTHCを含有しない大麻種子の証明書を提出しているとされているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に事実関係が異なるという場合、どのような扱いが説明されたい。以上について、その提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	現在の大麻取締法とその関連制度にはTHC濃度の規制がないことは法律解説書でも指摘されている。構造改革特区の趣旨と目的から、法的根拠がなくてもこの場合、省令を変えなくても、特区として先進的な事例をつくって頂くことはできないのか、種子証明、輸入手続の体制、栃木県と同じ管理体制をどのように整えればよいか、単一条約では薬物品目体制を組んだ上で、産業目的には適応しないと明記している。EUやカナダで薬物防止と産業利用を区別し、THC濃度規制ができない理由はない。もし、できない場合、諸外国と比較して行政能力が著しく劣っているとなりたい。	C	Ⅲ	①ＴＨＣ含有量が皆無である品種の大麻については承知していない。また、大麻種子については、成育した大麻のＴＨＣ含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。②ＥＵ諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会（ＩＮＣＢ）の年次報告（1999年）によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。③フランス政府がＴＨＣを含有しない大麻種子の証明書を提出しているとされているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に、従来主体からもEUやカナダにおける事例が紹介されているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に事実関係が異なる場合、どのような扱いが説明されたい。以上について、その提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	①産業用大麻の品種は、EU諸国の国内法に優先するEU規則に基づいている。添付よ、これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付3、種子の段階で判別しなくても、種子会社の証明書によってTHC含有量を把握し、EU域内で商業栽培されている。よって、同じように種子管理会社の証明書があればTHCの把握は可能である。輸入後の管理体制は、栃木県と同じ管理体制（添付4）を整えれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU諸国やカナダで実現できている薬物法と産業利用の区別するには、何が ポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。	C	Ⅲ	大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、国際麻薬統制委員会（INCB）の年次報告（1999年）にもあるように、1998年中に合法と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することにつながらないことから現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある（我が国が外国政府による証明書のある種子の輸入を認めることが必要である理由はなく、これを国ごとは考えていない。）。	有限会社イー・コーポレーション	広島県	厚生労働省 経済産業省
090560	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受ける べき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件（昭和41年4月30日通商産業省告示第170号） ・輸入の汗し、大麻種子の取扱について（厚生省通知 昭和40年9月15日薬務一第238号）	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類（地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。）を税関に提出しなければならない。	学術上の分担は大麻（カンナビス・サティバ・エル）であっても、テトラヒドロカンナビノール（以下「THC」という。）の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の栽作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限っての規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案実現後の事業構想】 広島県では、大朝町（巻は大麻町）、安佐南区（旧佐東町）などに由来した地名があり、麻づくり（広島市教育委員会）による戦前は国内でも有数の産地であったことが伺える。戦後、発展した化学繊維によって、その歴史的な役割は終わったかに見えたが、特に佐東町史によると「農業が大自然の脅威（代表的なものとして台風）に対抗するために、農業を限らず、資源無限に湧き出てくる麻産業ほど当てもあるものはない。麻栽培が復活する機会が、永久に来ないと考えるよりも「歴史は繰り返す」事実を信じて今きかんしたいという思い、地球環境と地域活性化のための複合的効果が期待出来、再び大きく展開できる、耕作面のように大規模栽培できない広島では、中山間地域のために国産麻の実原料の供給を担うことを計画している。幸いなことに「あず玄」と呼ばれる銘、いわしなどの小魚の中に小さ麻の実とからの本物生態のものが国土利用にあり、これら作業にた新しい産品産業をつくりだしていきたい。県内に麻地農業がいないため、種子は海外からの導入になってしまうが、現在の規制によって、次世代に広島の歴史を受け継ぐ事業ができないのは非常にもったいないことである。	C	Ⅲ	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法により容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHCの含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約（千九百六十一年の麻薬に関する単一条約）において、THCを含有している大麻については、その量にかかわらず規制対象とされている。このことにんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	①規制所管省庁としてTHC含有量が皆無である品種の大麻の存在を把握している。存在しているとして、このような品種の大麻を種子の段階で在来種と区別することは可能か。②従来主体からもEUやカナダにおける事例が紹介されているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に、事実関係が異なる場合、どのような扱いが説明されたい。③従来主体は、フランス政府がTHCを含有しない大麻種子の証明書を提出しているとされているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に事実関係が異なるという場合、どのような扱いが説明されたい。以上について、その提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	【THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法により容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。】―THC含有率0%の品種も対象でしょうか？【乱用につながる危険性】―根本県と同じ管理体制をすることで対応可能ではないでしょうか？【大麻種子の段階～判別することは極めて困難である。】―フランス政府から認められた種子会社の証明書で対応可能であり、輸入手続制度の整備によって対応可能ではないでしょうか？【国際条約～規制対象とされている】―その理解は、同条約第28条で産業上の目的のためならば適用しないことが明記されているので、日本国では、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。―フランス政府から認められた種子会社の証明書で対応可能であり、日本でも輸入手続制度をつくることによって対応可能です。	C	Ⅲ	①ＴＨＣ含有量が皆無である品種の大麻については承知していない。また、大麻種子については、成育した大麻のＴＨＣ含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。②ＥＵ諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会（ＩＮＣＢ）の年次報告（1999年）によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。③フランス政府がＴＨＣを含有しない大麻種子の証明書を提出しているとされているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に、従来主体からもEUやカナダにおける事例が紹介されているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に事実関係が異なる場合、どのような扱いが説明されたい。以上について、その提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	①産業用大麻の品種は、EU諸国の国内法に優先するEU規則に基づいている。添付よ、これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付3、種子の段階で判別しなくても、種子会社の証明書によってTHC含有量を把握し、EU域内で商業栽培されている。よって、同じように種子管理会社の証明書があればTHCの把握は可能である。輸入後の管理体制は、栃木県と同じ管理体制（添付4）を整えれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU諸国やカナダで実現できている薬物法と産業利用の区別するには、何が ポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。	C	Ⅲ	大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、国際麻薬統制委員会（INCB）の年次報告（1999年）にもあるように、1998年中に合法と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することにつながらないことから現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある（我が国が外国政府による証明書のある種子の輸入を認めることが必要である理由はなく、これを国ごとは考えていない。）。	たしろ屋	熊本県	厚生労働省 経済産業省
090560	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受ける べき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件（昭和41年4月30日通商産業省告示第170号） ・輸入の汗し、大麻種子の取扱について（厚生省通知 昭和40年9月15日薬務一第238号）	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類（地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。）を税関に提出しなければならない。	学術上の分担は大麻（カンナビス・サティバ・エル）であっても、テトラヒドロカンナビノール（以下「THC」という。）の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の栽作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限っての規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案実現後の事業構想】 ①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②炭素固定が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロップとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、麻畳、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図ると共に最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く大麻製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	Ⅲ	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法により容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHCの含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約（千九百六十一年の麻薬に関する単一条約）において、THCを含有している大麻については、その量にかかわらず規制対象とされている。このことにんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	①規制所管省庁としてTHC含有量が皆無である品種の大麻の存在を把握している。存在しているとして、このような品種の大麻を種子の段階で在来種と区別することは可能か。②従来主体からもEUやカナダにおける事例が紹介されているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に、事実関係が異なる場合、どのような扱いが説明されたい。③従来主体は、フランス政府がTHCを含有しない大麻種子の証明書を提出しているとされているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に事実関係が異なるという場合、どのような扱いが説明されたい。以上について、その提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	【THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法により容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。】―THC含有率0%の品種も対象でしょうか？【乱用につながる危険性】―根本県と同じ管理体制をすることで対応可能ではないでしょうか？【大麻種子の段階～判別することは極めて困難である。】―フランス政府から認められた種子会社の証明書で対応可能であり、輸入手続制度の整備によって対応可能ではないでしょうか？【国際条約～規制対象とされている】―その理解は、同条約第28条で産業上の目的のためならば適用しないことが明記されているので、日本国では、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。―フランス政府から認められた種子会社の証明書で対応可能であり、日本でも輸入手続制度をつくることによって対応可能です。	C	Ⅲ	①ＴＨＣ含有量が皆無である品種の大麻については承知していない。また、大麻種子については、成育した大麻のＴＨＣ含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。②ＥＵ諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会（ＩＮＣＢ）の年次報告（1999年）によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。③フランス政府がＴＨＣを含有しない大麻種子の証明書を提出しているとされているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に、従来主体からもEUやカナダにおける事例が紹介されているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に事実関係が異なる場合、どのような扱いが説明されたい。以上について、その提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	①産業用大麻の品種は、EU諸国の国内法に優先するEU規則に基づいている。添付よ、これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付3、種子の段階で判別しなくても、種子会社の証明書によってTHC含有量を把握し、EU域内で商業栽培されている。よって、同じように種子管理会社の証明書があればTHCの把握は可能である。輸入後の管理体制は、栃木県と同じ管理体制（添付4）を整えれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU諸国やカナダで実現できている薬物法と産業利用の区別するには、何が ポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。	C	Ⅲ	大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、国際麻薬統制委員会（INCB）の年次報告（1999年）にもあるように、1998年中に合法と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することにつながらないことから現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある（我が国が外国政府による証明書のある種子の輸入を認めることが必要である理由はなく、これを国ごとは考えていない。）。	高知ヘンプユニオン	高知県	厚生労働省 経済産業省
090560	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受ける べき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件（昭和41年4月30日通商産業省告示第170号） ・輸入の汗し、大麻種子の取扱について（厚生省通知 昭和40年9月15日薬務一第238号）	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類（地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。）を税関に提出しなければならない。	学術上の分担は大麻（カンナビス・サティバ・エル）であっても、テトラヒドロカンナビノール（以下「THC」という。）の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の栽作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限っての規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案実現後の事業構想】 ①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②炭素固定が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロップとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、麻畳、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図ると共に最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く大麻製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	Ⅲ	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法により容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHCの含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約（千九百六十一年の麻薬に関する単一条約）において、THCを含有している大麻については、その量にかかわらず規制対象とされている。このことにんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	①規制所管省庁としてTHC含有量が皆無である品種の大麻の存在を把握している。存在しているとして、このような品種の大麻を種子の段階で在来種と区別することは可能か。②従来主体からもEUやカナダにおける事例が紹介されているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に、事実関係が異なる場合、どのような扱いが説明されたい。③従来主体は、フランス政府がTHCを含有しない大麻種子の証明書を提出しているとされているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に事実関係が異なるという場合、どのような扱いが説明されたい。以上について、その提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	【THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法により容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。】―THC含有率0%の品種も対象でしょうか？【乱用につながる危険性】―根本県と同じ管理体制をすることで対応可能ではないでしょうか？【大麻種子の段階～判別することは極めて困難である。】―フランス政府から認められた種子会社の証明書で対応可能であり、輸入手続制度の整備によって対応可能ではないでしょうか？【国際条約～規制対象とされている】―その理解は、同条約第28条で産業上の目的のためならば適用しないことが明記されているので、日本国では、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。―フランス政府から認められた種子会社の証明書で対応可能であり、日本でも輸入手続制度をつくることによって対応可能です。	C	Ⅲ	①ＴＨＣ含有量が皆無である品種の大麻については承知していない。また、大麻種子については、成育した大麻のＴＨＣ含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。②ＥＵ諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会（ＩＮＣＢ）の年次報告（1999年）によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。③フランス政府がＴＨＣを含有しない大麻種子の証明書を提出しているとされているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に、従来主体からもEUやカナダにおける事例が紹介されているが、含有量において、これらは把握しているか。仮に事実関係が異なる場合、どのような扱いが説明されたい。以上について、その提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	①産業用大麻の品種は、EU諸国の国内法に優先するEU規則に基づいている。添付よ、これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付3、種子の段階で判別しなくても、種子会社の証明書によってTHC含有量を把握し、EU域内で商業栽培されている。よって、同じように種子管理会社の証明書があればTHCの把握は可能である。輸入後の管理体制は、栃木県と同じ管理体制（添付4）を整えれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU諸国やカナダで実現できている薬物法と産業利用の区別するには、何が ポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。	C	Ⅲ	大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、国際麻薬統制委員会（INCB）の年次報告（1999年）にもあるように、1998年中に合法と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することにつながらないことから現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある（我が国が外国政府による証明書のある種子の輸入を認めることが必要である理由はなく、これを国ごとは考えていない。）。	ヘンプリズム志国プロジェクト	愛媛県	厚生労働省 経済産業省